

新型コロナウイルス感染症業務白書

【令和元年12月～令和6年9月30日】

市長室 危機管理課

令和6年11月1日作成

目 次

1 感染症の概要	1
(1) 経 過	1
(2) 新型コロナウイルス感染症に係る法整備	3
(3) 海老名市に緊急事態措置等が適用された期間の概要	5
(4) 政 策	18
(5) 外 交	20
2 感染状況	23
(1) 感染者数の推移	23
(2) 海老名市月別新規感染者数及び主な対策	26
3 国・県・市の処置事項等	28
4 市の体制	48
5 市の取組	63
(1) 業務継続のための市全体の取組	63
(2) 財政措置	66
(3) 経済対策	77
(4) 感染症対策	86
(5) 生活支援	89
(6) 物的支援	91
(7) 人的支援	94
(8) 情報発信	96
(9) 救急活動	98
(10) 災害対策	103
(11) 学校教育	104
(12) 市 議 会	116
6 自宅療養者支援	117
7 新型コロナウイルスワクチン接種	120
8 寄 附	137

1 感染症の概要

(1) 経過

ア 新型コロナウイルス感染症流行の始まり

令和元年12月、中国・湖北省武漢市で流行が確認された新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界に拡大しました。中国当局は令和2年1月23日に武漢市を「都市封鎖」しましたが、この頃、中国では、1月24日から30日（その後2月2日に延長）まで春節（旧正月）の大型連休に突入しており、既に帰省や旅行で武漢市から拡散していたと推察されています。

イ 日本国内で新型コロナウイルスを確認

(ア) 動向

令和2年1月14日に世界保健機関（WHO）が中国・湖北省武漢市で発生しているウイルス性肺炎について、新型のコロナウイルスが検出されたと認定しました。この情勢を受け日本政府は、1月31日に新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第3回）を開催し、中国・湖北省に滞在歴のある外国人を2月1日から入国を拒否することを決定しました¹。この頃は、中国を中心に感染が拡大しており、1月29日には、武漢市等の帰国者用に日本政府チャーター便（第1便）が運航され、現地滞在の邦人が帰国しました。

(イ) 国内初の感染者確認 ～人から人へ感染事例～

日本国内では、令和2年1月16日に武漢市に渡航歴のある神奈川県在住者から初めて新型コロナウイルスが検出されました。また1月28日には、武漢市に渡航歴のない日本人が初めて感染し、状況は一変しました。

武漢市に渡航歴のない日本人はバス運転手で、武漢市から来訪した中国人ツアー客を乗せて東京・大阪間を往復し、翌日（令和2年1月29日）には同乗していたバスガイドの感染も確認されました。これを受け厚生労働

¹ 令和2年1月31日付け 国家安全保障会議決定（閣議了解）「中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」

省は、1月30日に日本国内でも「人から人への感染」が認められると明らかにしました²。この頃から、マスク及び手指消毒液等の衛生用品が市場から品薄となり、日本国民の危機意識が変化しました。

日本で最初の正念場となったのは、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」における集団感染の対処で、同船は令和2年2月3日に横浜港に着岸し、2週間の健康観察期間及び同船の乗客・乗員等の新型コロナウイルス検査等の対応が講じられ、2月19日から下船が開始されましたが、健康観察期間を経て下船した乗客が陽性と診断されるなど、感染症対策の課題が浮き彫りとなりました。

当初の感染は、海外渡航歴のある者の感染及び感染者との接触歴のある者に限られていましたが、クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の船内隔離が行われている間に国内で初の死者が確認されるなど、中国渡航歴がなく、感染経路不明の感染者が相次いで報告され、令和2年2月13日には、日本国内で初の感染者死亡を確認し、2月21日には、国内で10歳未満初の感染が確認されるなど、「市中感染」が確認されると感染が全国に拡大しました。

(ウ) 政府における新型コロナウイルス感染症対策本部の設置

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきました。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する特措法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いこと

² 令和2年1月30日付け 中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎について（令和2年1月30日版）

が、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、特措法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置されました。

(2) 新型コロナウイルス感染症に係る法整備

ア 指定感染症の指定

新型コロナウイルス感染症は、感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」として定めることが令和2年1月28日の閣議において決定し、10日間の周知期間を経て、2月7日に施行されました。

新型コロナウイルス感染症は、感染症法における一類から三類感染症と同等の措置を講じなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、「指定感染症」に指定し、二類感染症と同等の措置を講じるものとして定められました。また、「検疫感染症」の指定については、国内に常在しない感染症のうち、病原体が国内に侵入することを防止するために検査が必要なものとして措置を講じるものとされました。本法改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合は、保健所への報告が義務化されました。

政府は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけについて」（令和5年1月27日厚生科学審議会感染症部会）を踏まえ、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス感染症（COVID-19）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、五類感染症に位置づけることを決定しました。

なお、位置づけの変更前に改めて、厚生科学審議会感染症部会の意見を聴いた上で、予定している時期で位置づけの変更を行うか最終確認した上で実施することとしました。

令和5年4月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエ

ンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月 8 日に同法の五類感染症に位置付けることとしました。

イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

新型コロナウイルス感染症の流行を早期に終息させるために、徹底した対策を講じていく必要があることから、国民生活や経済、社会に重大な影響を与えるリスクに対し総合的な対策を講じられるよう新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に規定する新型インフルエンザ等とみなすため、特措法の一部改正が令和 2 年 3 月 10 日に閣議決定され、3 月 13 日公布、3 月 14 日に施行されました。本法改正により、政府が特措法に基づく「緊急事態宣言」を発出する法整備がされ、緊急事態宣言が発出された都道府県は、都道府県知事が外出自粛等の要請が可能になりました。

ウ まん延防止等重点措置の創設

令和 3 年 2 月 3 日には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が公布され、2 月 10 日に政令が改正されたことにより、特措法が 2 月 13 日に施行されました。本改正には、緊急事態宣言の前段とする「まん延防止等重点措置」を新設し、営業時間短縮の命令及び入院措置に応じない場合の行政罰の過料が設けられました。

「まん延防止等重点措置」は、同法に基づく緊急事態宣言の前段又は緊急事態宣言解除後に国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれが継続している段階において、政府対策本部長が期間及び区域等を定めて公示し、政府が対象とした都道府県の知事が市町村を限定して、営業時間の変更その他必要な政令で定める措置を集中的に講じることが可能になりました。

(3) 海老名市に緊急事態措置等が適用された期間の概要

措置内容	期 間
ア 緊急事態措置	令和2年4月7日～令和2年5月6日 延長 ～令和2年5月31日 解除 令和2年5月25日
イ 緊急事態措置	令和3年1月8日～令和3年2月7日 延長 ～令和3年3月7日 延長 ～令和3年3月21日
ウ まん延防止等重点措置	令和3年4月28日～令和3年5月11日 延長 ～令和3年5月31日 延長 ～令和3年6月20日
	令和3年7月22日～令和3年8月1日
エ 緊急事態措置	令和3年8月2日～令和3年8月31日 延長 ～令和3年9月12日 延長 ～令和3年9月30日
オ まん延防止等重点措置	令和4年1月21日～令和4年2月13日 延長 ～令和4年3月6日 延長 ～令和4年3月21日
カ かながわ BA.5 対策強化宣言	令和4年8月2日～令和4年8月31日 延長 ～令和4年9月30日 解除 ～令和4年9月25日

ア 令和2年4月～ 緊急事態措置

日本国内の感染者数は、3月以降に急増し、医療体制のひっ迫による医療崩壊が懸念されるようになりました。この情勢を踏まえ令和2年4月7日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第27回）において、新型コロナウイルスの感染拡大に備え、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言を行いました。緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）は、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とし、緊急事態措置を実施すべき期間（以下「緊急事態措置期間」をいう。）は、4月7日から5月6日

までとしました。以後、4月16日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部（第29回）では、各都道府県における感染状況等を踏まえ、緊急事態措置区域を全都道府県とすることを決定しました。さらに、緊急事態宣言下において感染が急増している北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び京都府の1道1府4県と4月7日に緊急事態措置区域となった1都1府5県を「特定警戒都道府県」に位置付け、感染防止対策が重点的に行われました。

令和2年5月4日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第33回）において、緊急事態措置期間について、全都道府県を対象としたまま25日間延長し、緊急事態措置期間を5月31日までに決定しました。その後政府は、各都道府県における感染状況等を踏まえ、5月14日には、「特定警戒都道府県」のうち茨城県、石川県、岐阜県、愛知県及び福岡県の5県を含む39都道府県、5月21日には、大阪府、京都府及び兵庫県の2府1県を緊急事態措置区域から除外すると決定し、緊急事態措置区域は北海道、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県 of 1都1道3県に縮小されました。

令和2年5月25日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第36回）において、感染状況等を分析し、総合的に判断した結果、すべての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、北海道、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の1都1道3県に発出されていた緊急事態宣言は、5月25日付けで緊急事態解除宣言を行いました。

イ 令和3年1月～ 緊急事態措置

令和2年10月末以降の感染者数は増加傾向となり、12月には首都圏を中心に過去最多の状況が継続し、医療提供体制がひっ迫している地域が見受けられるようになりました。この状況を踏まえて令和3年1月2日に東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の1都3県の知事は、深刻な感染状況や医療崩壊を未然に防ぐため、経済再生担当相と会談し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を早急に発出するよう要請しました。これを受け政府は、1月4日に1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）に対して緊急事

態宣言を行う方向で調整し、1月7日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部（第51回）において、1月8日から2月7日まで1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）に特措法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行うと決定しました。

令和3年1月13日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）において、特措法第32条第3項に基づき、1月14日から2府5県（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）を緊急事態措置区域に加える変更を行い、1月7日の決定を含めた1都2府8県（栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）に拡大されました。

令和3年2月2日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）において、特措法第32条第3項に基づき、2月7日から緊急事態措置区域から栃木県を除く1都2府7県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）に変更するとともに、緊急事態措置期間を3月7日まで延長することを決定しました。

令和3年2月26日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第56回）において、2府4県（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）の緊急事態措置を2月28日に終了することを決定し、3月1日以降については、特措法32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の1都3県に変更することとした上で、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況を見極めつつ、緊急事態措置期間の終期である3月7日に向けて、感染防止策の更なる徹底を図っていくとしました。

この情勢に続いて令和3年3月5日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第57回）において、令和3年1月7日に発出した新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言については、特措法第32条第3項に基づき、引き続き1都3県（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）を緊急事態措置区域とし、緊急事態措置期間を3月21日まで延長するとしました。

令和3年3月18日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第58回）において、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置期間とされている3月21日をもって、緊急事態措置を終了すると決定しました。緊急事態宣言解除後は、社会経済活動を継続しつつ、再度の感染拡大を防止し、重傷者・死亡者の発生を可能な限り抑制するための取組を進めていくこととしました。

緊急事態宣言の解除を踏まえて神奈川県は、新規感染者の発生を抑止するために令和3年3月21日から4月21日までを「リバウンド防止期間」とし、感染症対策の徹底を呼び掛けました。

ウ 令和3年4月～

（ア）まん延防止等重点措置

令和3年4月1日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第59回）において、感染の再拡大を防止する必要性が高まっていることなどから緊急事態宣言に準ずる措置を講ずることができる特措法第31条の4第1項に基づく「まん延防止等重点措置」について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間（以下「重点措置期間」という。）を4月5日から5月5日までの1か月とし、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）を宮城県、大阪府及び兵庫県とする公示を国内で初めて行いました。

令和3年4月9日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回）において、4月12日以降については、重点措置区域に東京都、京都府及び沖縄県を追加する変更を行うとともに、重点措置期間を京都府及び沖縄県は4月12日から5月5日まで、東京都は4月12日から5月11日までとする旨の公示を行いました。

令和3年4月15日、神奈川県は県内の新規感染者数が、ステージⅢに相当する1日当たり200人を超えたことを踏まえ、政府に対しまん延防止等重点措置適用の要請を行いました。

令和3年4月16日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第61回）において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、4月20日以降については、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県の4県を追加した1都2府7県（宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県）に変更するとともに、重点措置期間については、宮城県、大阪府及び兵庫県は4月5日から5月5日まで、京都府及び沖縄県は4月12日から5月5日まで、東京都は4月12日から5月11日まで、埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県は4月20日から5月11日までとする公示を行いました。

同日、神奈川県は、県対策本部を開催し、県内の感染者のウエイトが大きく、また飲食店の数も多く、先行してまん延防止等重点措置が適用されている東京都に隣接する、横浜市、川崎市及び相模原市を適用区域とするまん延防止等重点措置の実施を決定しました。

令和3年4月23日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回）において、特措法第31条の4第3項に基づき、4月25日から重点措置区域に愛媛県を追加し、緊急事態措置区域とされた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県は重点措置区域から除外する変更を行いました。重点措置区域は7県（宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、愛媛県及び沖縄県）となり、重点措置期間を宮城県は4月5日から5月5日までから4月5日から5月11日まで、沖縄県は4月12日から5月5日までから4月12日から5月11日までと変更し、愛媛県における重点措置期間を4月25日から5月11日までとする旨の公示を行いました。

令和3年4月28日、神奈川県は、まん延防止等重点措置区域に鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の6市を追加しました。

5月7日に政府は、神奈川県に対して令和3年4月20日から適用されたまん延防止等重点措置の期間は5月11日までとされていましたが、大都市を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫もみられ

ることなどから、新型コロナウイルス感染症対策本部（第63回）において、5月9日以降については、特措法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行いました。また、重点措置期間については、北海道、岐阜県及び三重県は5月9日から5月31日とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県は5月31日まで延長する旨の公示を行いました。

また、令和3年5月14日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第64回）において、5月16日以降については、特措法第31条の4第3項に基づき、重点措置区域から北海道を除外し、重点措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県、愛媛県及び沖縄県に加え、群馬県、石川県及び熊本県を追加する変更を行うとともに、群馬県、石川県及び熊本県において重点措置期間を5月16日から6月13日までとする旨の公示を行いました。

令和3年5月28日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第67回）において、特措法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県及び三重県において重点措置期間を6月20日まで延長する公示を行いました。

令和3年6月10日に政府は、群馬県、石川県及び熊本県について、重点措置期間とされる6月13日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行いました。また、6月17日に政府は、岐阜県及び三重県について、重点措置期間とされている6月20日をもって重点措置を終了することを決定しました。6月21日以降については、従前、緊急事態措置区域とされていた北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県を重点措置区域に追加する変更を行い、重点措置期間を6月21日から7月11日までとし、埼玉県、千葉県及び神奈川県の重点措置期間は7月11日まで延長する公示を行いました。

令和3年6月17日、神奈川県は、6月21日から横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市及び座間市の6市をまん延防止等重点措置区域として継続することを決定しました。

令和3年7月8日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第70

回)において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、北海道、東京都、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県については、重点措置期間とされる7月11日をもってまん延防止等重点措置を終了する旨の公示を行うとともに、特措法第31条の4第3項に基づき、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府における重点措置期間を8月22日まで延長する旨の公示を行いました。

令和3年7月16日、神奈川県は7月22日以降、清川村を除く全市町をまん延防止等重点措置区域として継続することを決定しました。

令和3年7月30日に政府は、まん延防止等重点措置の延長を繰り返していた状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策本部(第71回)において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行った上で、8月2日以降については、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域に東京都及び沖縄県に加え、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加する変更を行い、8月22日までの期間とされていた神奈川県のまん延防止等重点措置は、8月2日から緊急事態措置に切り替わりました。

(イ) 緊急事態措置

まん延防止等重点措置を適用するも、令和3年3月上旬以降、新規感染者数が大都市部を中心に増加傾向にあり、重症者数の増加、変異株(アルファ株)感染者数の増加がみられ、感染状況に歯止めがかからない状況を踏まえて令和3年4月23日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部(第62回)において、まん延防止等重点措置が適用されていた東京都、京都府、大阪府及び兵庫県の1都2府1県に対して特措法第32条第1項に基づく緊急事態宣言を行い、緊急事態期間を4月25日から5月11日までとしました。

令和3年5月7日に政府は、開催された新型コロナウイルス感染症対策本部(第63回)において、大都市を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療供給体制のひっ迫もみられることから、5月12日以降は、特措法第32

条第3項に基づき、緊急事態措置区域に愛知県、福岡県を5月12日から追加した1都2府3県（東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県）に変更するとともに、緊急事態措置期間を5月31日まで延長しました。

令和3年5月14日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第64回）において、感染が急速に拡大している地域があり、医療提供体制のひっ迫もみられることから、緊急事態措置区域に北海道、岡山県及び広島県を5月16日から追加し、1都1道2府5県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県）に拡大する変更を行いました。

令和3年5月21日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第66回）において、5月23日以降については、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域に沖縄県を追加した1都1道2府6県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県）に変更を行い、緊急事態措置期間については、北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県は5月31日まで、沖縄県は6月20日までと決定しましたが、5月28日には、新型コロナウイルス感染症対策本部（第67回）において、1都1道2府6県（北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県）の緊急事態措置期間を6月20日に延長すると決定しました。

この経過について、令和3年6月17日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第69回）において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減がみられる北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県及び福岡県については、緊急事態措置期間とされている6月20日をもって緊急事態措置区域から除外し、緊急事態措置区域を沖縄県のみに変更し、緊急事態措置期間を7月11日まで延長することを決定しました。

エ 令和3年8月 緊急事態措置

東京都における新規陽性者数が極めて高い水準にあり、増加傾向である状況を踏まえて令和3年7月8日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第70回）において、7月12日以降については、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域として東京都を追加する変更を行うとともに、東京都における緊急事態措置期間を7月12日から8月22日まで、沖縄県については8月22日まで延長すると決定しました。

令和3年7月30日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第71回）において、新規陽性者数が高い水準にあり、増加傾向が著しい地域がみられることから、8月2日以降については、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域に埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加した1都1府4県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県）に変更を行うとともに、緊急事態措置期間を東京都及び沖縄県については8月31日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府については8月31日までと決定しました。

なお、上述のとおり、令和3年8月5日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第72回）において、ワクチン接種が進捗する中で、医療提供体制への負荷の改善等がみられ、緊急事態措置又は重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、期間内であっても措置を解除するとししました。

令和3年8月17日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第73回）において、新規陽性者数が急速に増加し、公衆衛生体制・医療提供体制が首都圏を中心に非常に厳しくなっている状況を踏まえ、8月20日以降は、特措法第32条第3項に基づき、緊急事態措置区域を沖縄県（5月23日から）、東京都（7月12日から）、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府（8月2日から）に加え、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、緊急事態措置期間を8月20日から9月12日までと決定しました。

また、令和3年8月25日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第75回）において、新規陽性者数が過去最大の水準を更新し続けている状況を踏まえ、緊急事態措置区域に北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県を追加する変更を行い、緊急事態措置区域を1都1道2府17

県（北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県）に拡大しました。

さらに、令和3年9月9日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第76回）において、新規陽性者数の減少及び医療提供体制等への負荷の軽減がみられる宮城県、岡山県については、特措法第32条第3項に基づき、9月12日をもって緊急事態措置区域から除外することを決定し、緊急事態措置区域は1都1道2府15県（北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県及び沖縄県）とし、緊急事態措置期間を9月30日まで延長することとしました。

令和3年9月28日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第77回）において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、全ての都道府県が緊急事態措置区域に該当しないこととなったため、緊急事態措置を実施すべき期間とされている9月30日をもって緊急事態措置を終了するとしました。そして、ワクチン接種を一層進捗させるとともに、医療供給体制の安定化を目指し、感染拡大に対する社会の耐性を高めながら、感染対策と日常生活を両立させることを基本として、政策を展開していくとしました。

オ 令和4年1月～ まん延防止等重点措置

令和4年1月7日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第83回）において、全国で新規感染者数が急増し、療養者数と重症者数が増加傾向にあることから、緊急事態宣言に準ずる措置を講ずることができる特措法第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置として、重点措置期間を1月9日から1月31日まで、重点措置区域を広島県、山口県及び沖縄県とする公示を行いました。

令和４年１月１７日、神奈川県はオミクロン株への置き換えなどにより、令和３年１２月下旬以降、新規感染者が増加に転じ、連日新規感染者が過去最多を更新し、感染拡大と病床のひっ迫等を踏まえ、１都３県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）で、国に対しまん延防止等重点措置の適用を要請しました。

令和４年１月１９日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第８４回）において、１月２１日以降については、重点措置区域に群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県を追加。この１３都県については、重点措置期間を１月２１日から２月１３日までとする旨の公示を行いました。

同日、神奈川県は県対策本部を開催し、全県を適用区域とするまん延防止等重点措置の実施を決定しました。

令和４年１月２５日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第８５回）において、重点措置区域以外の地域でも新規感染者数の急速な増加が継続し、オミクロン株のいわゆる市中感染が拡大しており、多くの地域でオミクロン株への急速な置き換えが進んでいることから、重点措置期間を令和４年１月９日から２月２０日までとし、各区域の重点措置期間については、広島県、山口県及び沖縄県も令和４年１月９日から２月２０日まで。群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県を、令和４年１月２１日から２月１３日までとしました。

また、新たな重点措置区域として、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県を追加。この１８道府県の重点措置期間については、令和４年１月２７日から２月２０日までとしました。

令和４年２月３日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第８６回）において、重点措置区域に和歌山県を追加し、重点措置期間を２月５日から２月２７日までとしました。

令和４年２月１０日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第８７回）

において、まん延防止等重点措置が適用されている 35 都道府県のうち、島根県、広島県、山口県、長崎県、熊本県、宮崎県及び沖縄県では今週先週比が 1 以下となり、全国で新規感染者数の増加速度は鈍化しているものの、療養者数、重症者数及び死亡者数の増加が継続しているため、重点措置区域に高知県を追加し、重点措置期間を 2 月 12 日から 3 月 6 日までとしました。また、その他の区域の重点措置期間について、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県及び宮崎県については、令和 4 年 1 月 21 日から 3 月 6 日まで、北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県及び鹿児島県については、令和 4 年 1 月 27 日から 2 月 20 日までとする公示を行いました。

令和 4 年 2 月 18 日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第 88 回）において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、山形県、島根県、山口県、大分県及び沖縄県について、重点措置期間とされている同月 20 日をもってまん延防止等重点措置を終了するとともに、法第 31 条の 4 第 3 項に基づき、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県及び鹿児島県において重点措置期間を同年 3 月 6 日まで延長する公示を行いました。

令和 4 年 3 月 4 日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第 89 回）において、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県及び鹿児島について、重点措置を実施すべき期間とされている同月 6 日をもってまん延防止等重点措置を終了するとともに、法第 31 条の 4 第 3 項に基づき、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県において重点措置期

間を同月 21 日まで延長する公示を行いました。

令和 4 年 3 月 17 日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第 90 回）において、全国の新規感染者数減少の動きに伴い、療養者数、重症者数及び死亡者数は減少が継続していることから、北海道、青森県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、香川県及び熊本県について、重点措置期間とされている同月 21 日をもってまん延防止等重点措置を終了する公示を行いました。

カ 令和 4 年 8 月～ かながわ B A. 5 対策強化宣言

令和 4 年 7 月 29 日に政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第 95 回）において、B A. 5 系統を中心として感染が拡大し、病床使用率が概ね 50% 超、又は昨冬のピーク時を超える場合、かつ入院患者が概ね中等症以上の入院医療を必要とする者である場合など、医療の負荷の増大が認められる場合に、地域の実情に応じて、都道府県が「B A. 5 対策強化宣言」を行い、住民や事業者への協力要請又は呼びかけを実施することとしました。

令和 4 年 8 月 2 日に神奈川県は、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第 64 回）において、国が新たに創設した、オミクロン株「B A. 5（ビーエーファイブ）対策強化地域」の指定を受け、総力を挙げた取組を行うため、8 月 2 日から 8 月 31 日まで、「かながわ B A. 5 対策強化宣言」を行うことを決定しました

令和 4 年 8 月 26 日に神奈川県は、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第 65 回）において、新規感染者数、病床利用率とも高止まりしており、対策強化宣言の要件も満たす状況にあることから、宣言の期間を 9 月 30 日まで延長することとしました。

令和 4 年 9 月 21 日に神奈川県は、新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第 67 回）において、新規感染者が減少傾向であり、「かながわ B A. 5 対策強化宣言」の要件である病床利用率 50% 超を下回っていることから、宣言を 9 月 25 日で終了することを決定しました。

キ 令和5年5月 新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止

令和5年4月27日 新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第44条の2第3項の規定に基づき、厚生労働大臣から、令和5年5月7日をもって同法の新型インフルエンザ等感染症と認められなくなる旨が公表され、これに伴い、同月8日に同法の五類感染症に位置付けることとされました。このため、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）は、令和5年5月8日に廃止することとなり、また、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第21条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止され、政府対策本部が廃止されたときは、特措法第25条の規定に基づき、都道府県対策本部についても廃止されることとなりました。

（4） 政策

ア マスク需要の高騰

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、マスクが極度に品薄となり、マスクの転売が多発し、仕入価格を超えた転売については、法的な規制措置が講じられるようになりました。

令和2年4月1日に政府は、マスクの需要が急激に拡大し、品薄状態となっている状況を受け、再来週（4月15日）以降に再利用が可能な布製マスクを1世帯当たり2枚配布すると表明しました。安倍首相の施策として、布製マスクは、「アベノマスク」と呼称されるようになりました。

イ 国民の生活指針 ～「新しい生活様式」～

政府は、新型コロナウイルス感染症対策本部（第34回）において、「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を継続するという、感染拡大を予防す

る新しい生活様式の普及を前提としつつ、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的に可能となる旨を示しました。

マスク需要が高まる中、令和2年4月に打ち出された政府による布製マスクの配布が行われ、本市では、株式会社オウルテックから30万枚の不織布マスクの寄贈を受け、5月15日に海老名市内の全戸に対し、マスクを配布しました。

ウ 経済対策

(ア) 定額給付金の支給

政府は、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策（令和2年4月20日閣議決定）として、国民に一律10万円を給付するとし、市町村による給付申請の受付を開始しました。市では、特別定額給付金チームを全庁体制により設置し、可能な限り早期に給付金を支給しました。

(イ) 「GO TO トラベル」

- ・ 令和2年7月16日に東京都では、過去最多の286人の感染が確認し、国内感染者新規数が622人となるなど、緊急事態宣言解除後の5月25日以降で最多となったことを受け、国土交通相は、全国一斉に開始予定だった観光支援事業「GO TO トラベル」の割引対象から東京都発着の旅行を除外すると表明し、観光支援事業「GO TO トラベル」は、東京都を除く46道府県で7月22日から始まりました。
- ・ 令和2年9月4日に政府は、「GO TO トラベル」に10月1日から東京都を追加する方針を9月11日に表明しました。
- ・ 令和2年11月13日に政府は、観光支援事業「GO TO トラベル」を延長することを決定しました。
- ・ 令和2年11月21日に政府は、開催された新型コロナウイルス感染症対策本部（第47回）会議において、観光支援事業「GO TO トラベル」の運用について審議し、感染拡大地域への旅行は、新規予約を一時停止すると決定しました。この決定を踏まえ11月24日に政府は、地域の感染状況に鑑み、札幌市及び大阪市の2市を一時的に観光支援事業「GO

TO トラベル」を停止するとし、12月1日には、東京都発着の旅行について、65歳以上の高齢者及び基礎疾患のある者の利用を12月17日まで自粛をお願いすることを決定しました。

- ・令和2年12月14日に政府は、感染状況に歯止めがかからない状況を踏まえ、令和2年12月28日から令和3年1月11日までの15日間を全国で一時的に停止すると表明しました。

(ウ) 「GO TO イート」

- ・令和2年9月4日に政府は、飲食業界への支援策「GO TO イート」について、「プレミアム付き食事券」発行を9月中旬以降に開始する旨を表明し、10月1日から正式に開始しました。ポイント付与事業が併せて開始され、インターネットサイトを通じた予約で1人当たり最大千円分のポイントを付与されましたが、10月8日に農林水産省は、千円未満の付与額以下の飲食については、ポイント付与の対象から除外すると発表しました。
- ・令和2年11月21日に政府は、「GO TO イート」の運用について、都道府県知事に対し、食事券の新規発行停止等の措置を要請しました。

(5) 外交

ア 世界保健機関（WHO）声明

令和2年3月上旬になると、欧州及びアメリカ合衆国において感染が拡大し、世界保健機関（WHO）は、現地時間の3月11日に「パンデミック」に相当するとしました。

令和3年1月末時点で世界の感染者数は約1億232万人（日本国内約38万人）、死亡者約221万人（同約5,600人）を超えました。

令和4年3月30日、テドロス事務局長は、パンデミック緊急事態の終了に向けた主要戦略として、「現在分かっていることに基づく、最も可能性の高いシナリオは、ウイルスは進化を続けるが、ワクチン接種や感染による免疫力の上昇により、重症度が時間とともに低下することだ」と述べました。

令和4年7月12日、テドロス事務局長は、「現在、世界で検出される新型コ

コロナウイルスのほとんどはオミクロン株であり、「BA.5」は6月25日までの1週間で、前の週から15ポイント増えて52%を占めている現状について、「新たな波が起きていて、新型コロナがまだ終わりに近づいていないことが改めて示されている」と述べました。

令和4年9月14日、テドロス事務局長は、直近1週間の新型コロナの死者数が流行初期の2020年3月以来の低水準になったとした上で、「パンデミックを終わらせるのに、これほど優位な状況になったことはない」と言及する一方で、重症化リスクの高い人へのワクチン接種など、各国が緩めずに対策を続ける必要性を訴えました。

令和4年12月21日、テドロス事務局長は、中国で新型コロナウイルスの感染が急拡大している現状について、「深刻な疾患の報告が増加している中国の状況を非常に懸念している」と述べました。

令和5年1月24日、テドロス事務局長は、「私たちはパンデミックが発生した3年前よりも明らかによい状態にあるが、国際社会における対応は再び緊張にさらされている」と述べ、改めて注意を呼びかけました。

令和5年5月5日、テドロス事務局長は、新型コロナウイルスの感染症拡大を受けて出している「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を終了すると発表しました。

イ 東京五輪（TOKYO 2020）1年延期

令和2年7月に開催予定の東京五輪（TOKYO 2020）について、国際オリンピック委員会（IOC）は、令和2年3月22日に予定通り開催するとしていた方針を改めて延期等を含めて再検討し、4週間以内に結論を出す」と表明しました。

3月24日に安倍首相と国際オリンピック委員会IOCバッハ会長等は、会談の上、「おそくとも2021年夏までに開催する」ことで五輪の1年延期を合意しました。

○海老名市は、東京2020オリンピック聖火リレーの通過市に決定され、令和3年6月28日から6月30日にかけて神奈川県内の公道で聖火リレーが執り行われる予定



でしたが、神奈川県により、県内における公道でのリレーの中止が決定され、6月29日に予定していた海老名市の聖火リレーは中止となりました。

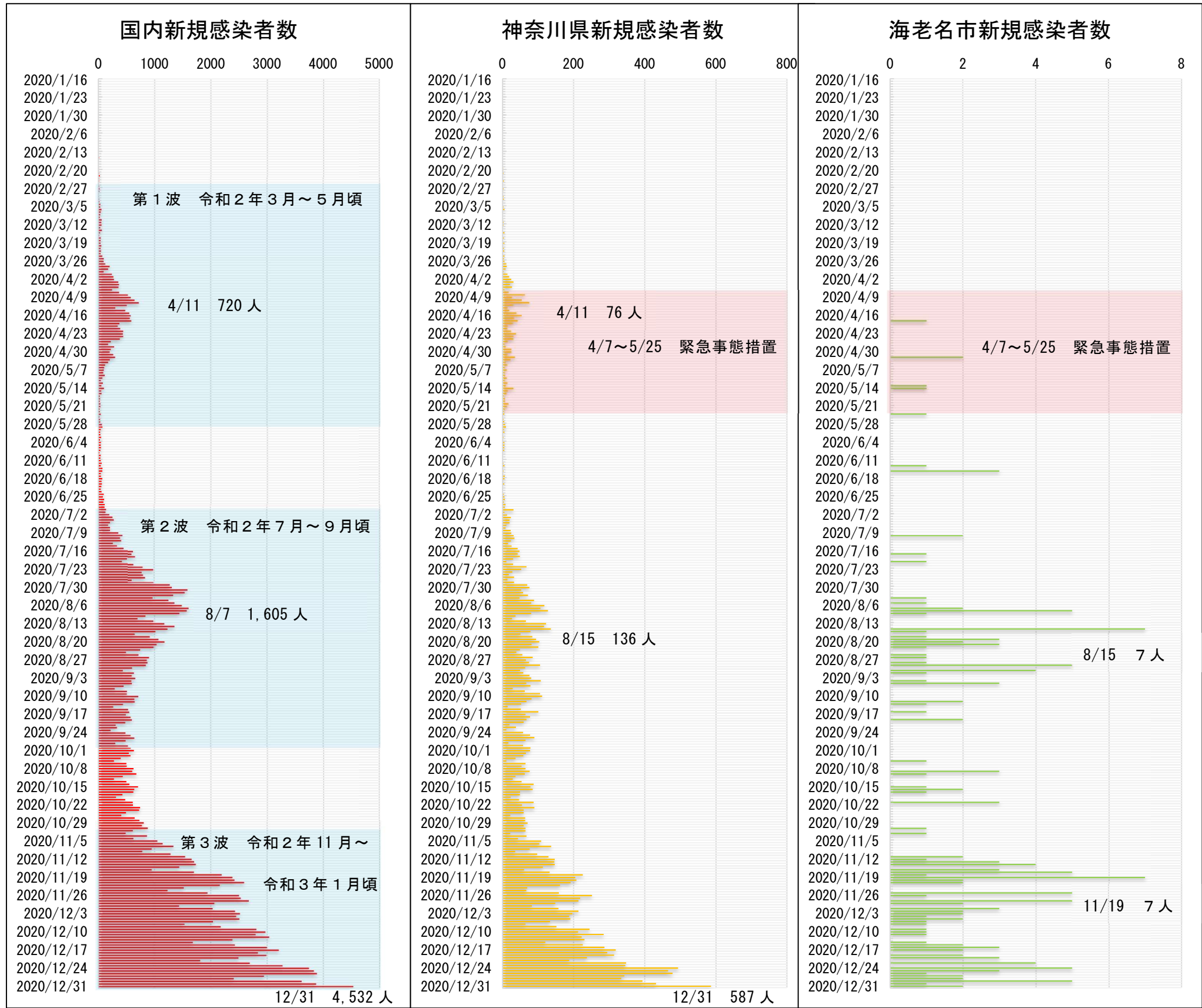


市庁舎における展示の様子

2 感染状況

(1) 感染者数の推移

ア 令和2年3月16日～令和2年12月31日



○ 令和2年3月～5月 第1波

新型コロナウイルス感染症の市中感染が確認されると、全国的に徐々に広がりました。感染者数や検査件数は少なく、感染ルートが不明な者も多かったため、感染者の傾向を分析するのは、極めて難しい時期でした。

○ 令和2年7月～9月頃 第2波

緊急事態措置解除後は、経済対策等による人流が絶えず、会食の感染リスクが高いとされ、酒類等を提供する飲食店等の営業時間の短所要請が行われました。

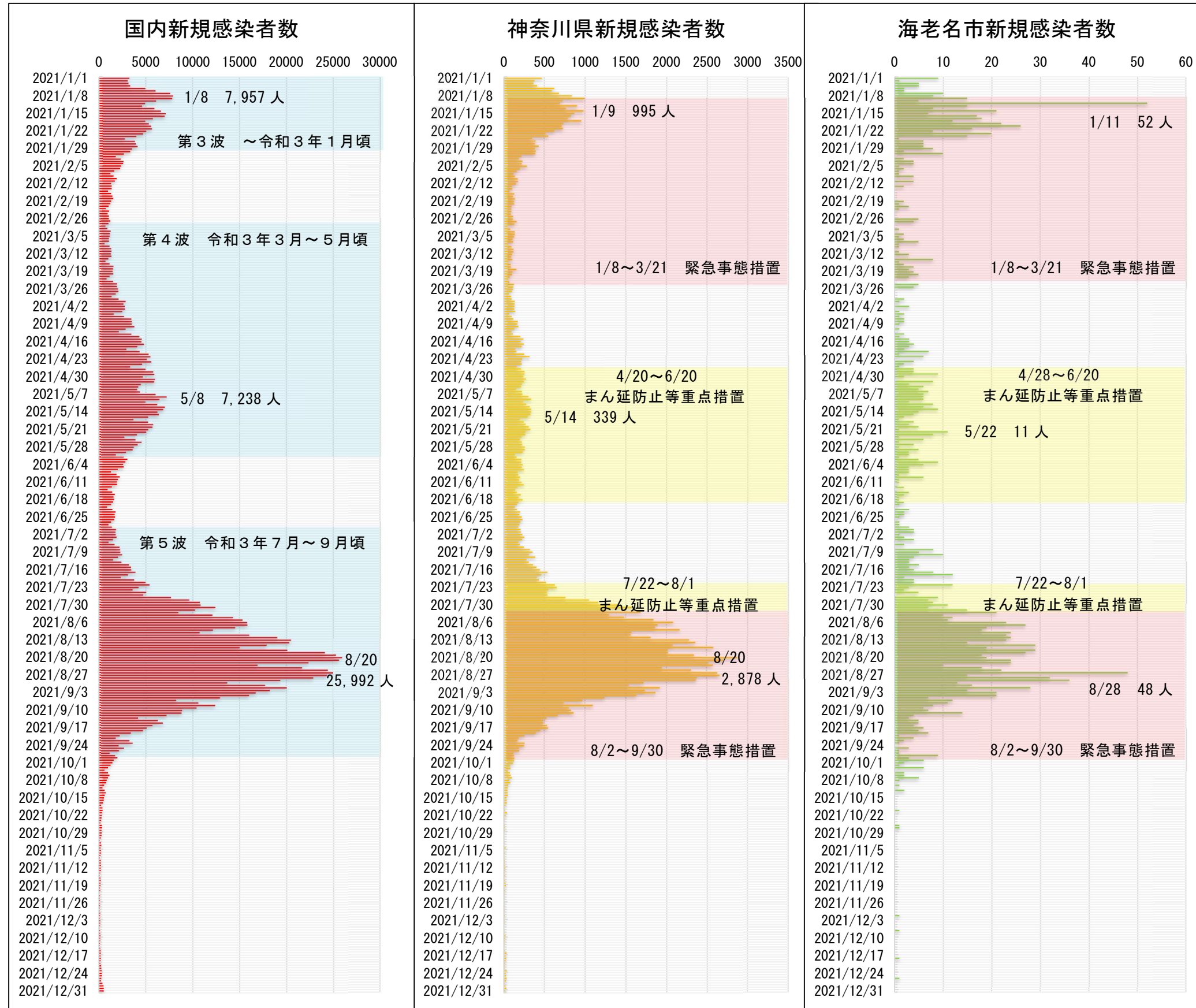
○ 令和2年11月～令和3年1月頃 第3波

この頃は、家庭内感染の割合が大幅に増える中、年末年始の恒例行事や帰省が感染の急拡大につながりました。

< 参考文献 >

- ・国内新規感染者数（NHKサイト）
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data/rules.html>
- ・神奈川県新規感染者数
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/dst/s0629831.html>
- ・海老名市新規感染者数
神奈川県記者発表資料に基づく

イ 令和3年1月1日～令和3年12月31日



○ 令和3年3月～5月頃 第4波

この頃は、従来型よりも感染力が強いとされる英国で確認されたアルファ株が拡大しました。

国内においては、まん延防止等重点措置を講じても歯止めがかからず、飲食店等における酒類の提供を禁じる措置や時短営業及び休業、大規模イベントは、原則無観客で行うなどが求められました。令和3年4月には、ワクチン接種が全国的に始まりました。

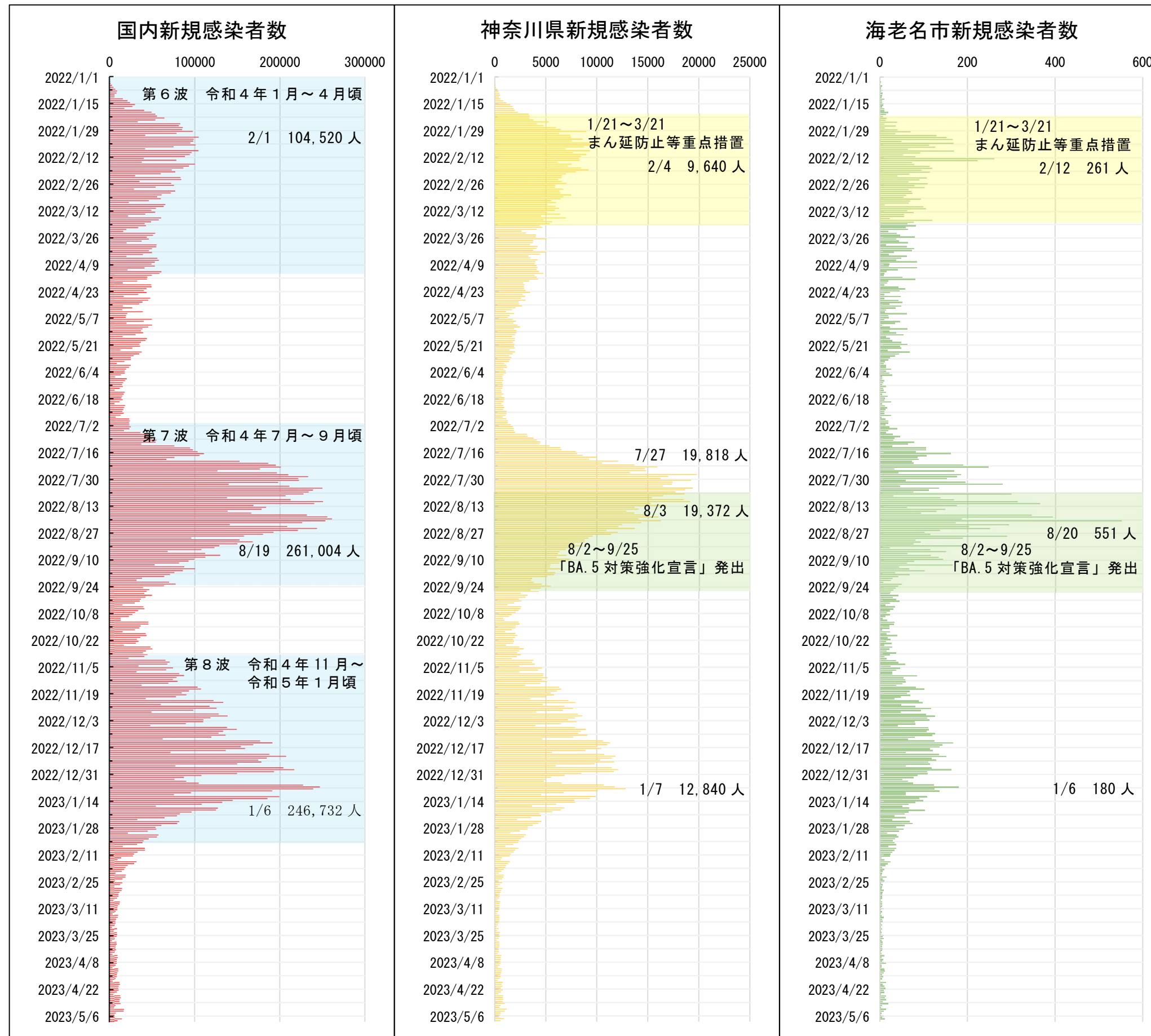
○ 令和3年7月～9月頃 第5波

アルファ株以上に感染力が強いとされるインドで確認されたデルタ株が拡大しました。この頃は、令和3年4月以降に進められたワクチン接種により、高齢者よりも若年層の感染が新規感染者の比率を大幅に占めました。

< 参考文献 >

- ・国内新規感染者数（NHKサイト）
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data/rules.html>
- ・神奈川県新規感染者数
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/dst/s0629831.html>
- ・海老名市新規感染者数
神奈川県記者発表資料に基づく

ウ 令和4年1月1日～令和5年5月7日



○ 令和4年1月～4月頃 第6波

令和4年1月以降、感染・伝播性の増加が示されるオミクロン株のリスクに対応するため、外国人の新規入国を停止するとともに、帰国者には、7日間（オミクロン株以外の変異株が支配的となっている国・地域については14日間）の自宅待機と健康観察を実施しました。

○ 令和4年7月～9月頃 第7波

政府は、感染再拡大を受け、現時点において新たな行動制限は行わず、最大限の警戒を続けながら社会経済活動の回復に取り組む方針を決定しました。神奈川県は国が新たに定めた、「BA.5対策強化宣言」を行い、住民や事業者への協力要請又は呼びかけを実施しました。

○ 令和4年11月～令和5年2月頃 第8波

政府は秋以降の対応として、医療体制の機能維持・確保、感染拡大防止措置及び業務継続体制を確保することとし、「医療ひっ迫防止強化地域」を指定することとしました。

○ 令和5年5月8日、五類感染症に位置付け、新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止しました。

< 参考文献 >

- ・国内新規感染者数（NHKサイト）
<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data/rules.html>
- ・神奈川県新規感染者数
<https://www.pref.kanagawa.jp/osirase/1369/>
- ・海老名市新規感染者数
神奈川県記者発表資料に基づく

(2) 海老名市月別新規感染者数及び主な対策

ア 令和2年2月～令和3年12月

令和2年4月
【次亜塩素酸水無償配布】
【ビニールカーテンを設置】

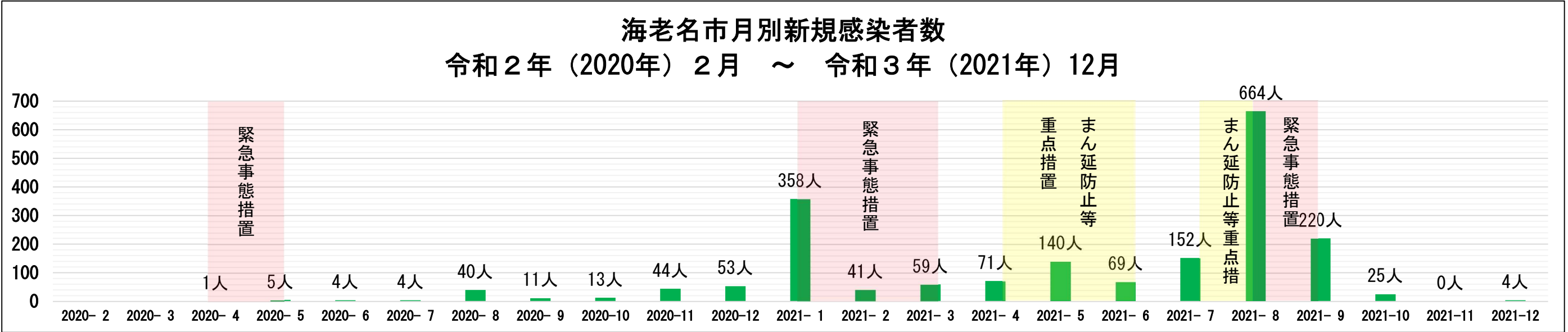


令和2年5月
【PCR集合検査場開設】
【医療従事者への青色エール】
【マスク全戸配布】



令和2年9月
【PCR集合検査場
2P1T体制に拡充】





※令和2年2月17日～保健所単位で発表、令和2年4月18日～保健所単位で市町村別に発表

令和3年2月～
【自宅療養者支援】



令和3年5月～
【新型コロナウイルスワクチン集団接種】



7月
から
打ち
手
と
し
て
始
動

救急救命士によるワクチン接種
全国初

イ 令和4年1月～令和5年5月

令和4年3月～

【小児・成人 新型コロナウイルスワクチン集団接種】



令和4年4月～

【ワクチン夜間接種（ピナガーデンズパーク）】

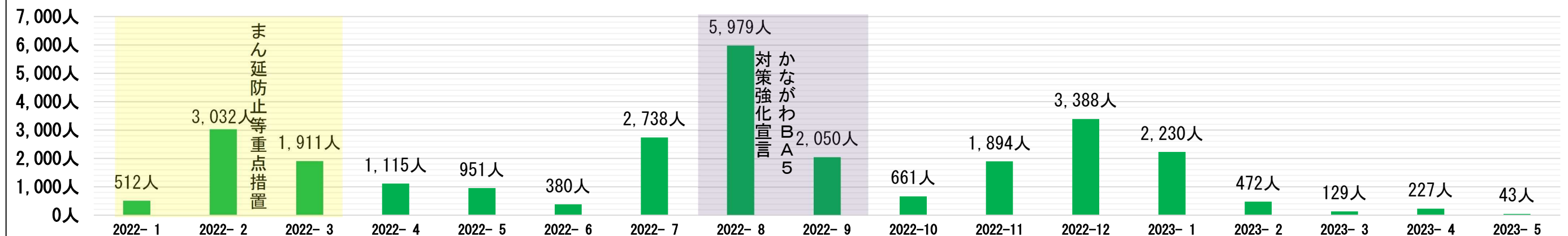


令和4年7月～

【ワクチン4回目接種（北部公園体育館）】



海老名市月別新規感染者数 令和4年（2022年）1月 ～ 令和5年（2023年）5月



※保健所単位で市町村別に発表

令和4年【自宅療養者支援を継続】



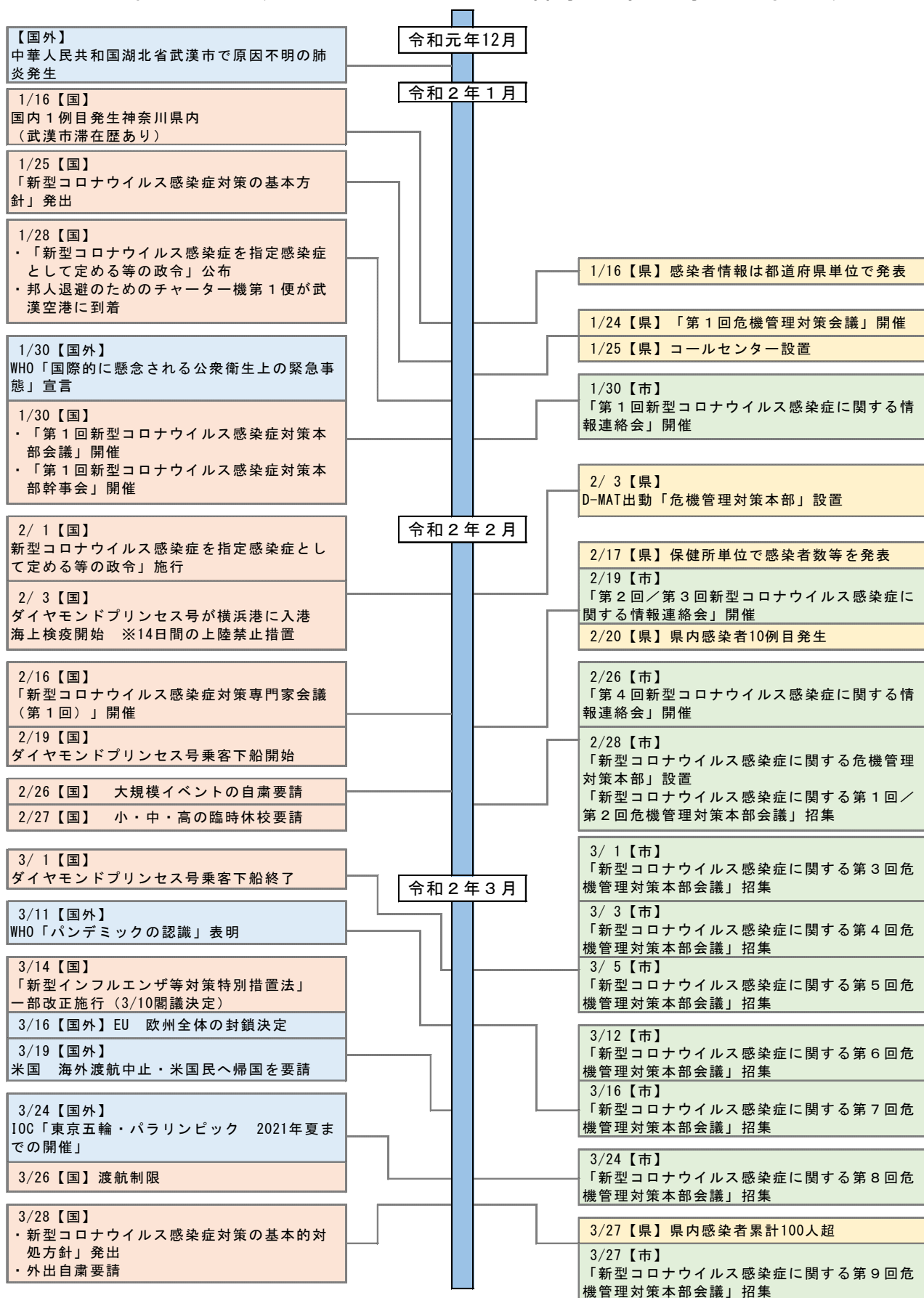
令和4年9月【コロナ禍におけ避難所開設訓練】



3 国・県・市の処置事項等

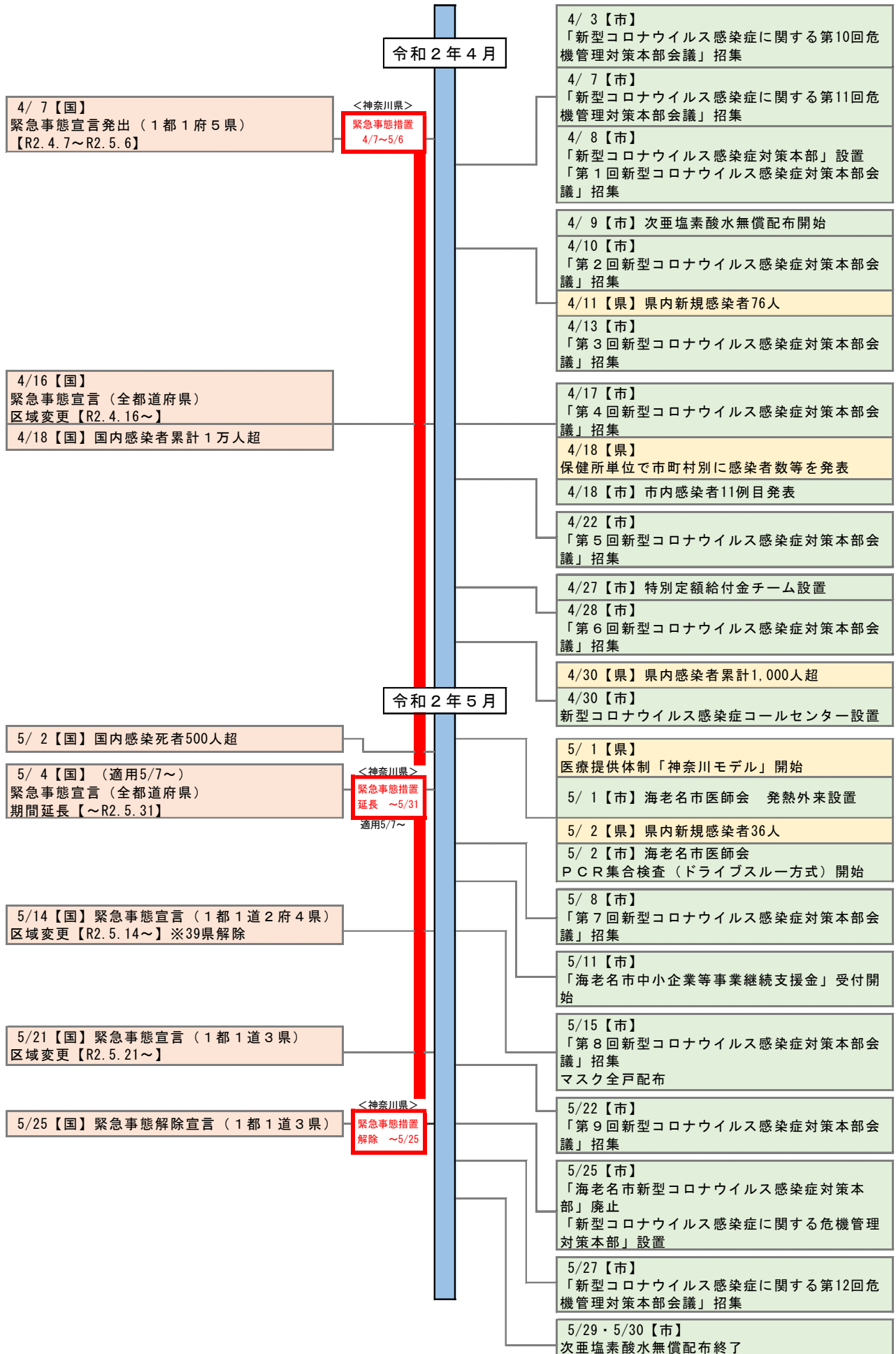
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



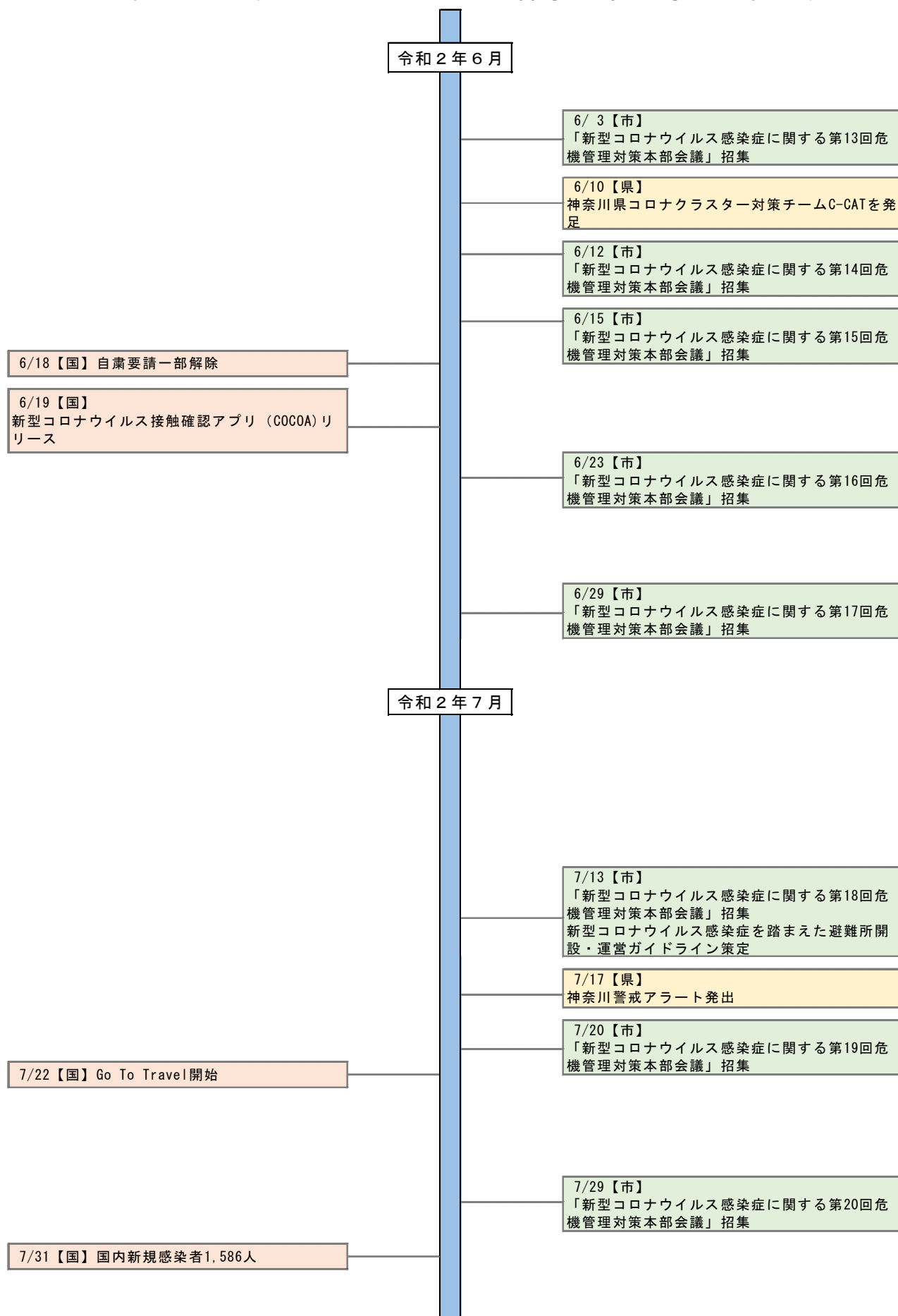
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



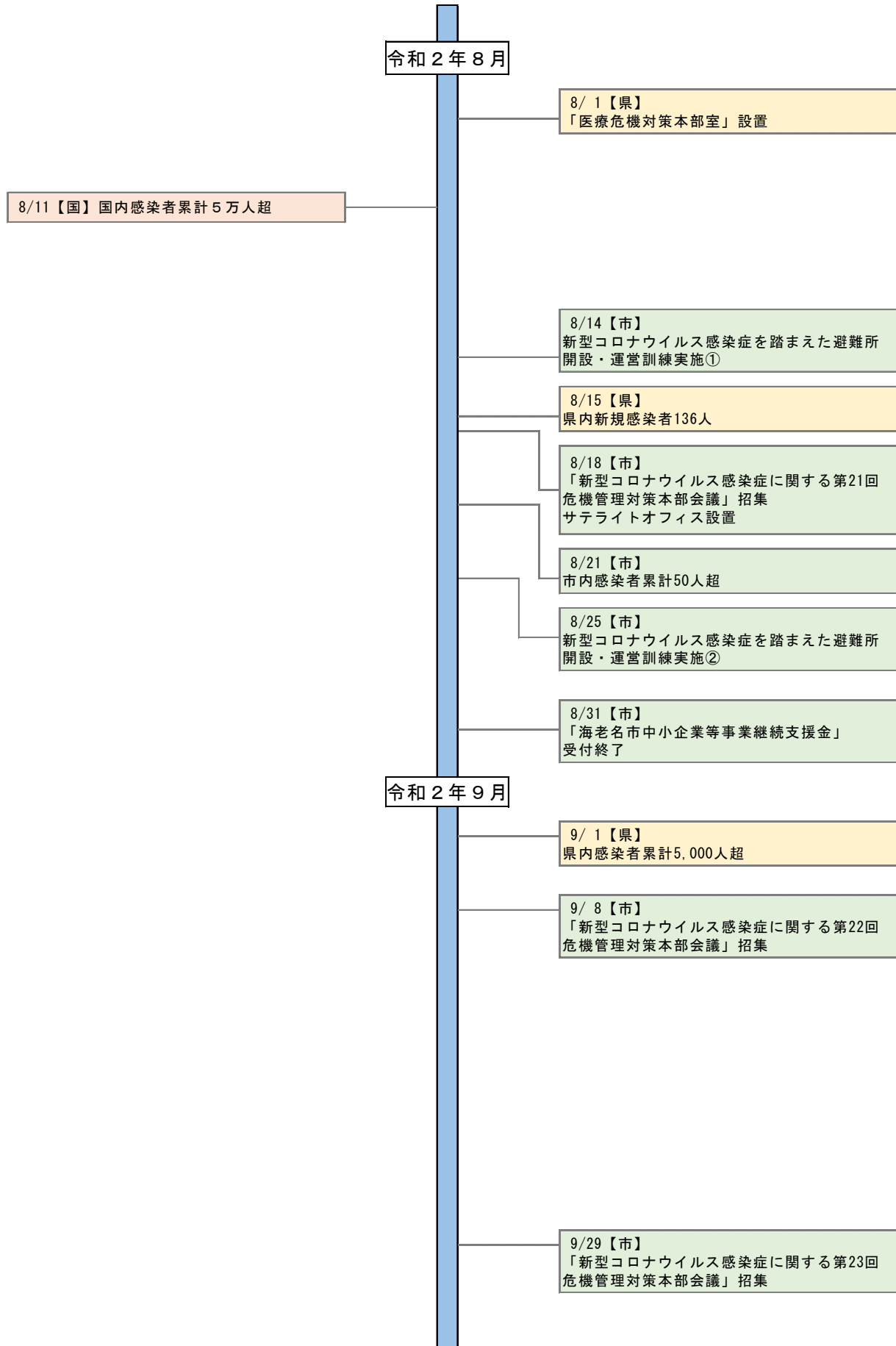
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



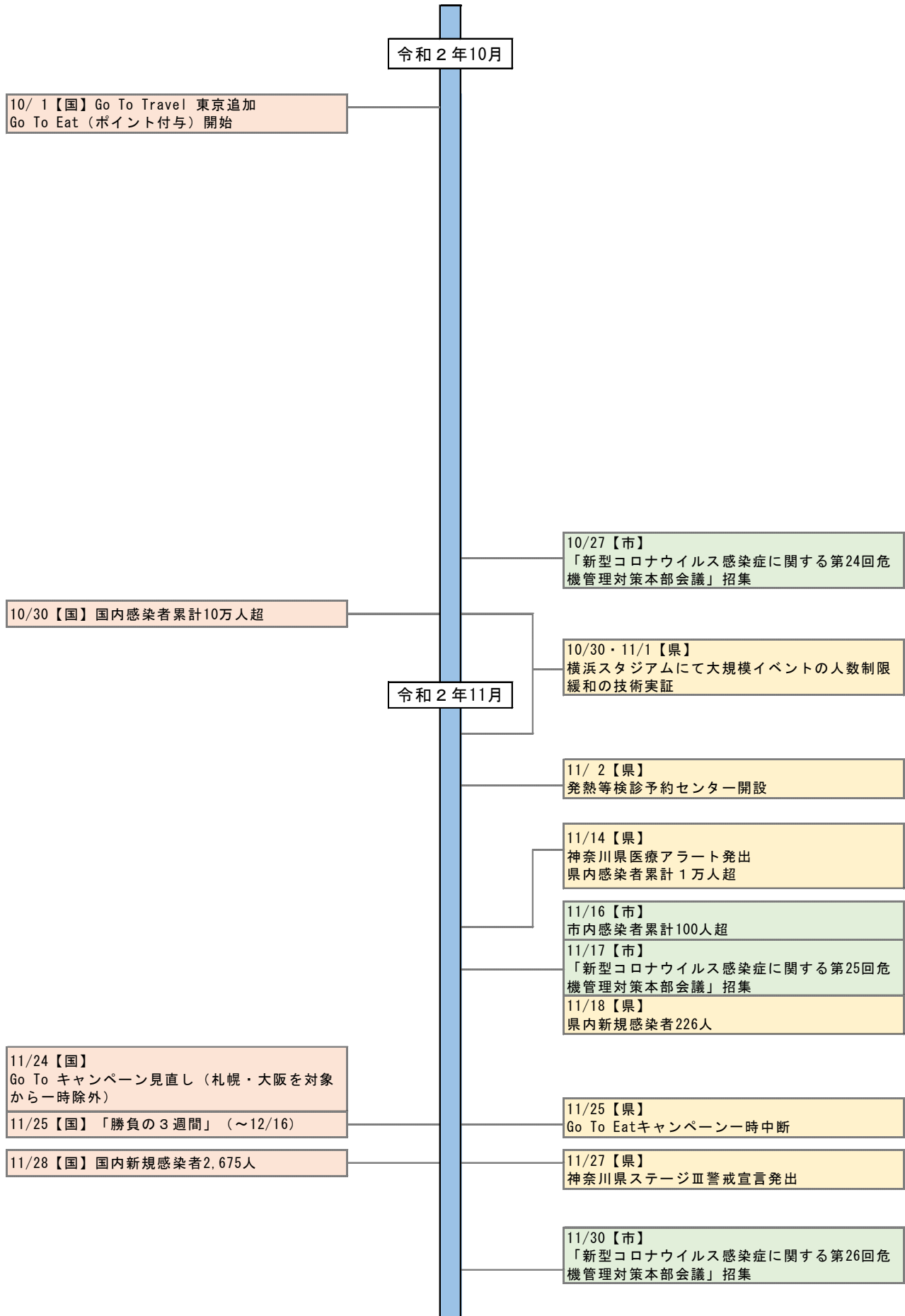
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



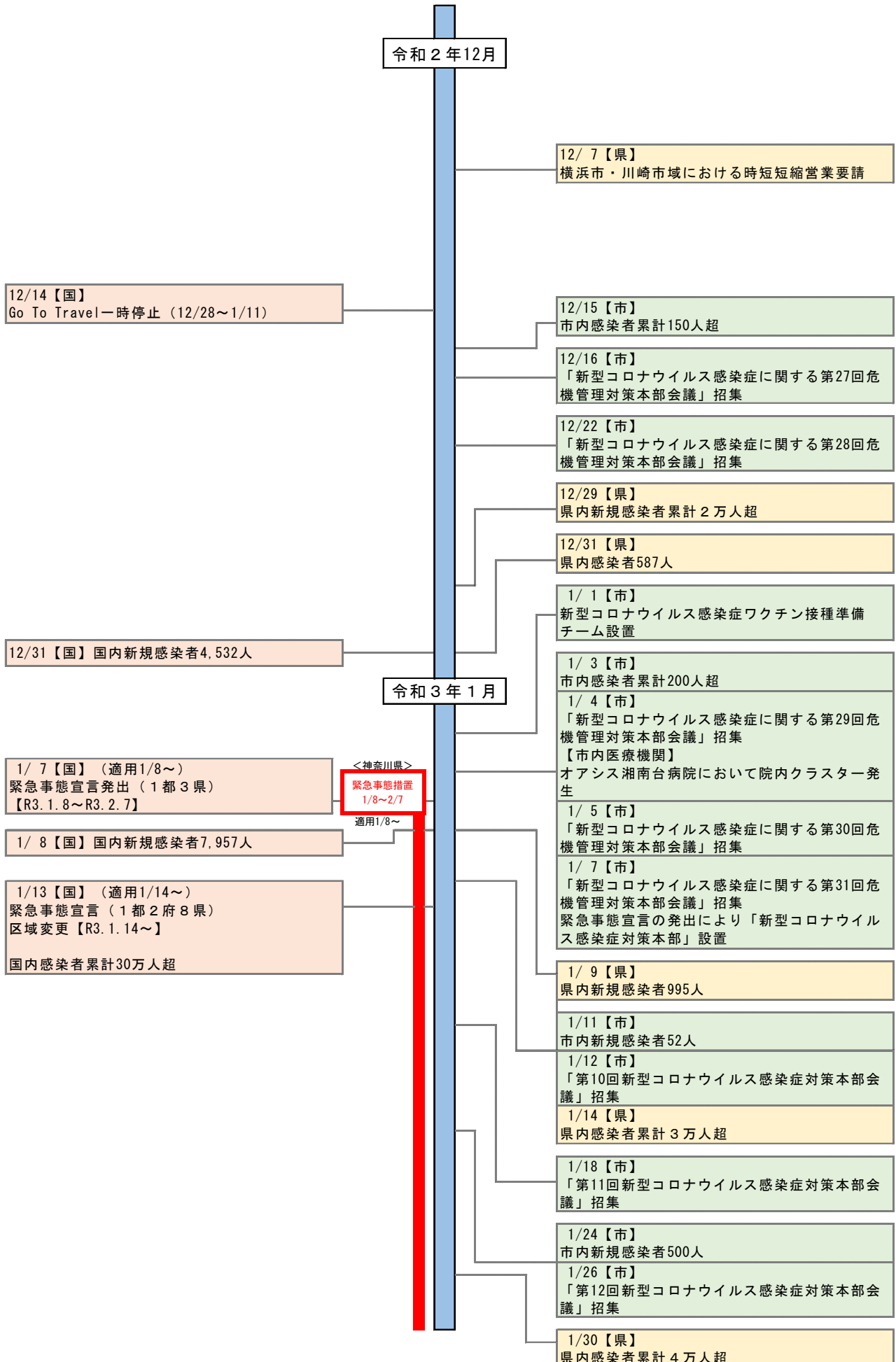
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



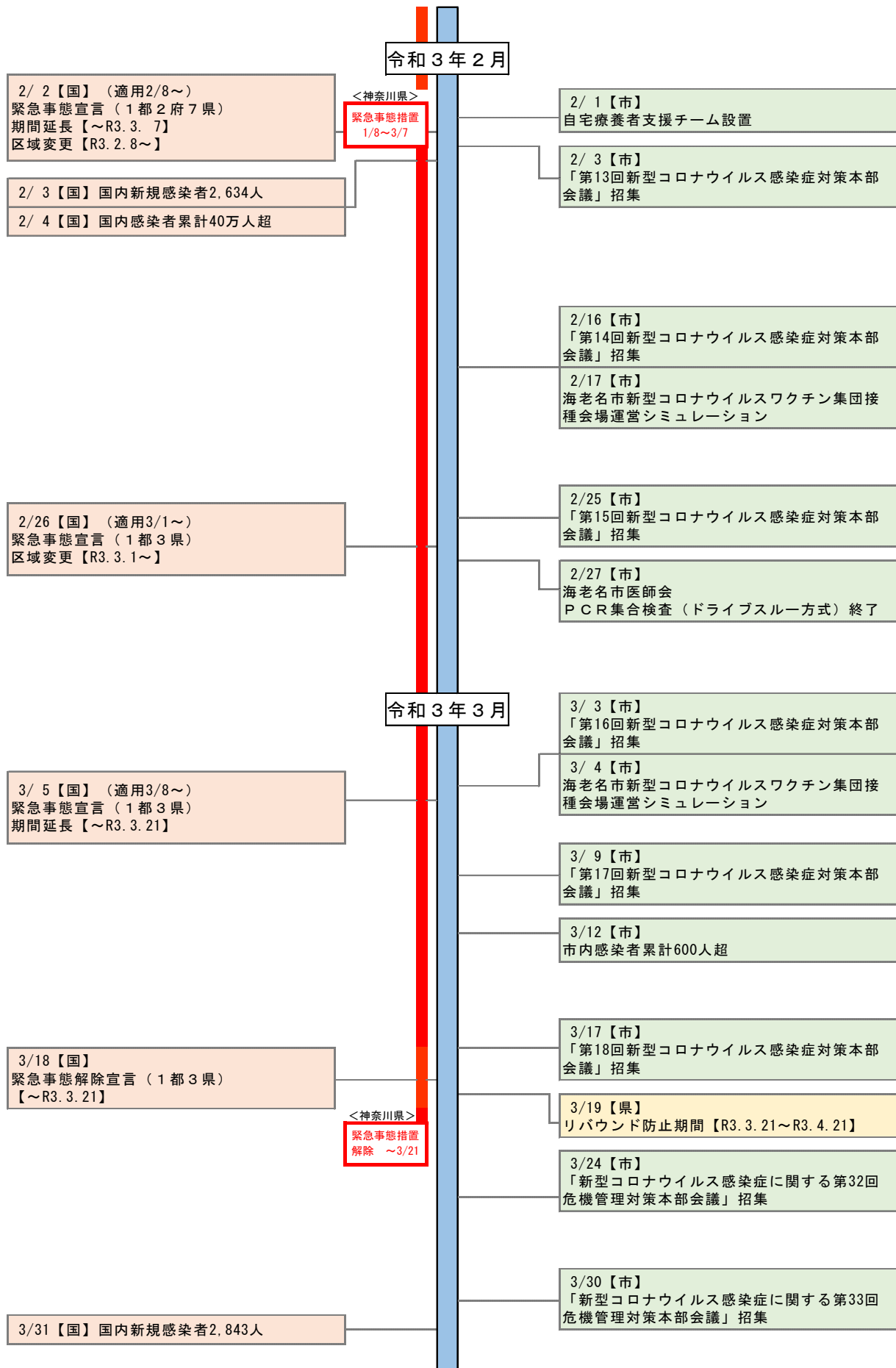
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向

令和3年4月

4/9【国】国内感染者累計50万人超

4/16【国】（適用4/20～）
まん延防止等重点措置公示
【R3.4.20～R3.5.11】

4/23【国】（適用4/25～）
緊急事態宣言発出（1都2府1県）
【R3.4.25～R3.5.11】

4/29【国】国内新規感染者5,906人

4/13【市】
「新型コロナウイルス感染症に関する第34回
危機管理対策本部会議」招集

4/15【県】
県内感染者累計5万人超

4/16【県】（適用4/20～）
まん延防止等重点措置【R3.4.20～R3.5.11】

4/22【市】
「新型コロナウイルス感染症に関する第35回
危機管理対策本部会議」招集

4/23【市】
「新型コロナウイルス感染症に関する第36回
危機管理対策本部会議」招集

4/24【県】（適用4/28～）
まん延防止等重点措置
区域変更【～R3.5.11】

＜海老名市
まん延防止
等重点措置
4/28～5/11
適用4/28

4/27【市】
「新型コロナウイルス感染症に関する第37回
危機管理対策本部会議」招集

令和3年5月

5/2【国】国内感染者累計60万人超

5/7【国】（適用5/12～）
緊急事態宣言（1都2府3県）
期間延長【～R3.5.31】
区域変更【R3.5.12～】
まん延防止等重点措置期間延長【～R3.5.31】

5/8【国】国内新規感染者7,238人

5/14【国】（適用5/16～）
緊急事態宣言（1都1道2府5県）
区域変更【R3.5.16～】

5/20【国】国内感染者累計70万人超

5/21【国】（適用5/23～）
緊急事態宣言（1都1道2府6県）
期間延長【～R3.5.31】
【～R3.6.20】
区域変更【R3.5.23～】

5/28【国】（適用6/1～）
緊急事態宣言（1都1道2府6県）
期間延長【～R3.6.20】
まん延防止等重点措置期間延長【～R3.6.13】
【～R3.6.20】

5/6【市】
「第19回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議」招集
新型コロナウイルスワクチン接種対策本部設
置に伴う「新型コロナウイルス感染症対策本
部」設置

5/8【県】（適用5/12～）
まん延防止等重点措置
期間延長【～R3.5.31】
区域変更【R3.5.12～】

5/14【県】
県内新規感染者339人

5/14【市】
「第20回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議」招集

5/21【市】
「第21回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議」招集

5/25【県】
県内感染者累計6万人超

5/26【市】
新型コロナウイルスワクチン集団接種開始
歯科医師によるワクチン接種を開始

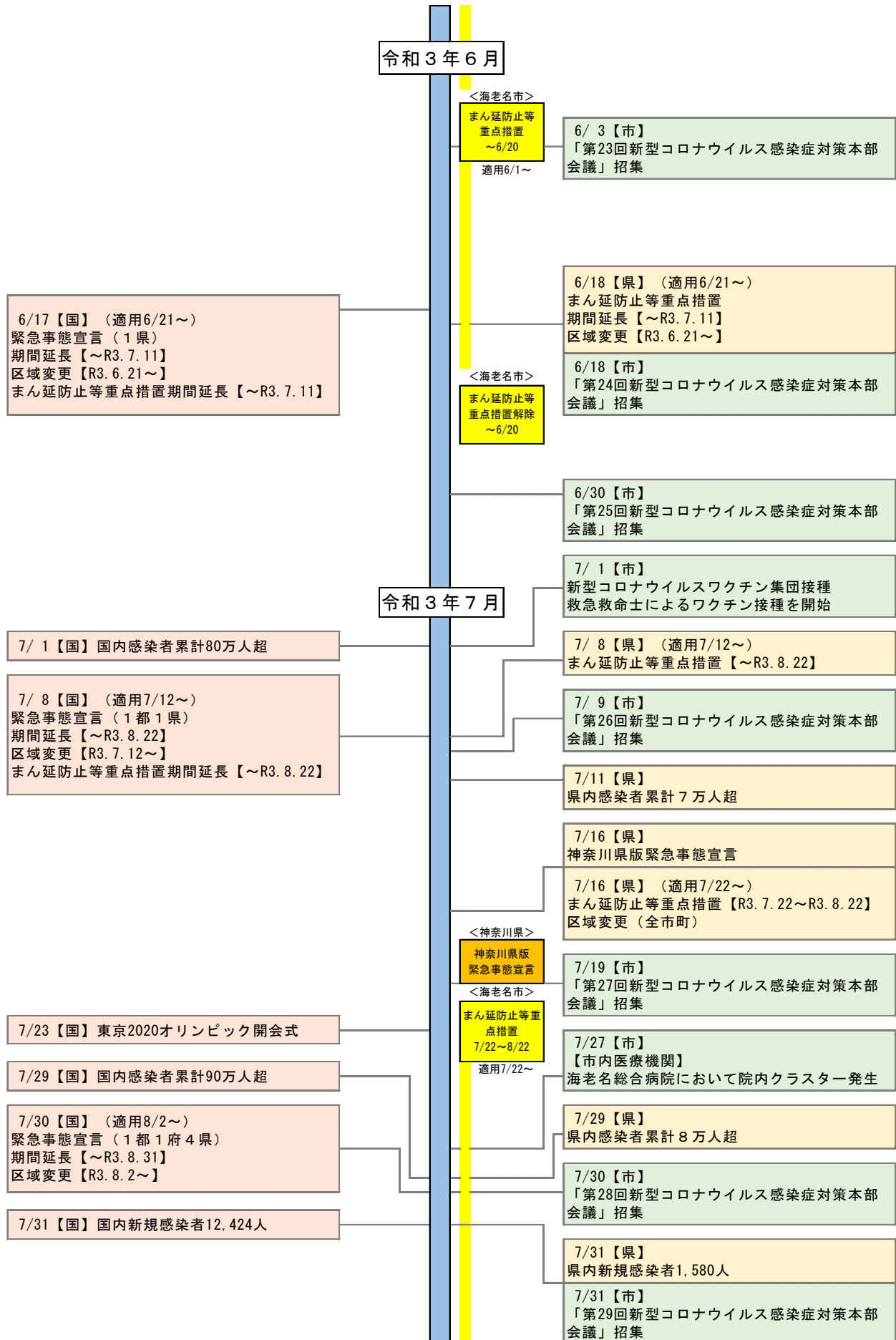
5/28【県】（適用6/1～）
まん延防止等重点措置
期間延長【～R3.6.20】
区域変更【R3.6.1～】

5/28【市】
「第22回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議」招集

＜海老名市
まん延防止
等重点措置
～6/20
適用6/1～

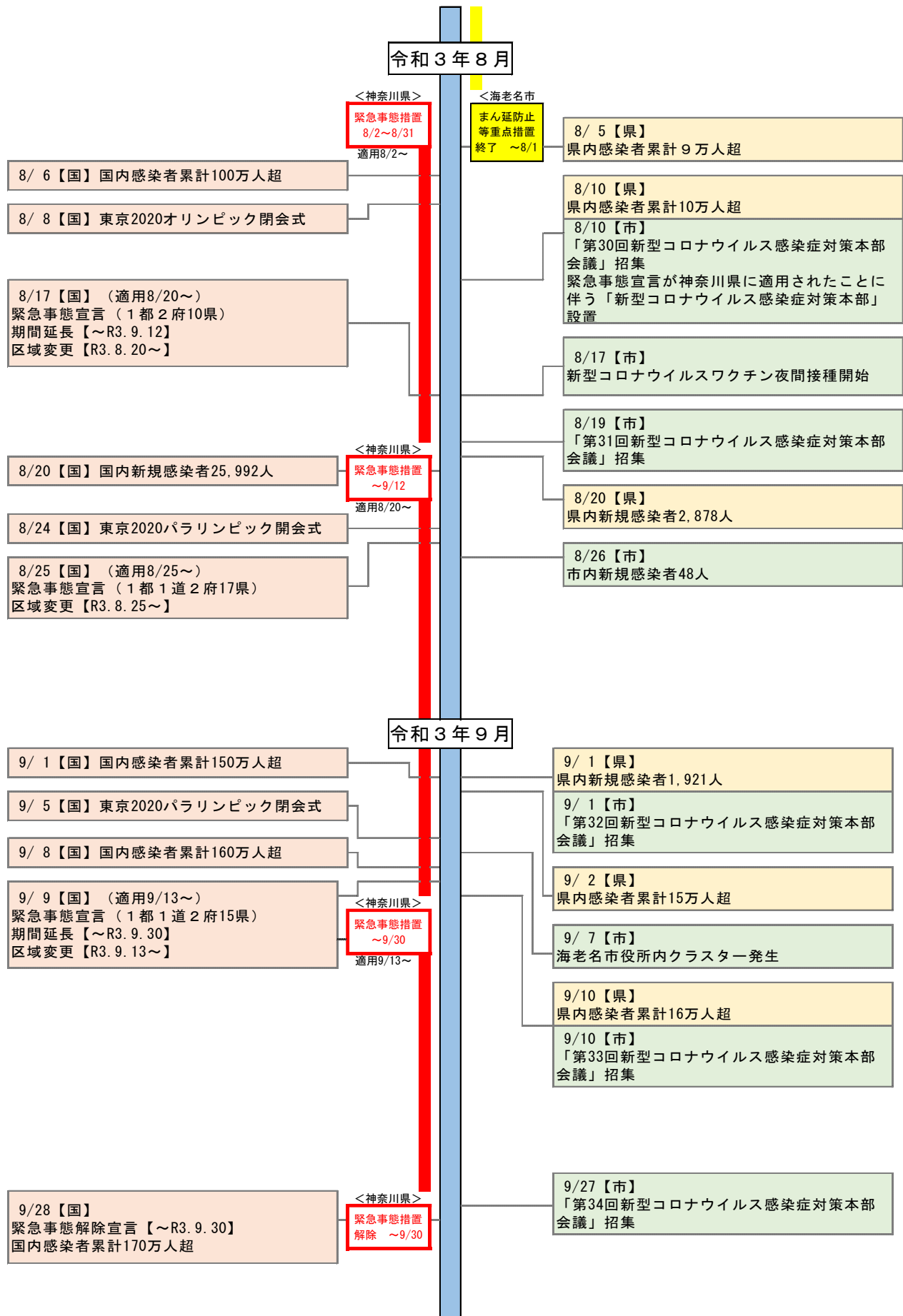
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



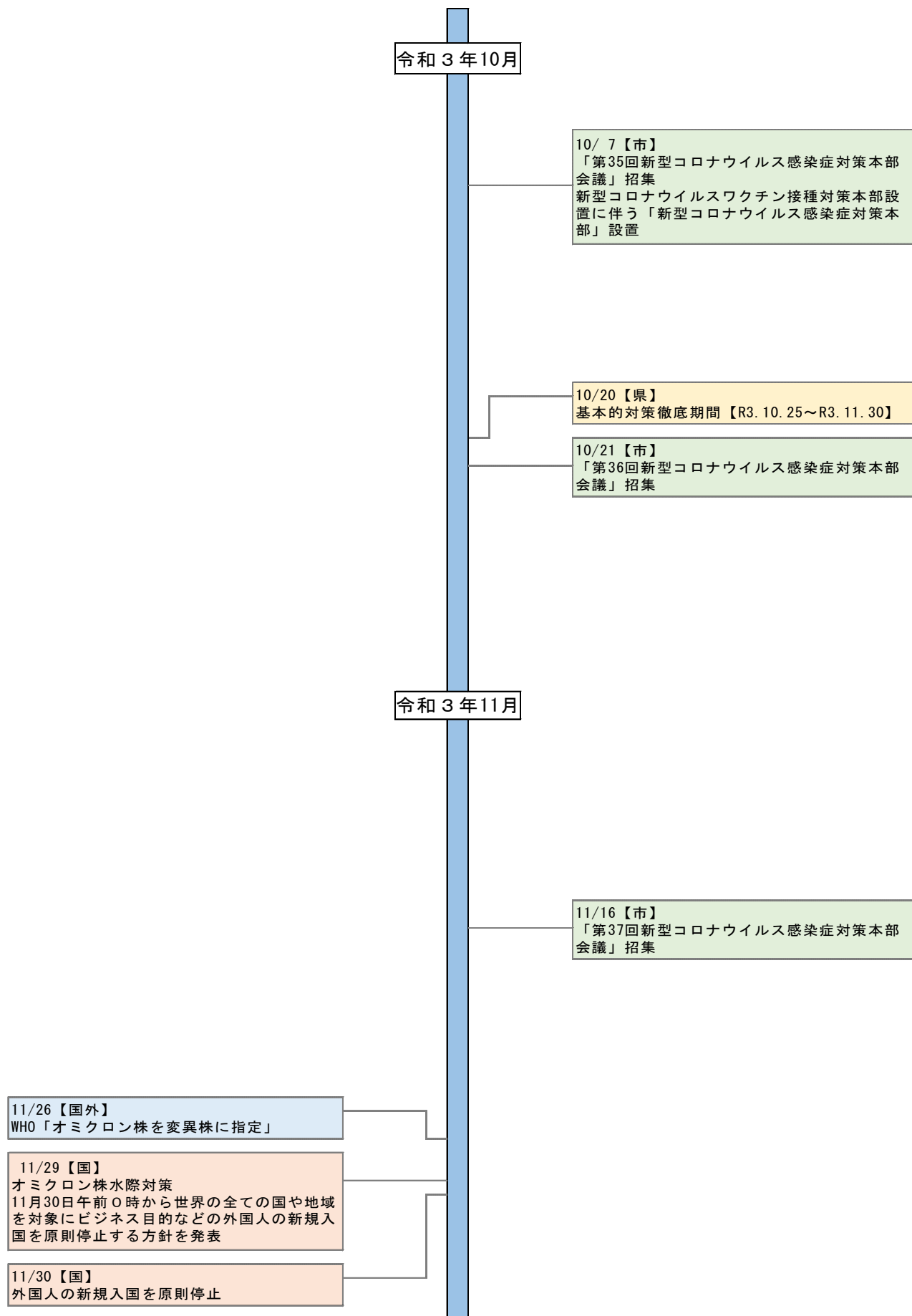
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



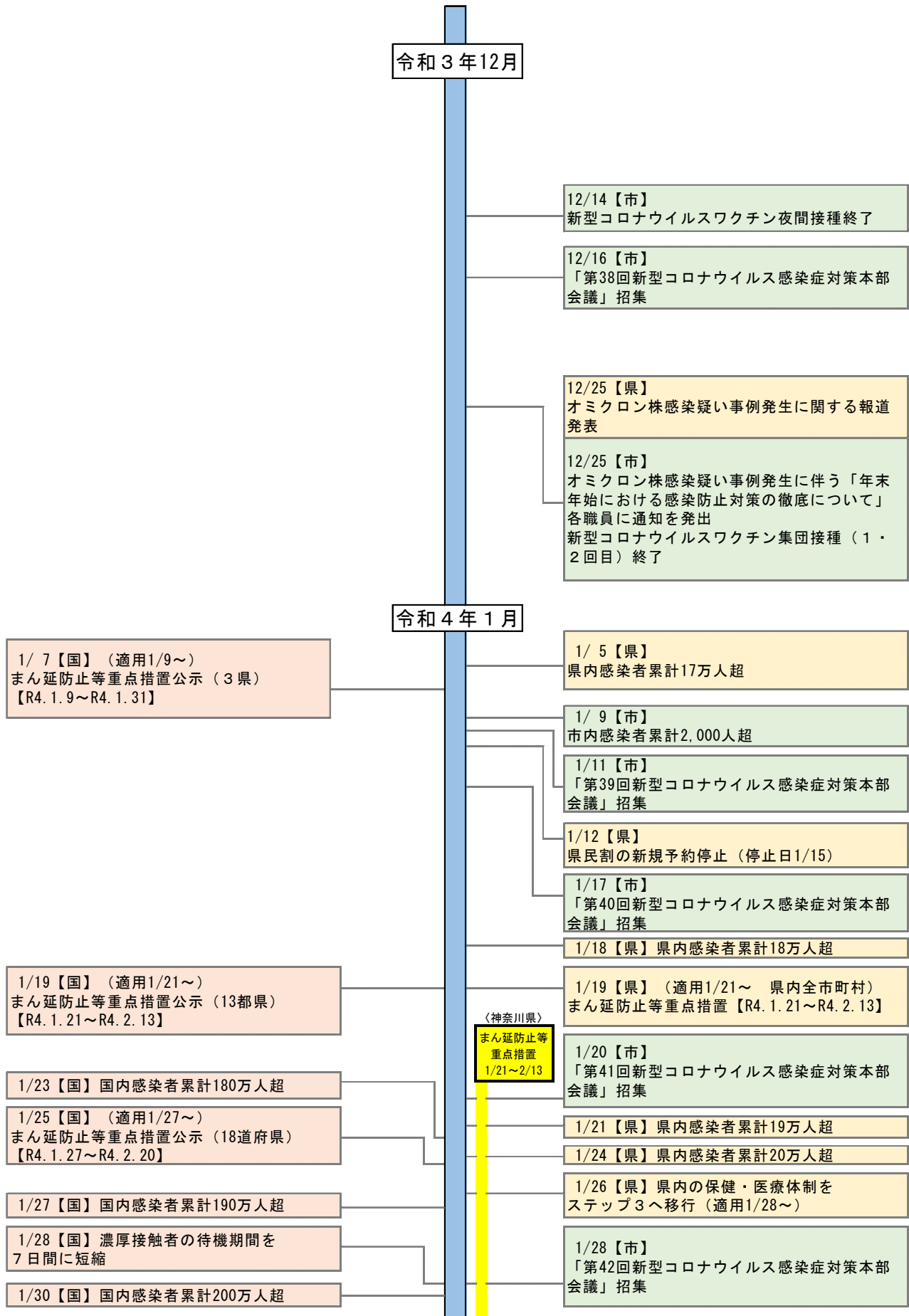
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向

2/ 3【国】（適用2/5～）
まん延防止等重点措置区域の追加（1県）
【R4. 2. 5～R4. 2. 27】

令和4年2月

2/ 3【市】
新型コロナウイルスワクチン
集団接種（3回目）開始
2/ 3【市】
「第43回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議招集

2/ 4【市】市内感染者累計3,000人超

2/ 7【県】県内感染者累計30万人超

2/ 9【市】
「第44回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議招集

2/10【国】（適用2/12～）
まん延防止等重点措置区域の追加（1県）
【R4. 2. 12～R4. 3. 6】

2/10【国】（適用2/13～）
まん延防止等重点措置（13都県）
期間延長【～R4. 2. 13】
【～R4. 3. 6】

2/10【県】（適用2/14～）
まん延防止等重点措置
期間延長【R4. 2. 14～R4. 3. 6】

2/ 10【市】
「第45回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議招集

2/13【国】国内感染者累計300万人超

〈海老名市〉
まん延防止等
重点措置
2/14～3/6
適用2/14～

2/13【市】市内感染者累計4,000人超

2/16【市】
「第46回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議招集

2/20【県】県内感染者累計40万人超

2/22【市】市内感染者累計5,000人超

2/25【市】
「第47回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議招集

2/18【国】（適用～2/20）
まん延防止等重点措置の解除（5県）
【～R4. 2. 20】

令和4年3月

3/ 4【国】（適用3/7～）
まん延防止等重点措置（18都県）
期間延長【～R4. 3. 21】

3/ 4【国】（適用3/6）
まん延防止等重点措置の解除（13県）
【～R4. 3. 6】

3/4【県】（適用3/7～）
まん延防止等重点措置
期間延長【R4. 3. 7～R4. 3. 21】

3/ 4【市】
「第48回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議」招集

3/11【国】国内感染者累計500万人超

3/ 7【市】市内感染者累計6,000人超

3/ 9【県】県内感染者累計50万人超

3/12【市】新型コロナウイルスワクチン
集団接種（3回目）終了

3/17【市】小児（9～11歳を対象）新型コロナ
ウイルスワクチン集団接種 開始

3/18【国】（適用3/21）
まん延防止等重点措置の解除（18都道府県）
【～R4. 3. 21】

〈海老名市〉
まん延防止等
重点措置解除
1/21～3/21

3/18【市】
「第49回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議」招集

3/23【市】市内感染者累計7,000人超

3/24【市】成人（18歳以上を対象）新型コロナ
ウイルスワクチン集団接種 開始

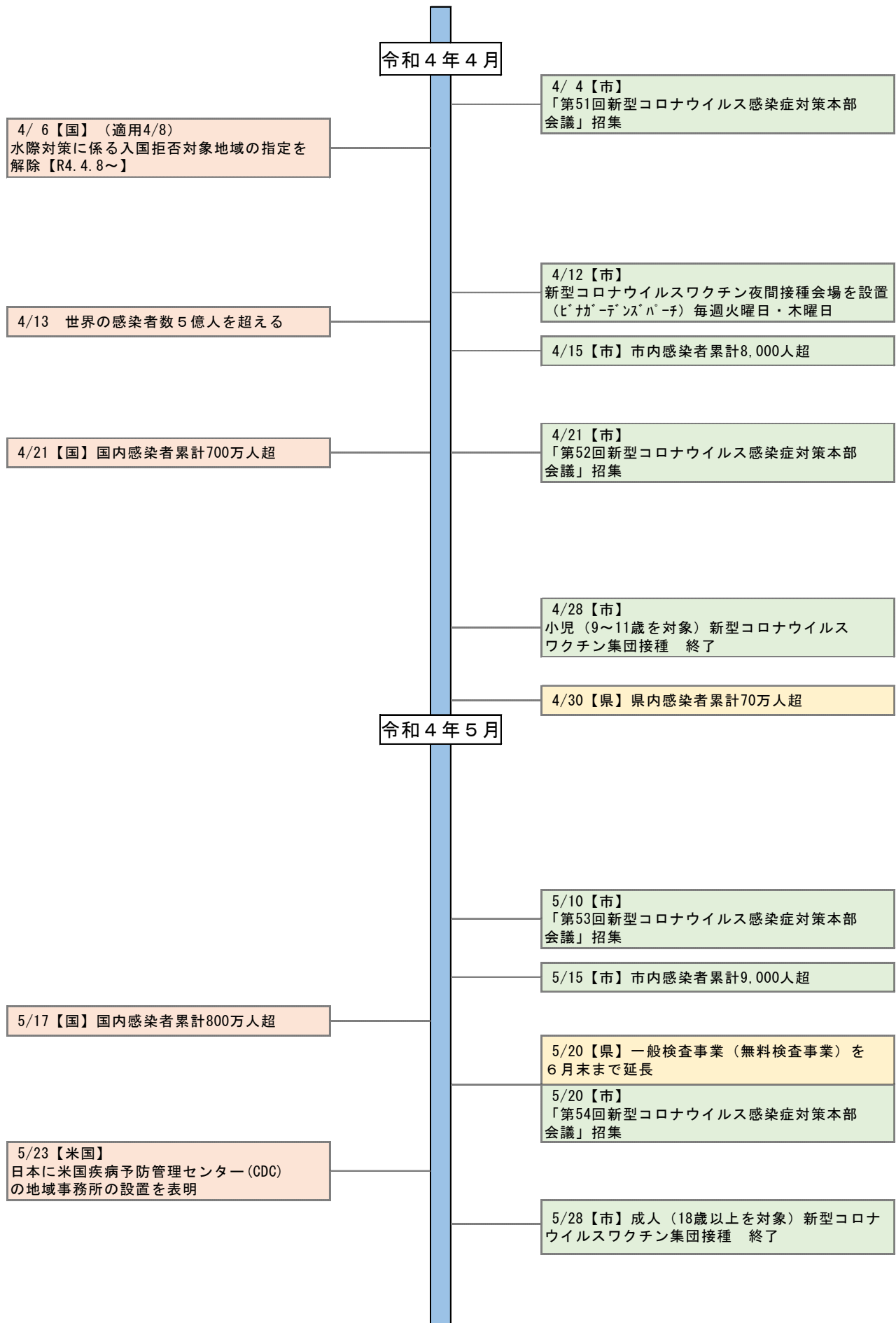
3/25【県】一般検査事業（無料検査事業）を
4月末まで延長

3/30【国】国内感染者累計600万人超

3/28【市】
「第50回新型コロナウイルス感染症対策本部
会議」招集

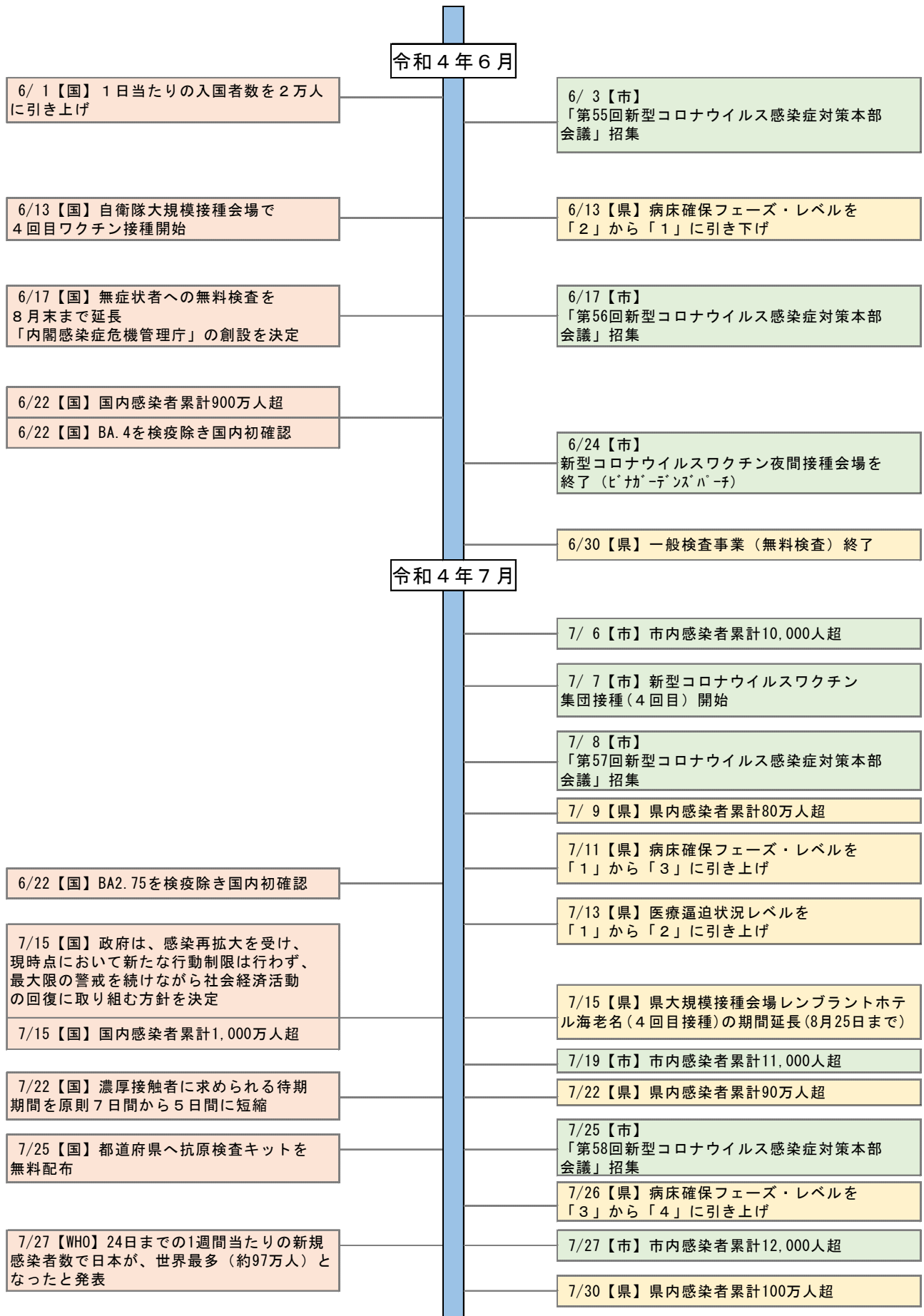
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



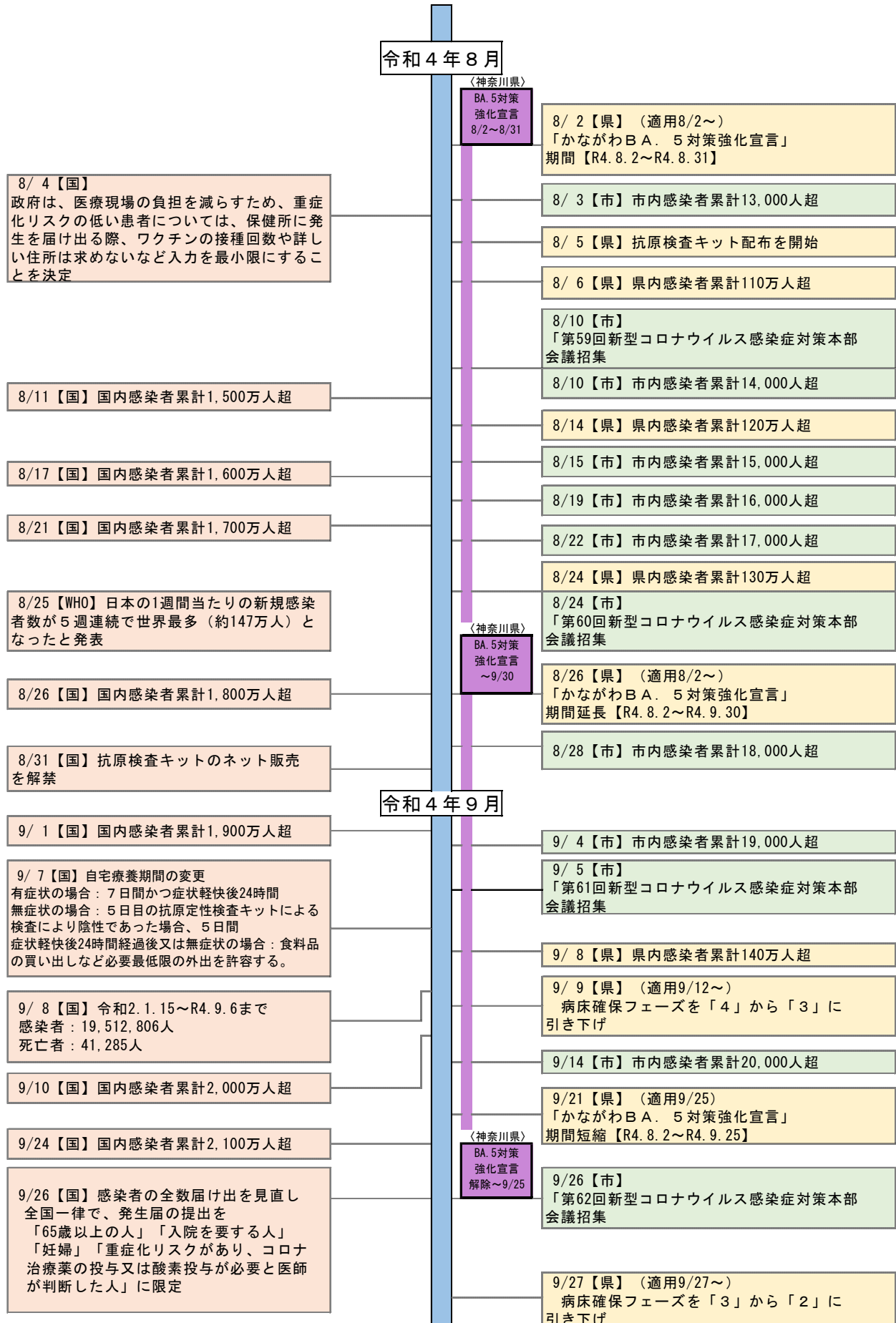
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



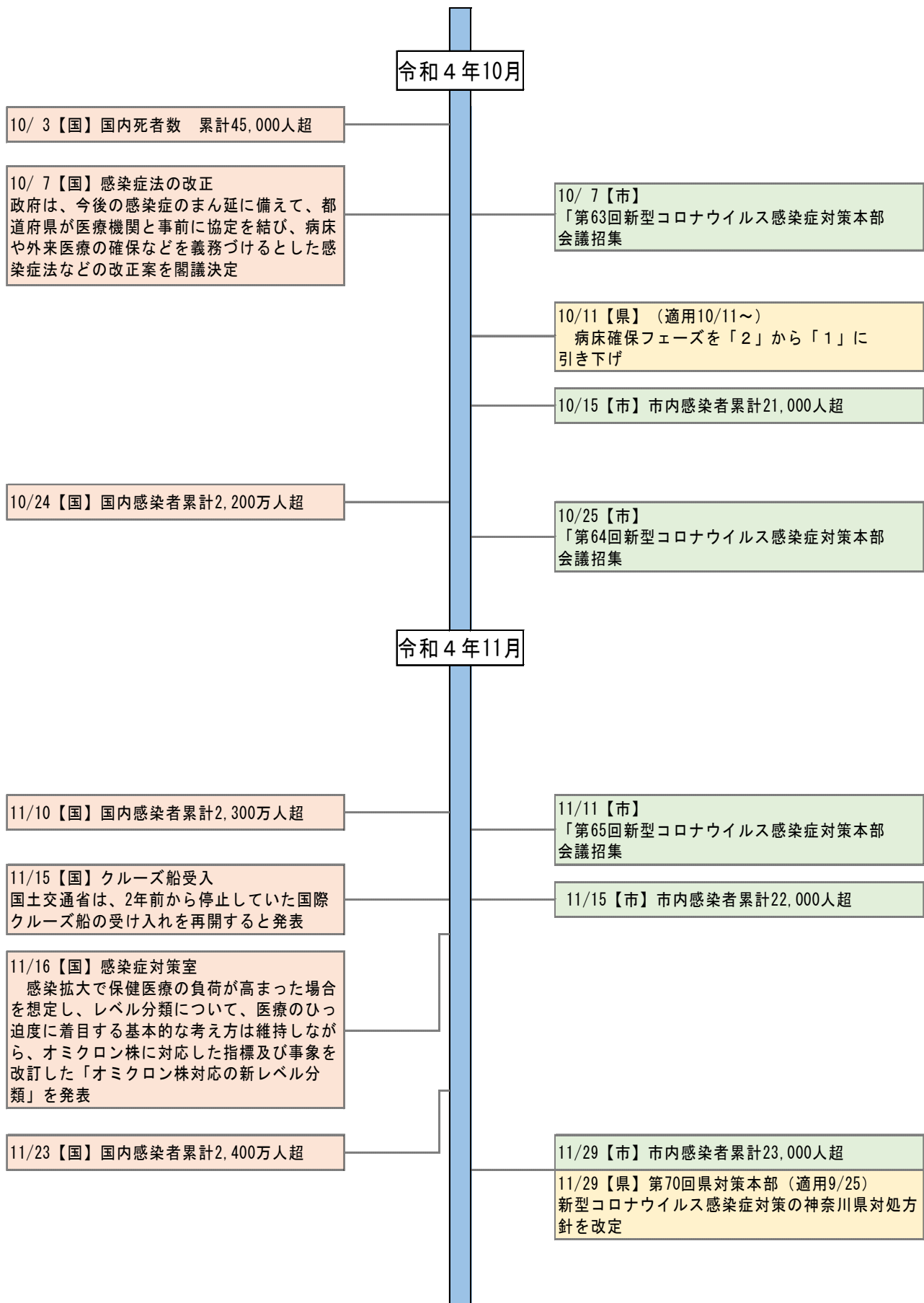
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



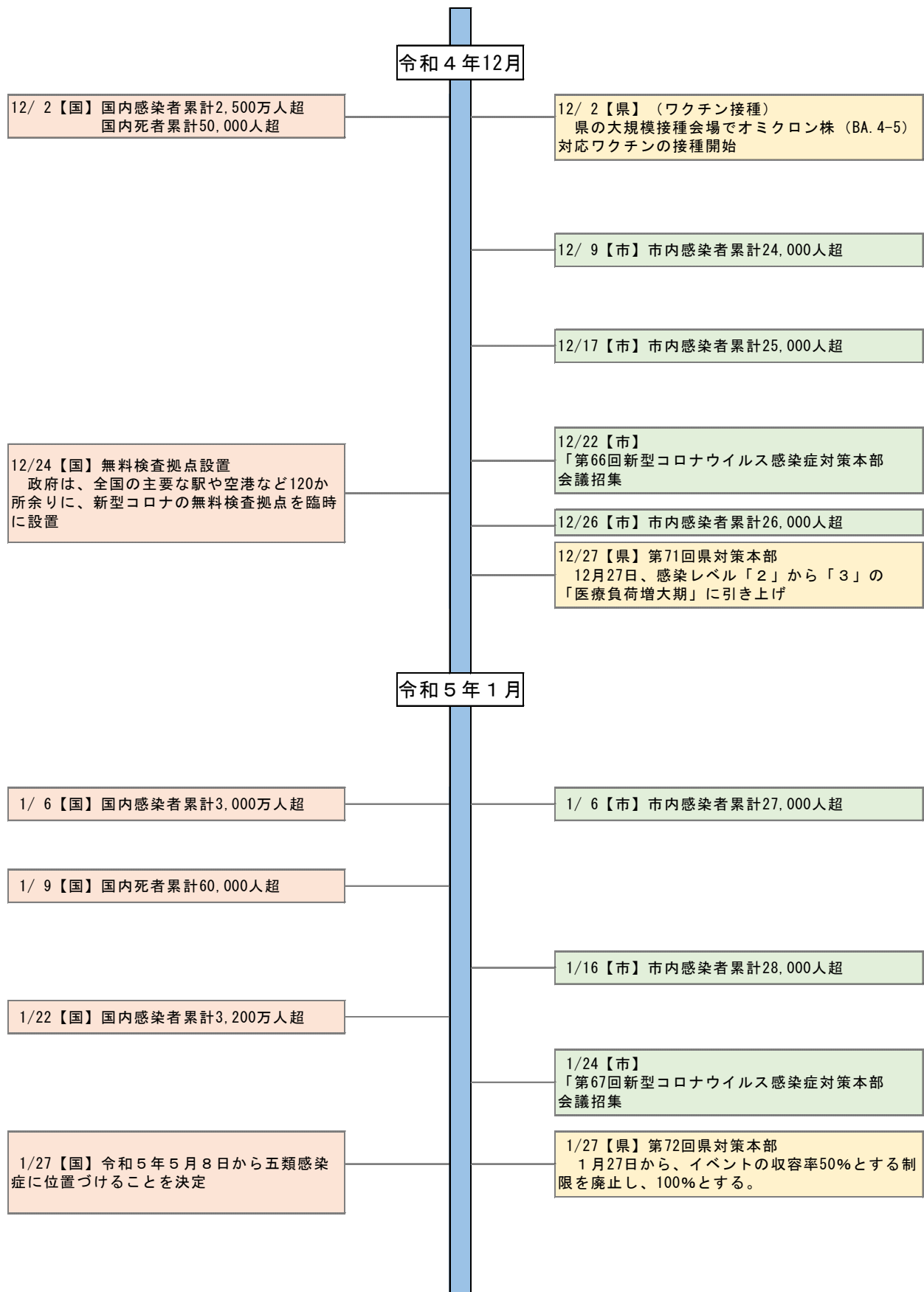
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



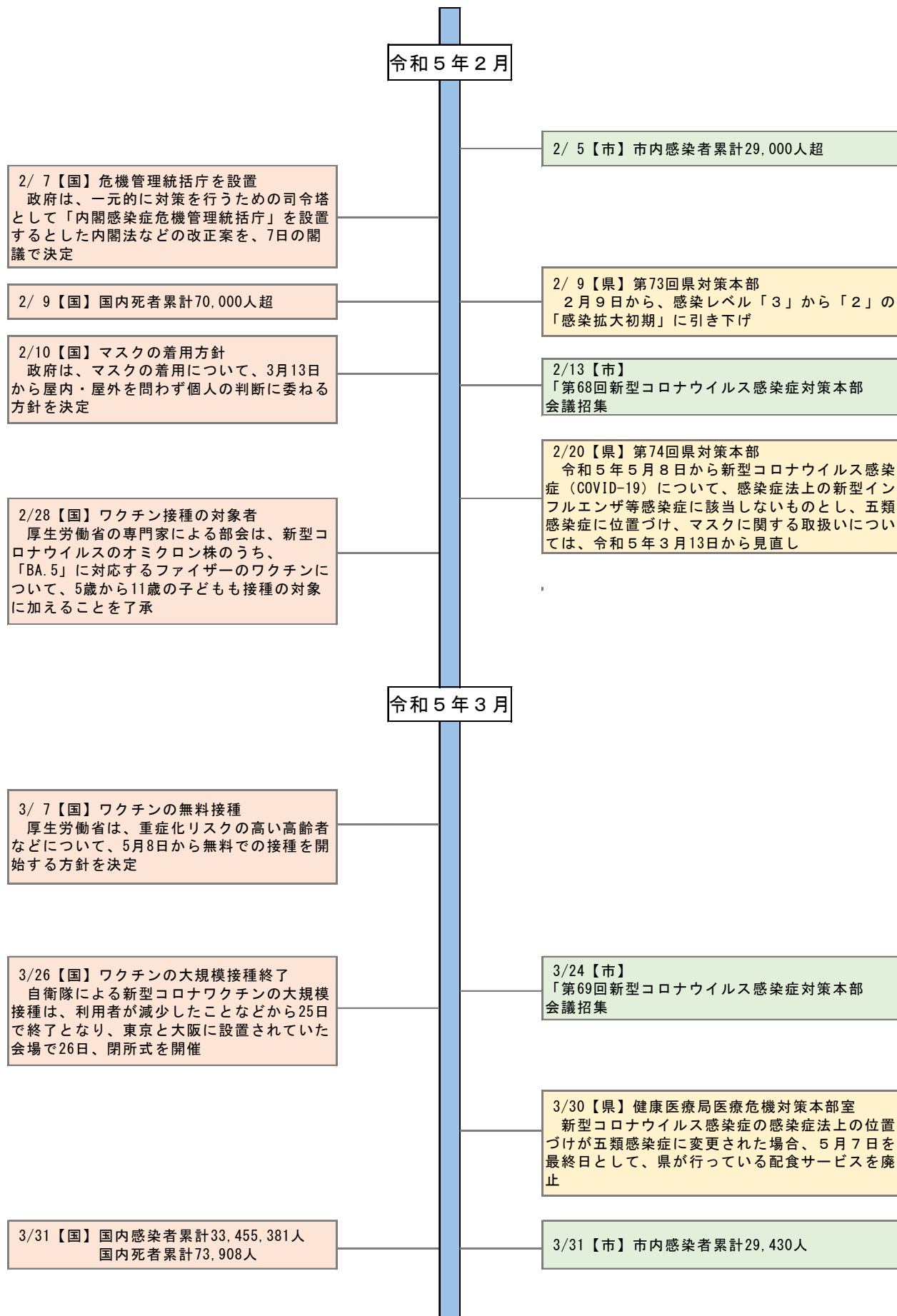
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



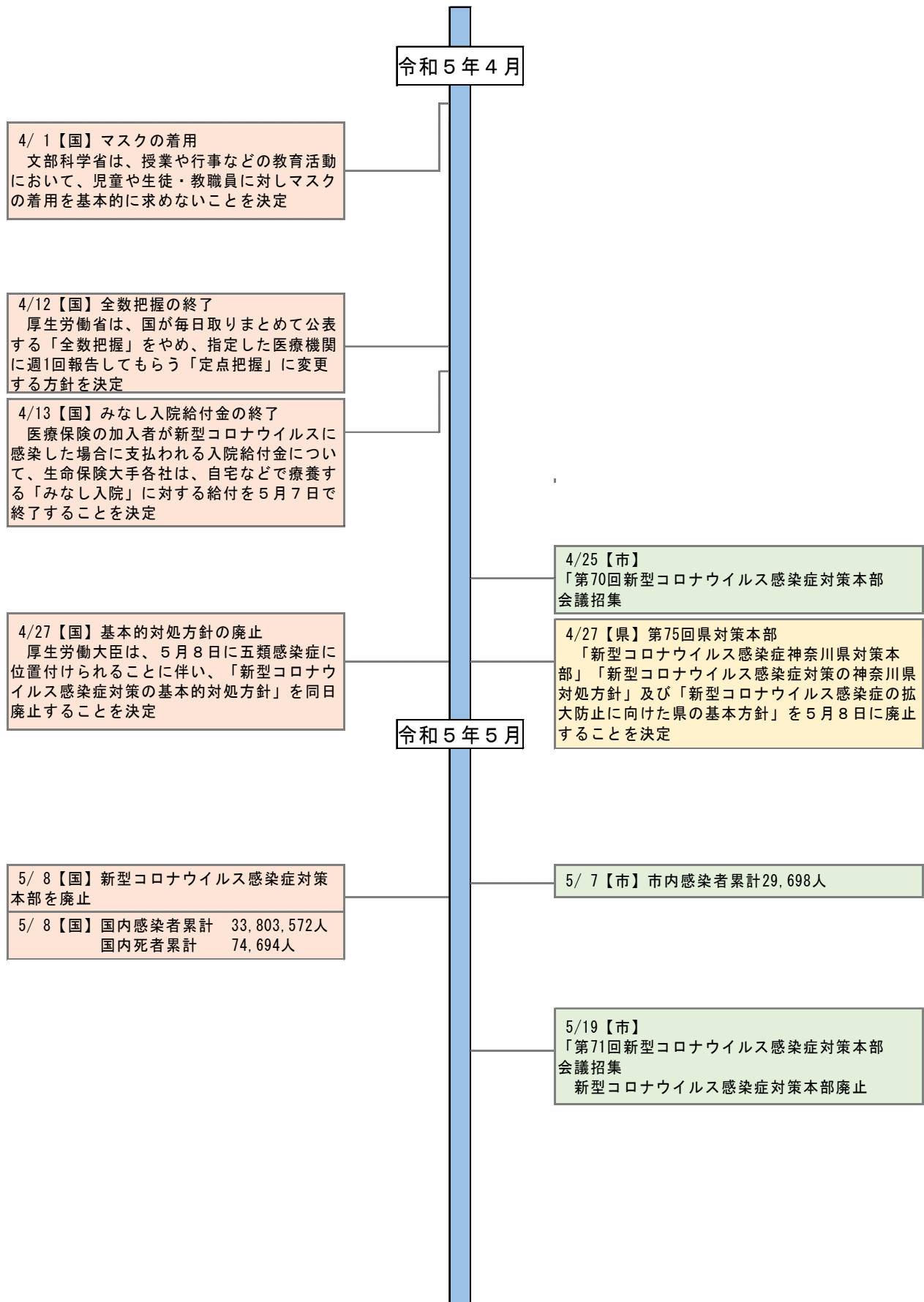
国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



国内外の動向

神奈川県・海老名市の動向



4 市の体制

新型コロナウイルス感染症に関する情報連絡会 【開催】全4回	令和2年1月28日の閣議において、新型コロナウイルス感染症を感染症法に基づく「指定感染症」及び検疫法に基づく「検疫感染症」として定めることが決定されました。10日間の周知期間を経て、令和2年2月7日に関連政令が施行されることを受け情報連絡会を開催し、指定感染症等の指定、今後の市の対応及び市民への対応について全庁共有を図りました。 ※施行日は公布の日から4日を経過した日（令和2年2月1日）に改められました。 情報連絡会の開催 全4回 ① 1/30am ② 2/19am ③ 2/19pm ④ 2/26pm
主な審議・決定事項等 【第1回 令和2年1月30日 午前】 ・新型コロナウイルス感染症の指定感染症等への指定等について ・国内又は県内にウイルスがまん延することなどがあった場合は、国の判断で特措法に準じて、都道府県及び市町村に対策本部設置の可能性がある。 【第2回 令和2年2月19日 午前】 ・厚生労働省並びに厚木保健福祉事務所及び県健康危機管理課からの市町村への情報提供は、報道以上の情報は非公開という状況 ・2月10日から、県庁の「新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」が全日午前9時から午後9時までに変更 ・「帰国者・接触者相談センター」を厚木保健福祉事務所ほか県内7か所に設置 ・2月17日に「帰国者・接触者相談センター」に相談する目安を厚生労働省が公表 ・県央地区（相模原市）で感染者が発生したこと及び感染ルートが特定できない状況から、感染への警戒が必要な時機となっている。 ・クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」に残っている乗客・乗員等が2月19日から同月21日頃までにかけて順次下船を開始する。 ・海老名市内で感染者が発生した場合又は感染者の行動歴に海老名市内が含まれる場合は、必要に応じて、海老名市危機管理計画に基づき、危機管理対策本部又は危機管理警戒本部を設置し、神奈川県及び医師会その他関係機関との連携を強化するとともに、市民の命と健康を守ることを第一優先とし、感染拡大防止に係る対策の徹底を図る。 ・市民の集まるイベント等の実施の方向性を検討する。 【第3回 令和2年2月19日 午後】 ・市民の集まるイベント等の実施の方向性について、実施可否等を審議した。 【第4回 令和2年2月26日 午後】 ・国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づきイベントを延期・中止した場合の課題について審議し、「おおむね100人以上の不特定多数の参加・集客が見込まれるイベント等」の中止を決定した。 ・新型コロナウイルス感染症に係る小・中学校の対応について	

新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部 【設置】全 11 回	厚木保健福祉事務所管内において、令和 2 年 2 月 26 日及び同月 27 日に感染者が発生したことから、海老名市危機管理計画（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 8 項（指定感染症））3（1）の規定に基づき、全庁的な対応が必要と認め、令和 2 年 2 月 28 日（金）午前 9 時 30 分に海老名市危機管理対策本部を設置 本部会議の招集（11 回） ① 2/28am ② 2/28pm ③ 3/ 1pm ④ 3/ 3pm ⑤ 3/ 5pm ⑥ 3/12am ⑦ 3/16am ⑧ 3/24pm ⑨ 3/27pm ⑩ 4/ 3pm ⑪ 4/ 7am
主な審議・決定事項等 【第 1 回 令和 2 年 2 月 28 日 午前】 ・令和 2 年 2 月 27 日に国が全国の小中学校、高校等を一斉休校するとしたため、海老名市立小学校及び中学校の臨時休業を実施することを決定 【第 2 回 令和 2 年 2 月 28 日 午後】 ・公共施設等の閉館等について審議 ・小中学校の対応について審議し、卒業式及び修了式は審議を継続 【第 3 回 令和 2 年 3 月 1 日 午後】 ・公共施設等の閉館等について決定し、市民周知を実施 【第 4 回 令和 2 年 3 月 3 日 午後】 ・公共施設等の閉館に関する対応状況について審議し、施設等の休業補償等について調整 【第 5 回 令和 2 年 3 月 5 日 午後】 ・小・中学校の臨時休業における「小中学校の臨時休業中の卒業式、修了式、登校日等」、「臨時休校期間中における学童保育への昼食提供」及び「海老名市立小中学校臨時休業に伴う、保護者相談窓口の設置」について ・次亜塩素酸水生成器の寄附について 【第 6 回 令和 2 年 3 月 12 日 午前】 ・マスクの備蓄数量（備蓄基準）及び配布予定数量等の調整について ・イベントの中止又は延期について 【第 7 回 令和 2 年 3 月 16 日 午前】 ・新型コロナウイルス対策の特別措置法が成立した。（3 月 13 日付け） ・公共施設の休館について ・介護事業所にマスクを配布 【第 8 回 令和 2 年 3 月 24 日 午後】 ・公共施設の休館・開館等について ・公共施設の利用については、受付で団体用・個人用の名簿を導入することを決定 【第 9 回 令和 2 年 3 月 27 日 午後】 ・政府対策本部の名称、設置場所及び期間について 本部名称 新型コロナウイルス感染症対策本部 設置場所 東京都（内閣官房（中央合同庁舎第 8 号館）） 設置期間 令和 2 年 3 月 26 日から新型コロナウイルス感染症対策を推進するため必要と認める期間 ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置までの流れについて ・緊急事態宣言が発出され、公示される緊急事態を実施すべき区域に本市が含まれていた場合は、本市も直ちに特別措置法に基づく対策本部を設置することになる。 【第 10 回 令和 2 年 4 月 3 日 午後】 ・小・中学校の臨時休業等 ・令和 2 年 4 月 8 日から消防学校初任教育が開始する予定であったが、5 月 8 日からに変更となった。その間は、消防学校からカリキュラムが示され、各市町村で教育を行う。 【第 11 回 令和 2 年 4 月 7 日 午前】 ・緊急事態宣言が発出された際の本市の対応について ・次亜塩素酸水の配布要領について	

新型コロナウイルス感染症対策本部 【設置】全9回	令和2年4月7日 内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出 ※当該発出を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、海老名市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置 1 緊急事態措置を実施する期間 令和2年4月7日から5月6日まで ※5月4日 5月31日まで期間延長（全都道府県） ※5月25日 緊急事態解除宣言発出 2 緊急事態措置を実施すべき区域 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県 ※4月16日 区域変更 指定区域以外の全都道府県を追加 ※5月14日 区域変更 北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府大阪府及び兵庫県以外の39県を解除 ※5月21日 区域変更 京都府、大阪府及び兵庫県を解除 本部会議の招集（9回） ① 4/ 8pm ② 4/10pm ③ 4/13am ④ 4/17am ⑤ 4/22am ⑥ 4/28pm ⑦ 5/ 8am ⑧ 5/15am ⑨ 5/22am
主な審議・決定事項等 【第1回 令和2年4月8日 午後】 ○海老名市新型コロナウイルス感染症対策本部設置について 内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出され、令和2年4月8日（水）午前0時に次のとおり公示された。よって、同時刻をもって、特措法に基づき、海老名市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。 ・緊急事態措置を実施する期間：令和2年4月7日から同年5月6日まで ・緊急事態措置を実施すべき区域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県 ・緊急事態措置の概要：国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。 【第2回 令和2年4月10日 午後】 ・勤務体制について審議 ・窓口運営について審議 ・神奈川県からの保健師派遣調整について 【第3回 令和2年4月13日 午前】 ・隔日勤務について審議 ・生活支援臨時給付金（仮称）について 【第4回 令和2年4月17日 午前】 ・神奈川県への保健師の派遣について 【第5回 令和2年4月22日 午前】 ・特別定額給付金チームの創設について ・PCR集合検査を陸上競技場で実施すること及び全庁体制により実施することを決定 ・発熱者外来案内業務を全庁体制により実施することを決定 【第6回 令和2年4月28日 午後】 ・国の緊急事態宣言に伴う交代勤務体制の延長について 【第7回 令和2年5月8日 午前】 ・マスク30万枚の寄附受け、市民に全戸配布することを決定 【第8回 令和2年5月15日 午前】 ・あゆみ橋のブルーライトアップ実施について 【第9回 令和2年5月22日 午前】 ・寄附の事務は危機管理課が所管することを決定 ・マスクの備蓄数量（備蓄基準）について ・次亜塩素酸水配布の縮小について 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の様子 	

新型 コロナウイルス 感染症に関する 危機管理対策本部 【設置】全 20 回	新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項の規定に基づき、令和2年5月25日付けで内閣総理大臣から緊急事態解除宣言が発出されたため、海老名市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止し、海老名市危機管理計画に基づき、海老名市危機管理対策本部に当該事務を引継ぎ本市における新型コロナウイルス感染症の対処を継続 本部会議の招集（20回） ⑫ 5/27pm ⑬ 6/ 3pm ⑭ 6/12am ⑮ 6/15am ⑯ 6/23pm ⑰ 6/29am ⑱ 7/13am ⑲ 7/20pm ⑳ 7/29pm ㉑ 8/18pm ㉒ 9/ 8pm ㉓ 9/29pm ㉔10/27pm ㉕11/17pm ㉖11/30pm ㉗12/16am ㉘12/22pm ㉙ 1/ 4am ㉚ 1/ 5pm ㉛ 1/ 7pm
主な審議・決定事項等 【第12回 令和2年5月27日 午後】 ・国及び県の動向並びに地域の感染状況等を注視しつつ、本市は、6月1日からステップ1、15日からステップ2、7月1日からステップ3とし、おおむね2週間を目途に対策や体制の更なる強化や通常に戻すなど、柔軟に対応する。 【第13回 令和2年6月3日 午後】 ・次亜塩素酸水の配布を6月末に終了することを決定 【第14回 令和2年6月12日 午前】 ・神奈川県LINEコロナお知らせシステムの登録について ・災害時における自治会会館の利用について審議 【第15回 令和2年6月15日 午前】 ・全て非公式 【第16回 令和2年6月23日 午後】 ・臨時的自動車通勤の取扱いについて ・庁舎内窓等の開放による喚起について ・新型コロナ禍における自然災害対策について 【第17回 令和2年6月29日 午前】 ・新型コロナウイルス感染症に関する危機管理課業務について 【第18回 令和2年7月13日 午前】 ・風水害発生対応等について ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営ガイドラインについて 【第19回 令和2年7月20日 午後】 ・神奈川警戒アラートが発動されたが、県の方針に大きな変更はないため、現体制を維持 【第20回 令和2年7月29日 午後】 ・海老名市路線バス運行対策支援事業費補助について 【第21回 令和2年8月18日 午後】 ・新型コロナウイルス感染症に伴うサテライトオフィスの活用等について ・新型コロナウイルス感染症の感染者発生時等の対応フローについて ・サテライトオフィスにおける情報機器利用に関する要領について 【第22回 令和2年9月8日 午後】 ・医師会のPCR集合検査は、継続して全庁体制で行う。	

【第23回 令和2年9月29日 午後】

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合の出勤停止（特別休暇）等に係るフローについて

【第24回 令和2年10月27日 午後】

- ・年末年始に関する分科会から政府への提言を考慮し、仕事始め式は行わず、VTR配信とする方針を決定

【第25回 令和2年11月17日 午後】

- ・災害時における自治会館等の補助的避難所としての活用について
- ・暖房時の庁舎内空気環境の維持について
- ・PCR集合検査場における検査実績及び今後の状況について
- ・ワクチン接種について
- ・令和2年度海老名市立小・中学校における学校行事実施状況について

【第26回 令和2年11月30日 午後】

- ・臨時的自動車通勤の再開について
- ・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種準備チームの創設について
- ・医療センタートレーラーハウスについて
- ・外国人への感染予防対策について

【第27回 令和2年12月16日 午前】

- ・令和3年度におけるイベント開催時の基本方針（案）について審議
- ・外国人市民への感染対策の呼び掛けについて

【第28回 令和2年12月22日 午後】

- ・令和3年1月以降におけるイベント開催時の基本方針の策定について
- ・年末年始の新型コロナウイルス感染症感染者等発生時の対応について
- ・新型コロナウイルス感染症の感染者発生時等の対応フロー、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合の出勤停止（特別休暇）等に係るフローについて

【第29回 令和3年1月4日 午前】

- ・緊急事態宣言が発出された場合でも学校は休校としない。なお、公共施設については、県の対応・指針等に準ずることを決定
- ・令和3年1月11日開催予定の成人式について
※緊急事態宣言を1月9日午前0時に発出する見込みとの報道があり、緊急事態宣言が発出された場合は延期とする。

【第30回 令和3年1月5日 午後】

- ・成人式の延期については、1月4日付けで対象者に通知済み。

【第31回 令和3年1月7日 午後】

- ・公共施設の開館・閉館状況について
- ・イベント等検討状況について
- ・ワクチン接種準備チームについて

※神奈川県に緊急事態宣言が発出された場合は、特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、危機管理対策本部の事務を引継ぎ、感染症拡大防止を継続することになる。

新型 コロナウイルス 感染症対策本部 【設置】全9回	令和3年1月7日 内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出 ※当該発出を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、海老名市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置 1 緊急事態措置を実施する期間 令和3年1月8日から2月7日まで ※2月2日 3月7日まで期間延長（10都府県） ※3月5日 3月21日まで期間延長（1都3県） ※3月18日 緊急事態解除宣言発出 2 緊急事態措置を実施すべき区域 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 ※1月13日区域変更：栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の7府県を追加 ※2月2日区域変更：栃木県の1県を解除 本部会議の招集（9回） ⑩ 1/12am ⑪ 1/18pm ⑫ 1/26pm ⑬ 2/ 3pm ⑭ 2/16pm ⑮ 2/25pm ⑯ 3/ 3pm ⑰ 3/ 9pm ⑱ 3/17pm
主な審議・決定事項等 【第10回 令和3年1月12日 午前】 ○海老名市新型コロナウイルス感染症対策本部設置について 内閣総理大臣から緊急事態宣言が発出され、令和3年1月7日（木）午前0時に次のとおり公示された。よって、同時刻をもって、特措法に基づき、海老名市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。 ・緊急事態措置を実施する期間 令和3年1月8日から2月7日まで ・緊急事態措置を実施すべき区域 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県 ・緊急事態措置の概要 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。 ○緊急事態宣言発出を受けての市長メッセージについて 【第11回 令和3年1月18日 午後】 ・市長・医師会共同メッセージについて 【第12回 令和3年1月26日 午後】 ・新型コロナウイルス感染症の自宅療養者を対象とした支援チームの創設について ・飛沫防止アクリル板の設置について 【第13回 令和3年2月3日 午後】 ・自宅療養者支援チームとワクチン接種準備チームの進捗等の情報共有のため、両責任者が本部会議に出席することを決定 【第14回 令和3年2月16日 午後】 ・ワクチン集団接種会場については、施設の休館を視野に入れることを審議 【第15回 令和3年2月25日 午後】 ・海老名市医師会PCR集合検査場（ドライブスルー方式）の終了について 【第16回 令和3年3月3日 午後】 ・高齢者ワクチン接種の優先順位を決定 【第17回 令和3年3月9日 午後】 ・新型コロナウイルスワクチン接種 集団接種会場「調整職員」の配置について 【第18回 令和3年3月17日 午後】 ・ワクチンの供給が明確になった段階で、接種スケジュールを提示することを決定	

新型 コロナウイルス 感染症に関する 危機管理対策本部 【設置】全6回	新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項に規定に基づき、令和3年3月18日付けで内閣総理大臣から緊急事態解除宣言が発出されたため、海老名市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止し、海老名市危機管理計画に基づき、海老名市危機管理対策本部に当該事務を引継ぎ本市における新型コロナウイルス感染症の対処を継続 本部会議の招集（6回） ㉔ 3/24pm ㉕ 3/30pm ㉖ 4/13pm ㉗ 4/22am ㉘ 4/23pm ㉙ 4/27pm
主な審議・決定事項等 【第32回 令和3年3月24日 午後】 ・時間外勤務及び夏季休暇の取扱いについて ・新型コロナウイルスワクチン接種に係る集団接種会場の利用について 【第33回 令和3年3月30日 午後】 ・臨時的自動車通勤の取扱いについて ・神奈川県のリバウンド防止期間は4月21日までとしているが、本市は4月28日までとすることを決定 【第34回 令和3年4月13日 午後】 ・令和3年度 小中学校修学旅行・野外教育活動等の実施について ・新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約・接種スケジュールについて 【第35回 令和3年4月22日 午前】 ・コロナ禍における感染防止対策等について、定例記者会見後に自治会配送により市民周知を行うことを決定 ・高齢者向け新型コロナウイルスワクチン接種に係る予約・接種スケジュールについて 【第36回 令和3年4月23日 午後】 ・海老名市の陽性率からまん延防止等重点措置に該当する旨の連絡を神奈川県から連絡を受け招集 ・同措置の適用予定について情報を共有 【第37回 令和3年4月27日 午後】 ・4月28日から5月11日まで、まん延防止等重点措置の対象地域に海老名市を含む6市を加えることが県の本部会議で決定 ・海老名市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種準備チームを廃止し、海老名市危機管理対策本部の下に、海老名市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部を設置する。本部長には、危機管理対策副本部長（保健福祉部所管）を置くことを決定	

新型コロナウイルス感染症対策本部 【設置】全 11 回	令和 3 年 4 月 27 日付けで新型コロナウイルスワクチン接種対策本部が設置されたことに伴い、海老名市新型インフルエンザ等対策本部要綱第 3 条第 2 項の規定(市長が必要と認める場合)に基づき、海老名市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置 新型コロナウイルスワクチン接種を適時適切に実施できるよう、全庁体制で実施 本部会議の招集 (11回) ⑬ 5/ 6am ⑭ 5/14am ⑮ 5/21pm ⑯ 5/28pm ⑰ 6/ 3pm ⑱ 6/18am ⑲ 6/30am ⑳ 7/ 9 am ㉑ 7/19pm ㉒ 7/30am ㉓ 7/31am
主な審議・決定事項等 【第19回 令和 3 年 5 月 6 日 午前】 ・新型コロナウイルスワクチン接種対策本部組織について ・接種券発送に伴う市民からの問い合わせについては、全庁体制とすることを決定 ・高齢者の次に優先して接種を受けることができる方（基礎疾患を有する方・高齢者施設等の従事者）の事前申請について 【第20回 令和 3 年 5 月 14 日 午前】 ・新型コロナウイルスワクチン接種に係るシャトルバス運行については、新型コロナウイルスワクチン接種対策本部による指名動員により実施することを決定 【第21回 令和 3 年 5 月 21 日 午後】 ・新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関する休暇の取扱いについて ・傷病者対応要領 ・新型コロナウイルス感染症ワクチン接種にかかる保育士・教職員等の「医療従事者等」への位置付けについて 【第22回 令和 3 年 5 月 28 日 午後】 ・救急救命士ワクチン接種派遣可能人数について 【第23回 令和 3 年 6 月 3 日 午後】 ・救急救命士による接種に係る座学及び実技研修について 【第24回 令和 3 年 6 月 18 日 午前】 ・新型コロナウイルスワクチン接種における接種順位及び接種券の発送、集団接種予約受付スケジュールについて 【第25回 令和 3 年 6 月 30 日 午前】 ・新型コロナウイルスワクチン接種における接種順位の追加について 【第26回 令和 3 年 7 月 9 日 午前】 ・ワクチン集団接種実施期間中における災害対応について ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について（モスクでのワクチン接種等について） ・消防庁消防・救急課から各都道府県消防防災主管部（局）宛てに「神奈川県海老名市における救急救命士によるワクチン接種の開始について」情報提供がなされた。 【第27回 令和 3 年 7 月 19 日 午後】 ・新型コロナウイルス感染拡大防止業務に係る保健師の派遣について ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について（夜間接種の開始等） 【第28回 令和 3 年 7 月 30 日 午前】 ・緊急事態宣言下の対応について 【第29回 令和 3 年 7 月 31 日 午前】 ・緊急事態宣言中における公共施設の開館状況、イベント等実施状況について	

新型 コロナウイルス 感染症対策本部 【設置】全5回	令和3年7月30日 内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出 ※当該発出を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、海老名市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置 1 緊急事態措置を実施する期間 令和3年8月2日から8月31日まで ※8月17日 9月12日まで期間延長（13都府県） ※9月9日 9月30日まで期間延長（19都道府県） ※9月28日 緊急事態解除宣言発出 ※9月30日まで 2 緊急事態措置を実施すべき区域 沖縄県（5/23～）、東京都（7/12～）、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府（8/2～） ※8月17日区域変更 茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県及び福岡県の7県を追加 ※8月25日区域変更 北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県の8県を追加 ※9月9日区域変更 宮城県、岡山県の2県を解除 本部会議の招集（5回） ㊿ 8/10am ㊿ 8/19am ㊿ 9/1am ㊿ 9/10pm ㊿ 9/27am
主な審議・決定事項等 【第30回 令和3年8月10日 午前】 ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について（集団接種の予約枠の拡大等） ・第40回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議の概要について情報共有 【第31回 令和3年8月19日 午前】 ・保育所等における登園自粛要請について ・収集及び選別員にクラスター感染が発生した場合の対応について ・東京2020パラリンピック学校連携観戦プログラムについて ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について（アストラゼネカ社ワクチン接種の意向調査等） 【第32回 令和3年9月1日 午前】 ・新型コロナウイルス感染症自宅療養者の投票方法について ・新型コロナウイルス感染症拡大防止業務に係る保健師の派遣について 【第33回 令和3年9月10日 午後】 ・保健福祉部内におけるクラスター発生について 【第34回 令和3年9月27日 午前】 ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について（集団接種の終了について等）	

新型コロナウイルス感染症対策本部

【設置】全7回

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第5項に規定に基づき、令和3年9月28日付けで内閣総理大臣から緊急事態解除宣言が発出され、「海老名市新型インフルエンザ等対策本部要領」第3条第1項に基づく法的設置から、同要領第3条第2項に基づく市長が必要と認める場合に改め、新型コロナウイルスワクチン接種対策本部体制を維持するため同本部を設置

令和4年1月7日、政府は、沖縄県、山口県、広島県の3県に1月9日から31日まで「まん延防止重点措置」の適用を決定

本部会議の招集（4回）

㊥ 10/ 7am ㊦ 10/21am ㊧ 11/16pm ㊨ 12/16pm ㊩ 1/11am
㊪ 1/17pm ㊫ 1/20pm

主な審議・決定事項等

【第35回 令和3年10月7日 午前】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について

【第36回 令和3年10月21日 午前】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について
- ・PCR検査助成について

【第37回 令和3年11月16日 午後】

- ・自宅療養者支援チームの勤務体制の変更について

【第38回 令和3年12月16日 午後】

- ・自宅療養者支援チームの年末年始の体制について
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について（追加接種の概要等）

【第39回 令和4年1月11日 午前】

- ・自宅療養者支援チームによる年末年始の支援状況について
- ・職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の業務体制について
- ・公共施設の開館時間の変更について

【第40回 令和4年1月17日 午後】

- ・まん延防止等重点措置が適用された場合の必要な措置事項について
- ・自宅療養者支援チームの土日祝日の対応について
- ・濃厚接触者の自宅待機期間に関し、エッセンシャルワーカー職員の待機解除基準について

【第41回 令和4年1月20日 午後】

- ・新型コロナウイルス感染症の対応状況等について
- ・文化会館及び中央図書館を除く全施設の開館時間について
- ・新型コロナウイルス感染症の感染急拡大（オミクロン株）への対応について

新型コロナウイルス感染症対策本部会議の様子



新型 コロナウイルス 感染症対策本部 【設置】全9回	令和4年1月19日、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条第4項の規定に基づき、神奈川県を含む13都県に、令和4年1月21日から2月13日まで、まん延防止等重点措置が適用されたことから、海老名市新型インフルエンザ等対策本部要綱第3条第2項の規定(市長が必要と認める場合)に基づき、海老名市新型コロナウイルス感染症対策本部を継続 1 まん延防止等重点措置が適用される期間 令和4年1月21日から2月13日まで(注1:13都県) ※1月25日 1月27日から2月20日まで(注2:18道府県) 【沖縄県、山口県、広島県(1/9~2/20)】 ※2月3日 2月5日から2月27日まで(和歌山県) ※2月10日 2月12日から3月6日まで(高知県) ※2月10日 3月6日まで期間延長(注1:13都県) ※2月18日 2月20日をもって5県を解除 ※3月4日 3月21日まで期間延長(注3:18都道府県) ※3月4日 3月6日をもって13県を解除 ※3月18日 3月21日をもって18都道府県を解除 2 まん延防止等重点措置が適用される区域 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県 愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県(注1:13都県) ※1月25日 区域の変更(注2:18道府県) 北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県 長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県 福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県を追加 ※2月3日 区域の変更 和歌山県を追加 ※2月10日 区域の変更 高知県を追加 ※2月18日 区域の変更 沖縄県、山形県、島根県、山口県、大分県の5県を解除 ※3月4日 区域の変更(注3:18都道府県) 北海道、東京都、京都府、大阪府、青森県、茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、静岡県、岐阜県 愛知県、兵庫県、香川県、熊本県 ※3月4日 区域の変更 福島県、新潟県、長野県、三重県、和歌山県、岡山県、広島県 高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県の13県を解除 ※3月18日 区域の変更 北海道、東京都、京都府、大阪府、青森県、茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、静岡県、岐阜県 愛知県、兵庫県、香川県、熊本県の18都道府県を解除 本部会議の招集(9回) ④② 1/28pm ④③ 2/ 3am ④④ 2/ 9am ④⑤ 2/10am ④⑥ 2/16am ④⑦ 2/25pm ④⑧ 3/ 4am ④⑨ 3/18am ⑤⑩ 3/28pm
	主な審議・決定事項等 【第42回 令和4年1月28日 午後】 ・「新型コロナウイルス感染症患者の急増に伴う市長メッセージ」について ・自宅療養者支援チームの業務増大に伴う応援体制について ・出勤停止者が増加した場合の業務の継続について

【第43回 令和4年2月3日 午前】

- ・まん延防止等重点措置が延長されることを想定した準備について
- ・第3回目のワクチン集団接種について

【第44回 令和4年2月9日 午前】

- ・積雪予報に伴う2月10日のワクチン集団接種について

【第45回 令和4年2月10日 午前】

- ・美化センター職員の感染状況に鑑み、収集業務後の感染対策について
- ・保育園、幼稚園及び老人ホーム等の感染対策及び対応について
- ・まん延防止等重点措置が延長された場合の公共施設運営について

【第46回 令和4年2月16日 午前】

- ・小児ワクチンの接種要領等について
- ・市が主催する主要イベント等の開催について
- ・公共施設の開館時期及び運営要領について
- ・自宅療養者支援に関し、市民への周知方法等について

【第47回 令和4年2月25日 午後】

- ・「重点観察対象者の考え方の変更」及び「新型コロナウイルス感染症の急拡大（オミクロン株）に伴う神奈川県自主療養の在り方を含んだ対応」について
- ・神奈川県から提供される自主療養者情報に基づく対応について
- ・高齢者施設における感染対策の徹底について
- ・海老名駅駅間地区で行うワクチン接種について

【第48回 令和4年3月4日 午前】

- ・自宅、自主療養者支援の状況について
- ・市立小中学校の修学旅行、野外教育活動実施の特例措置について

【第49回 令和4年3月18日 午前】

- ・まん延防止等重点措置の解除に向けた臨時駐車場の使用解除について
- ・公共施設の段階的な開館について（3月22日～27日：現状維持）
- ・新型コロナウイルス感染症業務白書について

【第50回 令和4年3月28日 午後】

- ・神奈川県大規模接種会場（レンブラントホテル）の運営について
- ・公共施設の開館について（4月1日以降は通常開館）
- ・人事異動による自宅療養者支援チーム及びワクチン接種対策本部の体制について

新型コロナウイルス
感染症対策本部

【設置】全 21 回

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 21 日をもって、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了された。市内の感染者は、引き続き多いことから、海老名市新型インフルエンザ等対策本部要綱第 3 条第 2 項の規定(市長が必要と認める場合)に基づき、海老名市新型コロナウイルス感染症対策本部を継続

本部会議の招集 (21回)

㊦ 4/ 4pm ㊧ 4/21pm ㊨ 5/10am ㊩ 5/20pm ㊪ 6/ 3pm
 ㊫ 6/17am ㊬ 7/ 8pm ㊭ 7/25pm ㊮ 8/10pm ㊯ 8/24pm
 ㊰ 9/ 5am ㊱ 9/21pm ㊲ 10/ 7pm ㊳ 10/25pm ㊴ 11/11pm
 ㊵ 12/22pm ㊶ 1/24pm ㊷ 2/13pm ㊸ 3/24pm ㊹ 4/25pm
 ㊺ 5/19pm

主な審議・決定事項等

【第51回 令和 4 年 4 月 4 日 午後】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種（4 回目）の実施について
- ・感染予防の徹底について

【第52回 令和 4 年 4 月 21 日 午後】

- ・令和 4 年度における海老名市のイベント実施に関するガイドラインについて
- ・コロナ禍における自治会活動の実施について
- ・海老名市立小中学校「学校の新しい生活様式」ガイドライン（改訂版4.5）について

【第53回 令和 4 年 5 月 10 日 午前】

- ・「自治会等のイベント実施に関するガイドライン」について

【第54回 令和 4 年 5 月 20 日 午後】

- ・自宅（自主）療養者数と支援の状況について
- ・市内小中学生の登下校時のマスクの着用について

【第55回 令和 4 年 6 月 3 日 午後】

- ・新規自宅（自主）療養者数と問合せ件数の推移について

【第56回 令和 4 年 6 月 17 日 午前】

- ・海老名市立小中学校「学校の新しい生活様式」ガイドライン（改訂版6.7）について
- ・自宅療養者支援チームの勤務体制の変更について
- ・第26回参議院議員通常選挙における新型コロナウイルス感染症感染者の投票機会の確保について

【第57回 令和 4 年 7 月 8 日 午後】

- ・新型コロナウイルス感染症の対応状況等について

【第58回 令和4年7月25日 午後】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について
- ・新型コロナウイルス感染症（B.1.1.529系統（オミクロン株））による感染急拡大に伴う海老名市職員の臨時的対応について

【第59回 令和4年8月10日 午後】

- ・新型コロナウイルス感染症に係る救急搬送状況について
- ・神奈川県による抗原検査キット無料配布事業について
- ・学童保育クラブにおける感染状況について

【第60回 令和4年8月24日 午後】

- ・自宅（自主）療養者数と支援状況について
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について

【第61回 令和4年9月5日 午前】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種（4回目集団）の終了及びオミクロン株へのワクチン接種対策について
- ・保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染状況について

【第62回 令和4年9月21日 午後】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について
小児（5歳～11歳）に対する追加接種（3回目）の開始について
オミクロン株（BA.1）に対応したワクチン接種の実施について
- ・新型コロナウイルス感染症に係る職員の発症時等の対応について

【第63回 令和4年10月7日 午後】

- ・「自宅療養者支援事業」及び「自宅療養者支援業務の新たな体制」について
- ・追加接種（5回目）における集団接種の実施について

【第64回 令和4年10月25日 午後】

- ・10月15日（土）にビナレッジで発生したワクチンの接種誤りについて
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について

【第65回 令和4年11月11日 午後】

- ・自宅療養者支援事業について
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について

【第66回 令和4年12月22日 午後】

- ・自宅療養者支援事業について
- ・新型コロナウイルスワクチン接種の進捗状況等について
- ・小中学校の感染状況等について

【第67回 令和5年1月24日 午後】

- ・自宅療養者支援事業について
- ・新型コロナウイルスワクチン接種専用ダイヤルの縮小について

【第68回 令和5年2月13日 午後】

- ・市役所、学校及び保育園におけるマスクの着用及び窓口の対応要領について
- ・自宅療養者支援事業について
- ・新型コロナウイルスワクチンの追加接種について

【第69回 令和5年3月24日 午後】

- ・自宅療養者支援事業について
- ・ワクチン接種事業について
- ・新型コロナウイルス感染症コールセンターの縮小及び終了について
- ・海老名市立小中学校「学校の新しい生活様式」ガイドライン改訂について

【第70回 令和5年4月25日 午後】

- ・自宅療養者支援事業について
- ・海老名市職員等のガイドラインについて
- ・海老名市のイベント実施に関するガイドラインについて
- ・各種団体等のイベント実施に関するガイドラインの廃止について
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の体制について

【第71回 令和5年5月19日 午後】

- ・自宅療養者支援事業について
- ・「海老名市立小中学校5月8日以降の学校生活」について
- ・これまでの新型コロナウイルス感染症対策業務等について
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について

5 市の取組

(1) 業務継続のための市全体の取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、市民へのサービス提供が滞りなく遂行できるよう市庁舎等（公共施設を含む。）における感染症対策を徹底して実施しました。

◇基本的感染症対策
・ 人員を最小限とした上で会議等を実施 ・ 広い会場で人との間隔を取って会議等を実施 ・ 時間を短縮して会議等を実施 ・ 分散勤務による業務継続 ・ 会議等を書面開催により対応
◇窓口における感染症対策
・ 電話、郵便、インターネットにより申請手続を実施 ・ 相談業務等については、事前予約制により実施
◇施設における感染症対策
・ 手指消毒の徹底 ・ サーモグラフィーによる検温の実施 ・ パーティション／飛沫防止シートの設置 ・ 利用者名簿の活用 ・ 開館時間の短縮
◇感染症対策の啓発
・ 広報えびな掲載 ・ 防災行政無線放送 ・ 看板設置 ・ デジタルサイネージ掲載 ・ 市内施設等のパトロール巡回



分散勤務の様子



飛沫防止シートを設置

□ 参考事例

- ・ 特例郵便等投票制度に基づく投票の機会の確保（選挙管理委員会事務局）
- ・ 選挙における開票事務従事者の減員（選挙管理委員会事務局）
- ・ 防災行政無線放送による感染症対策等注意喚起（市長室危機管理課）
- ・ 確定申告相談業務に係る受付方法を事前予約制に変更（財務部市民税課）
- ・ 市県民税申告に係る0申告の受付方法を変更（財務部市民税課）
- ・ 軽自動車税に係る減免申請方法の変更（財務部市民税課）
- ・ 収集業務において、業務員ごとに使用する車両を半固定化
(経済環境部資源対策課)
- ・ 公園利用における感染症対策を看板及びデジタルサイネージ等により啓発を実施（まちづくり部都市施設公園課）
- ・ 相模川河川敷でのバーベキュー等の利用状況現地調査（まちづくり部）

ア Web会議システム環境整備【市長室IT推進課】

会議等のオンライン開催に対応するための環境を整備し、市のネットワークに係るセキュリティレベルの維持を図るため、W e b 会議システムの利用方法や管理方法を定めるガイドラインを令和 2 年 7 月 1 日に策定しました。令和 3 年 10 月からは、W e b 会議システムが利用できる端末を 3 台追加し、会議を主催できる機能を併せて導入しました。

□ Web会議システム用端末予約状況（令和3年12月31日現在）

年度	月	予約件数（１月平均）
令和２年度	７月から３月まで	約370件（41件）
令和３年度	４月から９月まで	約273件（46件）
	10月から12月まで	約219件（73件）

イ サテライトオフィス環境整備【市長室！Ｔ推進課】

職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合等を想定し、市役所外で業務を継続するため、本郷コミセン及びえびな市民活動センター（ビナレッジ）に庁内ネットワークと接続するための専用回線を令和２年７月に敷設し、サテライトオフィスを整備しました。

□ 使用実績【市長室危機管理課】（令和3年12月31日現在）

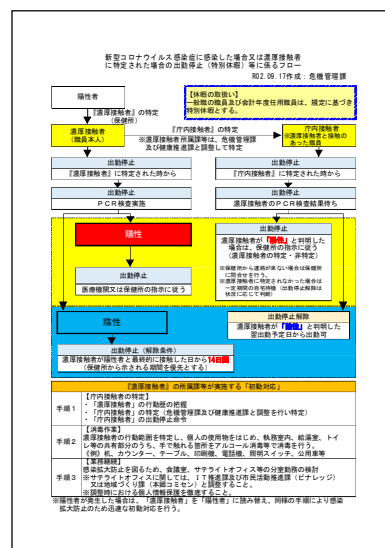
- ・令和2年9月2日から令和2年9月4日まで
本郷コミセン（契約検査課）
- ・令和3年1月25日から令和3年2月12日まで
市庁舎7階会議室（商工課）
- ・令和3年2月2日から令和3年2月12日まで
本郷コミセン（環境課・農政課）

ウ 新型コロナウイルス感染症感染者等発生時等の対応

【市長室危機管理課・保健福祉部健康推進課】

職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は濃厚接触者に特定された場合の出勤停止等の対応をフロー図にまとめ、職員及びその家族等が新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者に特定された場合における対応を統一しました。

感染者等が発生した場合には、所属長を中心に、随時部次長に報告及び調整を図ることとし、市が実施すべきことを明確にすることで、初動体制の構築に繋がりました。



エ 市庁舎における環境整備【財務部財産・車両課】

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、サーモグラフィーカメラや消毒液、飛沫防止用透明パーティション等を購入し、庁舎施設等に設置しました。
また、共有部分について除菌作業を実施しました。
- ・感染対策として臨時的自動車通勤が実施されたことに伴う催事広場駐車場の設置・整備を行いました。

□ 実績（令和6年3月31日現在）

- ・サーモグラフィーカメラ設置等工事
(1,276,220円)
- ・庁舎カウンター等除菌作業
(庁舎管理業務委託内で実施)
- ・庁舎施設抗菌作業（業者寄附により実施）
- ・消毒液・パーティション等消耗品購入（令和2年度：1,669,708円）
(令和3年度：921,470円)
(令和4年度：538,560円)
(令和5年度：89,760円)
- ・催事広場駐車場整備（25,300円）
- ・会議室等の確保（会場賃貸借契約（4件分）：666,250円）



オ 「海老名市新型コロナウイルス感染症等に係る対応ガイドライン」

【保健福祉部保育・幼稚園課】

保育所等の児童や保育従事者に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合において、各園での対応について必要な事項を定めるため、標記ガイドラインを令和3年12月に策定しました。保育所等の児童や保育従事者に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合には、ガイドラインに定められた対応フローに基づき、各園との円滑な連携が図られています。

カ 「収集及び選別員にクラスター感染が発生した場合の対応について」

【経済環境部資源対策課】

収集業務を継続して実施できるよう、第31回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和3年8月19日）において、クラスターが発生した場合は、燃やせるごみの収集維持、容器包装プラスチック、ペットボトルの収集維持を中心として業務継続を図る収集業務の方針を決定しました。

(2) 財政措置

ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金【財務部企画財政課】

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ることを目的に交付金を支給するもので、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう地方公共団体が作成した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画に基づき交付金が充当されました。

□ 令和2年度交付実績 ※国から提示された交付限度額に基づき交付申請【通常分交付金 交付限度額 1,186,312 千円】

- ・ 令和2年4月1日以降に実施され、かつ新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業（経済対策に対応した事業）の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業

内訳	
・ 第一次配分（令和2年7月3日交付）	213,254千円
・ 第二次配分（令和2年9月30日交付）	664,323千円
・ 第三次配分 令和3年度繰越額（令和3年5月20日交付）	308,735千円
配分額合計	1,186,312千円
※第三次配分には別途補助裏分の交付あり	

- ・ 交付金充当事業

	事業名	事業費	充当額
1	中小企業等事業継続支援事業	501,980 千円	392,577 千円
2	プレミアム付商品券発行事業	604,000 千円	485,000 千円
3	50周年記念プレミアム付商品券発行事業	720,180 千円	308,735 千円
合計		1,808,160 千円	1,186,312 千円

【補助裏分 交付限度額 72,671 千円】

※国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定した額

・ 内容

概 要	国庫補助事業等（令和2年度補正予算（第1～3号）の地方負担額を基礎として算定した額を交付限度額とした臨時交付金
期 間	令和2年4月から令和2年11月までの国庫補助金等
対 象	充当する事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に特に必要と認められるもの
交 付 日	令和3年3月31日 (通常分交付金の第三次配布分にて交付)

・ 交付金充当事業

事業名	事業費	充当額
プレミアム付商品券発行事業	604,000 千円	72,671 千円

□ 令和3年度交付実績 ※国から提示された交付限度額に基づき交付申請

【通常分交付金 交付限度額 291,464 千円】

・ 内容

概 要	6.8兆円の増額が計上された令和3年度補正予算が成立し、12月27日付けで神奈川県経由で国から交付限度額が示された臨時交付金
対 象	充当する事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に特に必要と認められるもの
内 訳	・感染症対応分 交付限度額 144,574千円 ・地域経済対応分 交付限度額 146,890千円
交 付 日	令和4年3月31日

・ 交付金充当事業

	事業名	事業費	充当額
1	防災対策事業費	43,000 千円	30,000 千円
2	I C T教育推進事業費	47,881 千円	30,000 千円
3	50周年記念プレミアム付商品券発行事	947,229 千円	226,854 千円
	合計	1,038,110 千円	286,854 千円

【補助裏分 交付限度額 52,807 千円（①14,207 千円＋②38,600 千円）】

※国庫補助事業等の地方負担額を基礎として算定した額

・ 内容

概 要	国庫補助事業等（令和３年1月以降に交付決定等される令和２年度第1次補正分、第2次補正分、第3次補正分及び予備費分）の地方負担額を基礎として算定した額を交付限度額とした臨時交付金
期 間	① 令和３年１月から令和３年３月までの国庫補助金等 ② 令和３年４月１日から令和３年12月までの国庫補助金等
対 象	充当する事業は、感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援又は事業者若しくは地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する地方単独事業が対象
交 付 日	① 令和３年11月５日 ② 令和４年３月31日

・ 交付金充当事業

①

	事業名	事業費	充当額
1	50周年記念プレミアム付商品券発行事業	14,207 千円	14,207 千円

②

	事業名	事業費	充当額
1	保健衛生団体等助成事業費	28,890 千円	28,890 千円
2	コミュニティバス運行事業費	4,504 千円	4,504 千円
	合計	33,394 千円	33,394 千円

【事業者支援交付金 交付限度額 66,226 千円】

・ 内容

概 要	令和３年４月30日付けで閣議決定された令和３年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費5,000億円のうち、留保している2,000億円及び令和２年度補正予算で令和３年度へ繰越したもののうち1,000億円の総額3,000億円について都道府県及び市町村へ交付することと令和３年８月20日付けで示された臨時交付金
対 象	充当する事業は、感染拡大の影響を受けている事業者に対する支援又は事業者若しくは地方公共団体が実施する感染症対策の強化に関連する地方単独事業が対象
交 付 日	令和３年11月５日

・ 交付金充当事業

	事業名	事業費	充当額
1	工業振興対策事業費（当初）	7,600 千円	7,600 千円
2	中小企業安定対策事業費（当初）	34,891 千円	34,891 千円
3	民間保育所運営費等補助事業費（6号）	28,530 千円	28,530 千円
4	シルバー人材センター助成事業費（6号）	2,000 千円	2,000 千円
5	障がい者団体等活動支援事業費（6号）	1,426 千円	1,426 千円
6	工業振興対策事業費（6号）	1,596 千円	1,596 千円
合計		76,043 千円	76,043 千円

□ 令和4年度交付実績 ※国から提示された交付限度額に基づき交付申請

・ 対象

充当する事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等に特に必要と認められるものを対象としました。

【通常分交付金 交付限度額 172,358 千円】

・ 概要

令和3年度に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業に活用することが可能な交付金。

【原油価格・物価高騰対応分交付金 交付限度額 234,602 千円】

・ 概要

地方公共団体が、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を、地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるように、予算額1兆円を確保して創設されました。

【電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

交付限度額 210,483 千円】

・ 概要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するために、予算額6,000億円を確保して創設されました。

- ・ 交付金交付日

①令和 4 年 10 月 27 日 ②令和 5 年 1 月 31 日 ③令和 5 年 3 月 31 日

- ・ 交付金充当事業

	事業名	事業費	充当額
1	プレミアム付商品券発行事業費	429,381 千円	300,487 千円
	合計	429,381 千円	300,487 千円

※交付限度額 617,443 千円のうち 316,956 千円は、翌年度に繰り越し

イ 補正予算【財務部企画財政課】

新型コロナウイルス感染症の影響が令和 2 年 3 月から大きくなってきたことにより、令和 2 年度、令和 3 年度及び令和 4 年度にそれぞれ15回の補正予算を実施しました。

令和 5 年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が五類となったことから、新型コロナウイルス感染症関連予算については縮小傾向となりました。

主な新型コロナウイルス感染症関連の予算の概要

◎令和元年度

(千円)

8号補正	議決日 令和2年 3月27日	78,145
◇特別開所に伴う学童保育に対する補助の拡充		37,772
◇保育園・ファミリーサポート事業の拡充		109
◇公共施設等の一部休館に伴う指定管理料の増額		19,830
◇感染症予防物品の購入		434
◇予備費の増額		20,000

◎令和2年度

(千円)

1号補正	議決日 令和2年 4月10日	29,048
◇感染予防マスク等の購入		9,485
◇次亜塩素酸水の無償配布等に使用する消耗品		999
◇特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後デイサービス事業の拡充		5,440
◇中小企業信用保証料補助金の拡充		11,000
◇市内小中学校の臨時休業に伴う学校給食費の保護者への還付金		324
◇市内小学校の臨時休業による家庭学習の環境整備		1,800

2号補正	専決日 令和2年 5月1日	14,030,758
◇PCR検査実施の準備（コールセンター設置等）		2,379
◇ファミリーサポート事業の充実		640
◇生活困窮者に対する住宅確保対策の拡充		13,203
◇妊婦に対するマスク配布の実施		276
◇感染者搬送用備品等の購入		3,619
◇学校給食のキャンセルに伴う補償金		1,813
◇小中学校に非接触型体温計の配備		137
◇子育て世帯への臨時特別給付金の給付		176,216
◇特別定額給付金給付事業の実施		13,684,902
◇臨時休校に関する学童保育の拡充		145,311
◇予備費の増額		2,262

3号補正	議決日 令和2年 5月11日	372,257
◇保育園の保育料の減免等にかかる費用の増額		1,401
◇福祉的就労事業所に通所する障がい者への工賃補助		6,185
◇中小企業及び個人事業主への支援		360,000
◇魅力ある店舗づくり事業の拡充		3,000
◇臨時休校に関する学童保育の給食提供補助		1,671

4号補正	議決日 令和2年 6月19日	10,257
◇感染症対策消毒用の次亜塩素酸水生成器を各小中学校に設置		10,257

5号補正	議決日 令和2年 6月19日	524,224
◇体温検知カメラシステムの購入		1,584
◇避難所等の感染症予防対策に使用する消耗品		6,100
◇PCR関係者への医師会補填		1,930
◇生活困窮者に対する住宅確保対策の拡充		32,987
◇民間・公立保育園消耗品補助の実施		11,677
◇ひとり親世帯への臨時特別給付金の給付		108,863
◇子育て支援事業費の拡充		476
◇乳幼児健康診査の拡充		4,479
◇妊婦への支援給付金の給付		44,000
◇中小企業等事業継続支援事業の対象業種を拡充		300,000
◇小中学校の感染症予防対策に使用する消耗品		8,238
◇中学校給食推進事業費の拡充		3,890

◎令和２年度

(千円)

6号補正	議決日 令和２年 ７月 １日	1,498,458
◇サテライトオフィス整備のための市業務用LAN環境の整備		1,782
◇新型コロナウイルス感染症対策避難所用間仕切りテントの導入		458
◇喜寿を迎えた高齢者への理美容業に使用できる助成券の配付		4,462
◇魅力ある店舗づくり事業（商店リフォーム助成）の拡充		5,000
◇地域経済の活性化に資するプレミアム付商品券の発行		1,465,000
◇住宅リフォーム助成の拡充		10,000
◇高校生への奨学金の拡充＜緊急総合パッケージ＞		4,560
◇スクールライフ・サポートの実施＜緊急総合パッケージ＞		7,196
7号補正	議決日 令和２年 ８月 ５日	555,957
◇消毒用アルコールの購入		1,240
◇体温検知カメラシステムの設置		2,112
◇PCR関係者補填		1,520
◇生活困窮者に対する住宅確保対策の拡充		16,350
◇保育所等が感染症予防対策に使用する物品への補助等		43,500
◇地域経済の活性化に資するプレミアム付商品券の発行額の増額		364,000
◇バス路線の維持に向けた補助の充実		1,080
◇小中学校の感染症予防対策に使用する物品購入		17,835
◇歯科検診滅菌		270
◇「GIGAスクール構想の実現」に向けた１人１台タブレット等の配備		80,550
◇学童保育クラブが感染症予防対策に使用する物品への補助		27,500
8号補正	議決日 令和２年 ９月３０日	7,466
◇夏季の日数増に伴う学校給食調理業務委託の増額		7,466
9号補正	議決日 令和２年 ９月３０日	66,164
◇インフルエンザ予防接種無償化による医療の充実		66,164
10号補正	議決日 令和２年 11月13日	6,058
◇GIGAスクール構想の実現のためのタブレット等の拡充		6,058
11号補正	議決日 令和２年 12月16日	△ 131,072
◇小中学校燃料・電気水道料・電話のコロナによる増額		15,901
◇学校安全管理対策の会計年度任用職員報酬の増額		1,812
◇特別支援教育充実事業費の会計年度任用職員報酬の増額		7,607
◇衆議院議員総選挙経費の感染症予防物品購入		1,628
◇中小企業等事業継続支援事業の減額		△ 158,020
12号補正	議決日 令和２年 12月16日	165,800
◇ひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給		57,800
◇新型コロナウイルスワクチン接種に向けた業務体制の整備		108,000
13号補正	議決日 令和３年 ２月 ３日	2,300,040
◇救急隊等に対する特殊勤務手当（防疫手当）		1,356
◇市内公共施設等の感染症予防対策に使用する物品購入		6,818
◇新型コロナウイルスワクチン接種に向けた業務体制の整備		40,903
◇生活困窮者に対する自立相談支援の充実		2,210
◇子どもたちの学習・生活支援業務の感染症予防対策に使用する物品購入等		4,715
◇地域経済の活性化に資するプレミアム付商品券の発行		2,215,128
◇小中学校感染対策用消耗品の購入		26,772
◇小学校健康管理用感染対策用消耗品の購入		1,228
◇成人式延期に伴う事業費の増額		910

◎令和2年度

(千円)

14号補正	議決日 令和3年 3月26日	22,723
◇文化会館指定管理料補填		9,900
◇コミュニティバス運行補填		12,823
15号補正	議決日 令和3年 3月26日	329,215
◇新型コロナウイルスワクチン接種に向けた業務体制の整備		134,215
◇地域経済の活性化に資するプレミアム付商品券の発行		195,000

◎令和3年度

(千円)

当初予算	議決日 令和3年 3月26日	208,000
◇新型コロナウイルスワクチン接種業務体制の確保		208,000
1号補正	議決日 令和3年 4月22日	397,705
◇新型コロナウイルスワクチン接種の実施		329,372
◇子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の給付		68,333
2号補正	専決日 令和3年 5月18日	155,950
◇子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の給付		131,750
◇新型コロナウイルスワクチン接種会場等への来場支援		24,200
3号補正	議決日 令和3年 6月18日	15,421
◇小中学生の修学旅行費への補助の拡充		11,685
◇学童保育施設の感染症対策に係るICT補助		3,736
4号補正	議決日 令和3年 6月18日	51,745
◇新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付		41,745
◇住宅リフォーム助成の件数拡大		10,000
5号補正	議決日 令和3年 7月 9日	90,774
◇新型コロナウイルスワクチン集団接種会場への移動支援等		90,774
6号補正	議決日 令和3年 9月15日	920,955
◇窓口におけるキャッシュレス決済の導入		5,640
◇地域経済の活性化に資するプレミアム付商品券の追加発行		862,506
◇民間保育所運営費等補助		28,683
◇民間保育所感染症対策物品購入		2,500
◇シルバー人材センター助成		2,000
◇障がい者団体等活動支援		1,426
◇農業振興助成の拡充		8,300
◇工業振興対策の拡充		7,400
◇三世代リフォーム件数拡大		2,500
7号補正	議決日 令和3年 9月30日	382,236
◇新型コロナウイルスワクチン接種の実施		365,613
◇住宅リフォーム助成の件数拡大		10,000
◇魅力ある店舗づくりの件数拡大		5,000
◇感染者の救急搬送の増加に伴う感染症予防対策の充実		1,623
8号補正	議決日 令和3年11月12日	133,071
◇地域経済の活性化に資するプレミアム付商品券の追加発行		128,650
◇抗原検査キットの配布（介護施設・障がい福祉施設）		2,421
◇アレルギー等でワクチン接種できない方へのPCR検査の補助		2,000
9号補正	議決日 令和3年12月 1日	860,513
◇0歳から高校3年生までの給付金事業（子育て世帯への臨時特別給付）		860,513

◎令和3年度

(千円)

10号補正	議決日 令和3年12月17日	5,341
◇小中学校感染症予防物品購入		3,571
◇消防搬送用感染防止担架等購入		1,770
11号補正	議決日 令和3年12月17日	1,931,036
◇子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費（高校生・公務員）		1,251,445
◇新型コロナウイルスワクチン接種体制確保		679,591
12号補正	議決日 令和3年12月27日	1,574,760
◇住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金		1,574,760
13号補正	議決日 令和4年1月17日	133,675
◇感染防止用備品（避難所テント、2間3間テント、メガホン）		43,000
◇小中学校感染症対策消耗品及び備品		30,410
◇小中学校健康管理用感染症対策消耗品		640
◇ICT教育用タブレット等のオンライン教育推進機器の充実		59,625
14号補正	議決日 令和4年3月28日	164,516
◇PCR検査等を実施する医療関係団体への事業運営費の補助		30,000
◇新型コロナウイルスワクチン個別接種の促進		36,116
◇オフィスビル等入居への補助		90,000
◇コミュニティバス運行事業に対する支援		8,400

◎令和4年度

(千円)

当初予算	議決日 令和4年3月28日	99,082
◇新型コロナウイルス感染症に係るコールセンターの設置		366
◇新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付		8,431
◇公立保育園の感染症対策物品購入		4,050
◇公立保育園の感染症対策等の施設改修		3,603
◇民間保育園の感染症対策等の施設改修		39,232
◇学童保育クラブの感染症対策の施設改修		43,400
1号補正	議決日 令和4年3月28日	521,500
◇住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業の実施		521,500
2号補正	専決日 令和4年5月10日	75,075
◇自治会活動の再開を支援する感染対策用物品の購入		3,600
◇PCR検査等を実施する医療関係団体への事業運営費の補助		60,000
◇小中学校の修学旅行における感染防止対策への補助		11,475
3号補正	議決日 令和4年5月10日	73,697
◇子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の給付		73,697

◎令和4年度

(千円)

6号補正	議決日 令和4年 7月 8日	1,167,128
◇新型コロナウイルスワクチン接種等の実施		553,937
◇保健師用被服購入		872
◇社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の特例貸付事業への補助		39,000
◇新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付		12,435
◇子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）の給付		80,760
◇商店街応援補助金の件数拡大		800
◇店舗リフォーム助成の補助上限拡大		1,200
◇生活支援及び地域経済の活性化に資するプレミアム付商品券の発行		429,381
◇経費高騰に伴う農業事業者への補助		5,056
◇畜産事業者に対する飼料代補助		1,094
◇路線バス運行対策支援事業補助		1,703
◇住宅リフォーム助成の件数拡大		10,000
◇食材費高騰に伴う学校給食費賄材料費用の増額		30,000
◇家計急変世帯へのスクールライフサポート		890
7号補正	議決日 令和4年 9月16日	49,924
◇インフルエンザ予防接種無償化による医療の充実		49,924
8号補正	議決日 令和4年 9月30日	609,895
◇新型コロナウイルスワクチン接種等の実施		523,657
◇PCR検査等を実施する医療関係団体への事業運営費の補助		60,000
◇私立保育園の給食材料費補助		9,917
◇公立保育園の給食材料費補助		2,847
◇私立幼稚園の給食材料費補助		5,874
◇中古住宅取得支援の件数拡大		7,600
9号補正	議決日 令和4年 9月30日	664,327
◇住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付		653,991
◇新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付		10,336
11号補正	議決日 令和4年12月16日	22,731
◇民間保育所の電気代補助		4,750
◇幼稚園の電気代補助		400
◇路線バス運行対策支援事業補助		691
◇住宅リフォーム事業の助成件数拡大		3,500
◇感染防止衣の購入		12,730
◇感染症廃棄物処理費の増額		660
13号補正	議決日 令和5年 1月19日	1,564,184
◇感染症予防対策を実施する保育所等への事業運営費の補助		1,000
◇生活支援及び地域経済の活性化に資するプレミアム付商品券の発行		1,558,354
◇小中学校の感染症予防対策に使用する物品購入		4,830

◎令和５年度

(千円)

当初予算	議決日 令和５年 ３月２９日	4,216
◇新型コロナウイルス感染症に係るコールセンターの設置		510
◇小中学校における新型コロナウイルス感染症対応による電話料の増額		3,706
１号補正	議決日 令和５年 ３月２９日	623,643
◇新型コロナウイルスワクチン接種等の実施		583,493
◇農業事業者に対する肥料代の補助		10,000
◇小中学校における感染予防のための換気対策の整備		15,075
◇小中学校の感染者等発生対応・臨時休業による家庭学習の環境整備に係る支援		15,075
２号補正	議決日 令和５年 ４月２０日	1,397,705
◇低所得者世帯に対する生活支援商品券の発行		387,513
◇低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の給付		133,604
◇生活支援及び地域経済の活性化に資するプレミアム付商品券の発行		876,588
３号補正	議決日 令和５年 ６月１６日	73,300
◇抗原検査キットの購入		3,300
◇ワクチンの個別接種を実施する医療関係団体への事業運営費の補助		60,000
◇予防接種健康被害救済制度に係る給付		10,000
６号補正	議決日 令和５年 ９月１９日	37,706
◇インフルエンザ予防接種無償化による医療の充実		37,706
７号補正	議決日 令和５年 ９月２９日	147,100
◇生活支援及び地域経済の活性化に資するプレミアム付商品券の発行		147,100

(3) 経済対策

ア 特別定額給付金【財務部企画財政課】

国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金を支給しました。

□ 事業概要

給付対象者	令和2年4月27日現在において住民基本台帳に記録されている者
受給権者	原則、給付対象者の属する世帯の世帯主
給付額	100,000円（1人あたり）
対象人数	135,730人
対象世帯数	61,012世帯
申請受付	「郵送申請」又は「オンライン申請」

□ 実績（令和3年12月31日現在）

◇実施期間	
・申請受付期間 令和2年5月21日から令和2年8月21日まで ※マイナポータル申請は令和2年5月7日から令和2年8月21日まで	
・給付期間 令和2年5月19日から令和3年1月20日まで	
◇支給状況	
・支給総額 13,545,200千円（国費10/10：補助特別定額給付金事業費補助金）	
・支給人数 135,452人（支給率 99.8%）	
・支給世帯数 60,790世帯（支給率 99.6%）	

□ 実施体制

国の要請を受け、可能な限り早期に給付金を支給すべく、全庁体制により特別定額給付金チームを設置しました。統括責任者に財務部次長、副統括責任者に市民協働部次長、事務局は財務部企画財政課とし、メンバーは財務部・市民協働部を中心に17人体制としました。また、事業の進捗状況により在宅勤務職員を動員して対応しました。



※動員対応業務：オンライン申請受付処理・郵送申請受付データ照合

イ 海老名市福祉的就労施設通所者工賃助成【保健福祉部障がい福祉課】

福祉的就労施設に通所する障がい者を対象に、新型コロナウイルス感染症の影響によって減額した工賃について、障がい者の経済的自立の維持を目的に、その一部を助成しました。

□ 事業概要

対 象 者	海老名市に住民票を有し、海老名市の障がい福祉サービスの支給決定を受けている福祉的就労施設通所者
対 象 施 設	・生活介護事業所 ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援A型事業所 ・就労継続支援B型事業所
対象となる事由	・事業所の活動自粛により、施設の利用ができなくなったため ・事業所の活動縮小により、施設の利用が減少したため ・持病等の理由から感染防止のため、施設の利用を自粛したため ・自身に発熱等の体調不良があり、施設の利用を自粛したため ・事業所の活動縮小により、工賃の基準額が低下したため
助 成 対 象 期 間	令和2年4月7日から令和2年5月25日まで
補 助 額	令和元年12月から令和2年2月までの平均工賃と対象期間の平均工賃の差額及び自粛等で通所しなかった日の工賃の8割

□ 実績（令和3年12月31日現在）

申請者数220名 助成額106,760円

ウ 海老名市妊婦支援給付金支給事業【保健福祉部こども育成課】

「妊婦支援給付金事業」として、新型コロナウイルス感染症に対するリスク軽減を目的に、妊婦一人当たり5万円の給付を行いました。

□ 事業概要

対 象 者	・申請日の時点で妊娠届出書を提出している人（母子手帳交付済みの人） ・支給対象期間中に妊娠していることが確認できる人 ・支給対象期間中から給付金の申請日まで、引き続いて本市の住民基本台帳に登録されており、実際に本市に居住している人
支 給 対 象 期 間	令和2年4月28日から令和2年6月30日まで

□ 実績（令和3年12月31日現在）

- ・実施件数 861 件
- ・助成額 43,050,000 円

エ 中小企業に向けた信用保証料補助金の引き上げ（緊急経済対策第1弾）

【経済環境部商工課】

新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている中小企業を支援するため、海老名市中小企業信用保証料補助要綱を一部改正し、神奈川県信用保証協会の保証を受け、市融資要綱に規定する景気対策特別資金の融資を受けた中小企業者の補助上限額を10万円から50万円に引き上げました。

□ 実績（緊急経済対策第1弾）（令和3年12月31日現在）

実 施 期 間	令和2年3月2日から令和3年3月31日まで
補助金引上げ期間内に融資を受け、補助金を交付した事業者	11事業所

※なお、緊急経済対策第2弾として、融資要綱の一部を改正し、返済猶予（据置期間の設定・延長）を実施しています。

オ 海老名市中小企業等事業継続支援金の創設（緊急経済対策第2弾）

【経済環境部商工課】

外出自粛や休業要請により、事業活動に影響を受けている中小企業及び個人事業主を支援するため、中小企業等事業継続支援金を交付しました。

□ 事業概要

要 件	令和2年3月又は4月の売り上げが前年同月と比べて20%以上減少している中小企業及び個人事業主
上 限 額	1事業所あたり30万円
対象業種	小売業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス、娯楽業
申請期間	6月末まで

※なお、緊急経済対策第3弾として、8月末までの期間延長と、対象業種拡大（全業種）を実施しています。

□ 実績（緊急経済対策第2弾）（令和3年12月31日現在）

①	実施期間	令和2年5月11日から令和2年6月18日まで
	申請件数	※飲食、宿泊、小売、生活関連サービス、娯楽 500件
	交 付 額	143,982,000円
②	実施期間	令和2年6月19日から令和2年8月31日まで
	申請件数	全業種 1,239件
	交 付 額	357,998,000円
計	申請件数	1,739件
	交 付 額	501,980,000円

カ 海老名商工会議所との合同相談の設置（緊急経済対策第2弾）

【経済環境部商工課】

国・県・市の経済対策及び支援策に対し、市内中小企業及び個人事業主が申請等を円滑に行えるよう、市及び海老名商工会議所が合同で事前予約制の相談窓口を設置しました。

□ 事業概要

対 象	市内中小企業及び個人事業主（商工会議所非会員を含む。）
場 所	海老名商工会議所 3階ホール
期 間	令和2年5月7日～ 週3回程度

□ 実績（令和3年12月31日現在）

- ・実施期間：令和2年5月7日から同年6月末まで（以後随時対応）
- ・件 数：57件

キ がんばる商店街応援事業補助金の申請回数引き上げ 【経済環境部商工課】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、物価高騰により消費の冷え込みが著しい商店街を支援するため、商店街が実施するイベント等への補助金申請回数を1団体につき同一年度1回のみから2回まで可能としました。大規模な集客イベントの開催が困難な中、小規模なイベントを複数回実施することで商店街及び地域商業の活性化を図りました。

□ 実績（令和5年5月19日現在）

- ・実施期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
令和4年度：8団体9件 1,327,000円
(※1団体が2回活用)

ク 魅力ある店舗づくり支援事業補助金の引き上げ 【経済環境部商工課】

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、燃料費高騰や原材料不足による工事費用への影響を受け厳しい状況が続いている市内事業者を支援するため、店舗の改修等に要する費用への補助上限額を50万円から70万円に引き上げました。

□ 実績（令和5年5月19日現在）

- ・実施期間：令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
既存店舗及び空き店舗改装改修助成 6件 3,008,000円
(内、4件に対し上限70万円を助成)

ケ 元気いっぱい!!えび～にゃ商品券発行（緊急経済対策第4弾）

【経済環境部商工課】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い影響を受けている市民の生活を支援するとともに、消費を喚起し、地域経済の活性化を図ることを目的に、市内でのみ使用可能なプレミアム付商品券を発行しました。

□ 事業概要

発行総額	14億円	
販売価格	3,500円／1冊（額面金額5,000円／1冊） プレミアム率42.9%	
1冊の構成	1冊16枚つづり 【内訳】共通券 500円×6枚＝3,000円 個店限定券200円×10枚＝2,000円	
販売数	28万冊	
購入対象者	市内在住者	
購入上限	1人あたり10冊	
使用期間	令和2年8月25日から令和3年2月28日まで	

□ 実績（令和3年12月31日現在）

- ・販売冊数：35万冊
- ・販売総額：17億5千万円

※なお、緊急経済対策第5弾として、7万冊（3億5千万円）を増刷しています。

コ 市制施行50周年！元気いっぱい!!えび～にゃ商品券発行

（緊急経済対策第6弾）

【経済環境部商工課】

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市民の生活支援と地域経済の活性化を図るとともに、市制施行50周年の機運を高めるため、プレミアム付商品券を発行しました。また、飲食店をはじめ経営が苦しい様々な業種の個店に対する支援となるよう共通券と個店限定券を分けて販売するとともに、個店限定券には海老名市初のプレミアム率100%を付与しました。

□ 事業概要

発行総額		32億400万円 共通券20億8,500万円＋個店限定券11億1,900万円
発行冊数		79万冊 共通券41万7,000冊＋個店限定券37万3,000冊
個店 限定券	販売価格	1,500円／1冊（額面金額3,000円／1冊） プレミアム率100%
	1冊の構成	200円券×15枚つづり
共通券	販売価格	4,000円／1冊（額面金額5,000円／1冊） プレミアム率25%
購入対象者		市内在住者
購入上限		第1弾：一人あたり各券5冊 第2弾：一人あたり各券2冊
使用期間		令和3年4月26日から令和4年2月28日まで

□ 実績（令和3年12月31日現在）

販 売 期 間	令和3年4月26日から令和3年5月9日まで（50万冊）
	※増刷6万冊
	令和3年12月1日から令和3年12月14日まで
	※増刷23万冊
販 売 冊 数	79万冊
販 売 総 額	32億400万円
そ の 他	緊急経済対策第7弾として、個店限定券6万冊（1億8千万円）を増刷、緊急経済対策第8弾として、合計20万冊（個店限定券10万冊＋共通券10万冊）（8億円）を増刷し、使用期限を令和4年2月28日まで延長、緊急経済対策第9弾として、合計3万冊（個店限定券1万3千冊＋共通券1万7千冊）（1億2千4百万円）を増刷しています。

サ 元気いっぱい !!えび～にゃ商品券を発行【令和4年度】

【経済環境部商工課】

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けている市民生活の支援及び消費喚起による地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券を発行しました。また、デジタル化を推進するため、紙商品券に加え、電子商品券も導入し、非接触型のキャッシュレス決済による新しい生活様式の普及・促進と市民ニーズに応じた利便性の高い商品券事業を実施しました。

□ 事業概要

発行総額		9億3,200万円(紙6億4,800万円 電子：2億8,400万円) 共通券6億500万円＋個店限定券3億2,700万円
発行総数		紙：16万冊(共通券8万4千冊＋個店限定券7万6千冊) 電子：7万セット(共通券3万7千セット＋個店限定券3万3千セット)
個店 限定券	販売価格	1,500円／1冊(額面金額3,000円／1冊) プレミアム率100%
	1冊の構成	200円券×15枚つづり
共通券	販売価格	4,000円／1冊(額面金額5,000円／1冊) プレミアム率25%
	1冊の構成	500円券×10枚つづり
購入対象者		市内在住者
購入上限		1人あたり合計4冊(各券2冊)まで
使用期間		令和4年11月15日から令和5年3月15日まで

□ 実績(令和5年5月19日現在)

販売期間	令和4年11月15日から令和5年3月15日まで
販売数	紙商品券：18万8,400冊
	電子商品券：2万7,000セット
販売総額	紙商品券：7億5,650万円
	電子商品券：9,500万円

シ 第6弾・元気いっぱい!!えび～にゃ商品券を発行【令和5年度】

【経済環境部商工課】

依然として続く原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けている市民生活の支援及び消費喚起による地域経済の活性化を図るため、プレミアム付商品券を発行しました。(紙のみ)

□ 事業概要

発行総額		14億3,200万円 共通券9億1,000万円＋個店限定券5億2,200万円
発行冊数		35.6万冊 共通券18.2万冊＋個店限定券17.4万冊
個店 限定券	販売価格	1,500円／1冊(額面金額3,000円／1冊) プレミアム率100%
	1冊の構成	200円券×15枚つづり
共通券	販売価格	4,000円／1冊(額面金額5,000円／1冊) プレミアム率25%
	1冊の構成	500円券×10枚つづり
購入対象者		市内在住者
購入上限		1人あたり合計6冊(各券3冊)まで
使用期間		令和5年4月10日から令和5年11月1日まで ※令和6年2月29日まで延長

□ 実績(令和6年9月30日現在)

販売期間	令和5年4月10日から令和5年4月19日まで
販売数	34万5,757冊
販売総額	9億5,984万円

ス 第7弾・元気いっぱい !!えび〜にゃ商品券を発行【令和5年度】

【経済環境部商工課】

依然として続いている原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けている市民生活の支援及び消費喚起による地域経済の活性化を図るため、現在実施している第6弾商品券事業が終了予定であったタイミングに合わせ11月から使用できるプレミアム付商品券を発行しました。（紙のみ）

□ 事業概要

発行総額		9億4,500万円
発行総数		紙：23.5万冊（共通券12万冊＋個店限定券11.5万冊）
個店限定券	販売価格	1,500円／1冊（額面金額3,000円／1冊） プレミアム率100%
	1冊の構成	200円券×15枚つづり
共通券	販売価格	4,000円／1冊（額面金額5,000円／1冊） プレミアム率25%
	1冊の構成	500円券×10枚つづり
購入対象者		市内在住者
購入上限		1人あたり合計4冊（各券2冊）まで
使用期間		令和5年11月1日から令和6年2月29日まで

□ 実績（令和6年9月30日現在）

販売期間	令和5年11月1日から令和5年11月7日まで
販売数	227,857冊（共通券116,298冊＋個店限定券111,559冊）
販売総額	6億3,253万円

セ 路線バス運行対策支援事業【まちづくり部都市計画課】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組むバス事業者を支援するとともに、市民が安心して路線バスを利用できるよう新型コロナウイルス感染症感染拡大を防止するための物品購入及び作業を行う事業に対し、補助金を交付しました。これにより、バス運行時の乗務員のマスク着用及び車内消毒を実施し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を講じることができました。

□ 事業概要

補 助 対 象 事 業 者	市内を運行するバス事業者
補 助 対 象 経 費	新型コロナウイルス感染症感染拡大の防止に資する衛生対策として購入する物品（マスク、消毒液等）及び平常時に加えて行う車両の消毒作業等
補 助 額	1系統あたり40,000円（上限）
そ の 他	令和2年9月9日から補助要綱を施行（令和2年4月1日から適用）し、令和2年度末までの時限としました。

□ 実績（令和3年12月31日現在）

- ・ 補助対象事業者 2事業者
- ・ 補助額 40,000円×27系統＝1,080,000円

ソ 市営住宅入居者の新型コロナウイルス感染症による減収に伴う家賃減免措置

【まちづくり部住宅まちづくり課】

市営住宅入居者より、新型コロナウイルス感染症により収入が減ったことから、家賃の支払いについての相談を受け、「海老名市市営住宅条例施行規則」及び「海老名市市営住宅の家賃等の減免又は徴収猶予基準」に基づき、書類審査及び実態調査を行い、家賃の減免措置を行いました。

□ 実績（令和5年3月31日現在）

- ・ 家賃減免措置件数：1件
- ・ 減免率：全額免除
- ・ 減免期間：令和3年7月1日から令和3年9月30日まで（3か月間）

(4) 感染症対策

ア 新型コロナウイルス感染症コールセンター【保健福祉部健康推進課】

令和2年4月30日から新型コロナウイルス感染症に関連する相談や感冒症状のある方への医療機関の情報提供及びケア等の相談を健康推進課保健師により実施しています。



□ 実績（令和5年4月28日終了）

	一般相談	保健師相談
令和2年度	1,225 件	2,578 件
令和3年度	2,070 件	3,407 件
令和4年度	2,189 件	4,407 件
令和5年度	36 件	32 件

イ 保健衛生団体等助成事業【保健福祉部健康推進課】

○発熱者外来案内業務

海老名市医師会により、発熱等の症状のある患者に特化して診察していただける診療所を設置しました。市では、患者誘導等の人的支援等を行いました。

□ 実績（令和3年12月31日現在）

支援期間 令和2年5月1日から令和2年5月30日まで

○PCR集合検査（ドライブスルー方式）

海老名市医師会により、感染疑いのある方のPCR検査をドライブスルー方式で実施しました。市では、検査予約の受付、会場設営、車両誘導等の人的支援や物的支援等を行いました。また、海老名駅



周辺の3診療所に受診できる方は、当該診療所との連携により唾液検査を実施しました。なお、第5回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和2年4月22日）において、発熱者外来案内業務及びPCR集合検査については、全庁動員により実施することを決定しました。

また、検査場を利用される方が「自家用車がない」又は「送迎してもらえない家族がいない」等、検査場へ来る手段がない市民等を対象に送迎を行いました。この送迎は、送迎中に受検者が体調不良を起こした場合に備え、消防本部の救急救命士と救急隊員の有資格者、及び健康推進課の保健師が2人1組となり実施しました。

□ 実績（令和3年12月31日現在）

場 所	海老名運動公園内陸上競技場
期 間	令和2年5月2日から令和3年2月28日まで ※木・土に実施。ただし休日を除く。
受 検 人 数	1,121人（うち、送迎61人）
送 迎 件 数	57件
送 迎 動 員 職 員	消防職員94人、保健師20人 ※延べ人数

○発熱外来等診療に伴う補助金

市民の医療の安心安全を図るため、海老名市医療関係団体事業運営費補助金交付要綱に基づき、医師会に対して補助金を交付し地域医療等の支援を行いました。

□ 実績（令和3年12月31日現在）

補助金額 3,450,000円（令和2年6月及び9月補正で増額申請）

ウ 海老名市新型コロナウイルス感染症PCR検査等補助金交付

【保健福祉部健康推進課】

ワクチン接種率の向上や感染防止対策の推進と併せ、社会経済活動の正常化に向け、「ワクチンパスポートデジタル化」が年内を目途に実現予定である一方、病気などの理由でワクチン接種を受けられない方の代替手段として「PCR検査等の検査結果証明等」の確保が必要と考えられています。これを踏まえ、ワクチン接種を受けられない方の不安解消等を目的として、PCR検査等の費用の補助を行いました。

□ 事業概要

期 間	令和3年12月1日から令和6年3月31日まで
補 助 対 象	市税に滞納がない市民で、何らかの理由により新型コロナウイルスワクチンの接種ができない者
補 助 金 等	・医療機関での検査費用の2分の1とし、PCR検査にあつては20,000円、抗原定量検査にあつては8,000円を限度とする。 ・月に1回まで、年度2回まで（令和3年度は1回まで）

□ 実績

2件

エ 海老名市新型コロナウイルス感染症PCR検査等実施医療機関支援

(医療機関向け)

【保健福祉部健康推進課】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、市民の医療の安全安心を図り、医療機関の負担を軽減するため、海老名市医療関係団体事業運営費補助金交付要綱に基づき、医師会に対して補助金を交付しました。

□ 事業概要

期 間	令和4年1月1日から令和4年3月31日まで
補 助 対 象	海老名市内医療機関（医師会からの交付対象は、海老名市在住者、在勤者に対して保険適用の新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査を実施した医療機関）
補 助 金 等 の 額	1件あたり5,000円

□ 実績

申込件数 5,778件

オ 高齢者のインフルエンザ予防接種の無償化

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るう中、更にインフルエンザが流行して重症者が増大することで、医療体制がひっ迫することが危惧される為、自己負担無し（無料）として、高齢者の接種率の向上を促しました。

□ 事業概要

期 間	令和4年10月1日から令和5年1月31日まで 令和5年10月1日から令和6年1月31日まで
補 助 対 象	・海老名市に住民登録がある、次のいずれかに該当する者 ・接種当日65歳以上の者(約34,500人) ・60歳以上65歳未満でヒト免疫不全・心臓・腎臓・呼吸器の疾患で身体障害者手帳1級に該当する者(約60人)
接 種 場 所	海老名市・座間市・綾瀬市・厚木市等の協力医療機関及び施設
補 助 金 等 の 額	1件あたり5,390円

□ 実績

令和4年度 接種者数 19,842人（接種率：58.0%）

令和5年度 接種者数 19,115人（接種率：55.4%）

(5) 生活支援

ア 海老名市 A I 受診相談システム【保健福祉部健康推進課】

「どの病院を受診すればいいのか分からない」、「感染を恐れて受診を控えてしまう」、「新型コロナウイルス感染症の疑いがあるにも関わらずスクリーニングなしで医療機関を受診してしまう」等の状況があり、A I による受診相談により、医療機関情報やコールセンターを市民に提供し、適切な受診行動を促すことを目的としたもので、インフルエンザシーズンの到来に合わせ、市民向けの A I 受診相談ソフトを周知することで、発熱症状のある市民を適切な受診につなげることができるものです。

スマートフォンなどから所定のページにアクセスし、症状等を選択していくことで A I による問診を行い、スマートフォンの位置情報から、近隣の医療機関情報を提供することができます。また、新型コロナウイルス感染症の症状があると診断された場合は、本市のコールセンターが紹介される構図になっています。

□ 事業概要

期 間	令和 2 年 12 月 9 日から令和 5 年 5 月 7 日まで
利 用 料 金	無料（通信料は利用者負担）
利 用 環 境	Intenet Explorer 以外のブラウザ

□ 実績（令和 3 年 12 月 31 日現在）

利 用 人 数	4,000 回（令和 3 年 1 月 25 日段階）以降 約 1,000 件から 2,000 件/月（コロナ関連は約 100 件/月）程度
---------	--

イ ライフナビえびなの設置【保健福祉部生活支援課】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した、住居を失うおそれがあるなど、暮らし、すまい・しごとに関する相談を総合的に受け付けるために設置しました。相談により、住居確保給付金・家計改善支援・就労支援や社会福祉協議会の貸付、庁内各課や関係機関につなぐことができました。

相 談 内 容	・ 暮らしの相談（失業・収入減少等における生活困窮の相談） ・ すまいの相談（住居を失った又は失うおそれがある方々に対する支援制度等の相談） ・ しごとの相談（就労支援の相談）
設 置 時 期	令和 2 年 6 月 15 日（月）
開 設 時 間	・ 午前 9 時から午後 5 時まで（日・祝を除く。） ・ 土曜開庁日午前 9 時から正午まで

□ 実績（令和 3 年 12 月 31 日現在）

相談件数 54 件

ウ 海老名市高齢者理美容助成事業（ことぶき理美容助成事業）

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、福祉的支援及び経済対策を図ることを目的として、外出を控えていた高齢者（市内在住の77歳の者）に対して、3,000円分（1,000円×3枚）の海老名市ことぶき理美容助成券（愛称：77クーポン）を配布し、助成しました。

□ 事業概要

給付対象者	市の住民基本台帳に記録されている者で、昭和18年4月1日から昭和19年3月31日の間に生まれた者
事業実施期間	令和2年8月～令和3年1月末

□ 実績

対象者数	1,632 人
利用者数（実）	589 人
利用枚数	1,724 枚
助成券使用金額	1,724,000 円
登録店舗	98 店舗
使用された店舗	83 店舗

エ 下水道使用料の支払い猶予【まちづくり部下水道課】

新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難となった方に、支払いを猶予するものです。

□ 事業概要

対象者	下水道使用料の支払いが困難になった方
期間	令和2年3月25日から令和6年4月30日まで
相談	海老名水道営業所 ※上下水道料金支払い等手続窓口
猶予期間	納入通知書の納付期限又は口座振替日から最長4か月（原則）

□ 実績

相談件数 41 件

猶予件数 26 件（家事用 24 件／家事以外 2 件）

(6) 物的支援

ア 衛生用品の整備【市長室危機管理課】

感染症対策のため、補正予算を計上し、マスクやフェイスシールド、除菌・消毒剤等の衛生用品、非接触型体温計や間仕切りテント、体温検知カメラ等の物品を購入しました。また、市民や公共施設利用者、保育・高齢者施設、医療機関、公共交通機関事業者等における感染症対策のため、衛生用品を配布し、業務継続の観点から、各課等へフェイスシールド及び手指消毒薬等を配布しました。

□ 事業概要

財政措置	・ 1号（4月）	需用費	8,657千円
	・ 5号（6月）	需用費	6,100千円
		備品購入費	1,584千円
	・ 6号（7月）	需用費	458千円
	・ 7号（8月）	需用費	1,240千円
	・ 13号（2月）	需用費	2,508千円
		計	20,547千円

□ 実績（令和3年12月31日現在）

主な購入品目 及び数量	・ マスク	約178,000枚（9,758千円）
	・ フェイスシールド	約5,200枚（1,791千円）
	・ 防護服	1,200枚（1,032千円）
	・ 除菌消毒剤等	約5,100個（本）（3,251千円）
	・ 非接触型体温計	94本（755千円）
	・ 間仕切りテント	84張（592千円）
	・ 体温検知カメラ	3台（1,313千円）

イ マスク全戸配布【市長室危機管理課】

令和2年5月11日、市内企業（株式会社オウルテック）から不織布マスク30万枚の寄附を受け、市内全戸にマスクを1世帯3枚配布しました。



□ 事業概要

予備費充用により実施

- ・ 配布及び封入封緘業務委託（58,100世帯・174,300枚） 696千円
- ・ 消耗品購入 376千円

ウ 次亜塩素酸水の無償配布【保健福祉部健康推進課】

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、消毒液が不足していることから、希望する市内に在住している方及び市内で事業を営む方を対象に「除菌効果が期待できる次亜塩素酸水」を無償で配布しました。

※1人500mlまで

希望者には継続して配布を行っています。



□ 実績（令和3年12月31日現在）

配布場所	配布機関	配布人数（延べ）
海老名市役所	令和2年4月9日から令和2年6月30日まで	24,255人
柏ヶ谷コミュニティセンター	令和2年4月9日から令和2年6月30日まで	8,271人
有馬図書館	令和2年4月9日から令和2年5月29日まで	5,740人
合 計		38,266人

□ 実施体制

第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（令和2年4月8日）において、全庁動員により実施することを決定しました。



□ 配布時の様子



エ 抗原検査キット配布事業

【保健福祉部障がい福祉課、介護保険課、地域包括ケア推進課】

障がい児・者や高齢者が利用する福祉サービス提供事業所内における感染拡大防止を図るため、「抗原検査キット」を配布することで、体調不良者への検査を行うとともに、医療機関への早期受診を促しました。

□ 配布実績（令和５年５月19日現在）

令和３年12月から配布開始

- ・ 障がいサービス提供事業所 50 事業所
- ・ 地域包括支援センター 7 か所
- ・ 介護サービス提供事業所 154 事業所

オ 公共交通事業者に対するマスクの配布【まちづくり部都市計画課】

公共交通事業者（バス事業者、タクシー事業者）は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による外出自粛により、乗客数が激減し、収益の確保が困難であることに加え、感染症拡大防止のための車両消毒や乗務員のマスク着用等、物品等の経費の負担が生じていることから、公共交通の維持・確保を目的に、バス事業者及びタクシー事業者に不織布マスクの配布を行いました。

□ 配布実績（令和４年３月31日現在）

- ・ 神奈川中央交通株式会社 18,000 枚
- ・ 相鉄バス株式会社 18,000 枚
- ・ 株式会社海老名相中 9,000 枚
- ・ 株式会社ハートフルタクシー 9,000 枚

(7) 人的支援

ア 新型コロナウイルス感染拡大防止業務に係る保健師の派遣

【保健福祉部健康推進課】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、保健師の人手不足が懸念されることから厚木保健福祉事務所（保健予防課）に本市保健師を派遣しました。帰国者・接触者センターの相談業務、感染経路の調査、検体の確認患者搬送、陽性患者の医療機関調整等行いました。

□ 実績

派遣期間	派遣者数
令和2年4月20日から8月31日まで	1名
令和2年9月1日から12月28日まで	1名
令和3年1月4日から3月31日まで	2名（内1名事務員）
令和3年5月1日から8月31日まで	1名
令和3年9月1日から12月28日まで	1名
令和4年1月4日から3月31日まで	2名
令和4年4月1日から5月31日まで	1名
令和4年8月1日から9月30日まで	3名
合計派遣人数	12名（内1名事務員）

イ 救急救命士による新型コロナウイルスワクチン接種【消防本部警防課】

厚生労働省から発出された「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種の専門性を踏まえた対応の在り方等について」

（令和3年6月4日付け医政発0604第31号厚生労働省医政局長、健発0604第17号厚生労働省健康局長、薬生発0604第6号厚生労働省医薬・生活衛生局長からの通知）において、一定の条件のもとワクチン接種の打ち手となることを認める方針が定められたことを受け、救急救命士によるワクチン接種に関する法整備等がなされた後、即座にワクチン接種の協力ができるよう令和3年6月4日付けで救急救命士向け座学研修及び実技研修の実施を（一社）海老名市医師会に依頼し、座学研修を令和3年6月8日、実技研修を令和3年6月29日及び令和3年7月6日に実施し、受講者に対し修了証を交付しました。



本研修は、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」に示す研修内容の例に基づき実施し、法的に接種体制が構築され、厚生労働省から示される研修内容に不足が生じた場合には、追加で研修を行う予定で先行して行いました。後に示された厚生労働省の定めるWEB研修を追加で受講し、ワクチン接種を担当する保健衛生部局（保健福祉部健康推進課）との併任辞令を42人の救急救命士に交付し、令和3年7月1日より集団接種会場でのワクチン接種を開始しました。この取組について、総務大臣から総務省・消防庁を介し、海老名市消防本部消防長宛てに御礼の電話連絡があり、全国初の取組として先進的な取組事例として扱われました。

また、集団接種会場で急激なアレルギー反応等を発症した市民への応急手当及び救急搬送を必要とする場合の連絡調整を行うため消防職員を派遣し、緊急時の対応を図りました。

なお、令和4年9月30日をもって保健衛生部局（保健福祉部健康推進課）の併任解除となり、集団接種会場でのワクチン接種を終了しました。



□ 救急救命士による市民へのワクチン接種の人数及び従事者数 (集団接種事業終了時点)

○ ワクチン接種の人数

- ・ 集団接種会場 20,894 人
 - ・ 夜間接種会場 1,215 人
 - ・ モスク会場 413 人
- 22,522人

○ 救急救命士 従事者数

延べ387人

(8) 情報発信

市から新型コロナウイルス感染症情報を発信する際には、市長室シティプロモーション課を中心に情報発信が行われました。

ア 広報えびな 「新型コロナウイルス感染症関連情報」

令和2年3月15日号から新型コロナウイルス情報を掲載

令和2年5月15日号から令和5年5月15日号まで毎号「新型コロナウイルス感染症関連情報」として掲載

イ 広報えびな臨時号

◇令和2年5月号		
内容	「緊急事態宣言」が延長	
市長からのことば、PCR集合検査場開設、特別定額給付金支給、中小企業と個人事業主への支援、各種助成金・給付金、臨時休館、イベントの中止、次亜塩素酸水無償配布、市内患者受入施設等		
◇令和3年5月10日号		
内容	新型コロナウイルスワクチン集団接種を開始 ～80歳以上の方の予約受け付け 5月17日(月)から～	
集団接種スケジュール、集団接種会場、集団接種の予約方法、個別接種の予約方法、相談窓口等		
◇令和3年5月20日号		
内容	65歳以上の高齢者 約3万5,000人全員分のワクチンが確保されました 集団接種会場へは、コミュニティバス、無料シャトルバスのご利用を	
路線バス・コミュニティバス運賃一部補助、無料シャトルバス時刻表、集団接種スケジュール等		
◇令和3年7月7日号		
内容	7月9日から65歳未満の方の予約を順次開始 集団接種は3会場で実施	
集団接種会場、高齢者移動支援終了、集団接種予約方法、集団接種予約のスケジュール、個別接種医療機関等		
◇令和4年1月26日号		
内容	3回目の新型コロナウイルスワクチン接種 1月20日に、65歳以上の方などへワクチンの接種券を発送	
ワクチンの交差接種が可能、集団接種開始日、無料シャトルバス時刻表、ワクチン号、路線バス・コミュニティバス、接種当日の持ち物・注意点、個別接種医療機関等		

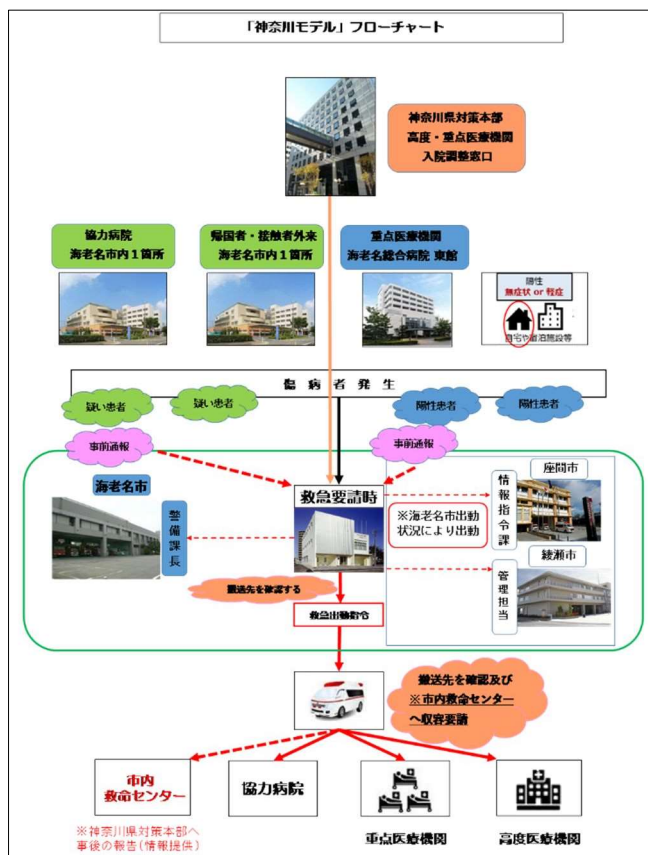
(9) 救急活動

ア 医療提供体制「神奈川モデル」への対応【消防本部管理課】

市内の重点医療機関等からの
転院搬送要請や自宅療養者から
の要請に対応するため、管轄保
健所、神奈川県調整本部及び各
二次医療機関の協力のもと、確
実な搬送体制「事前通報ルール」
と、三市消防指令センターを含
め、救急業務相互応援協定を結
んでいる座間市・綾瀬市消防本
部と統一した連絡体制

「C Support 事案」

(確実な二次感染防止対策) を



構築し、搬送体制の強化に取り組みました。また、この体制による他事案への影
響を及ぼすことがないように努めました。

※令和5年3月17日消防庁救急企画事務連絡「新型コロナウイルス感染症の
感染症法上の位置づけ変更」を受け、令和5年5月8日0時より廃止しました。

□ 転院搬送件数（令和5年5月8日現在）

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
13件	90件	94件	3件	200件

新型コロナウイルス感染症に係わる搬送状況

管理課 令和5年5月8日現在

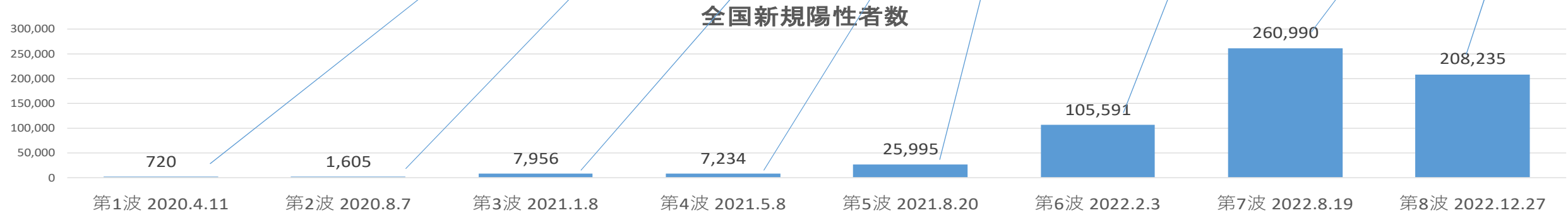
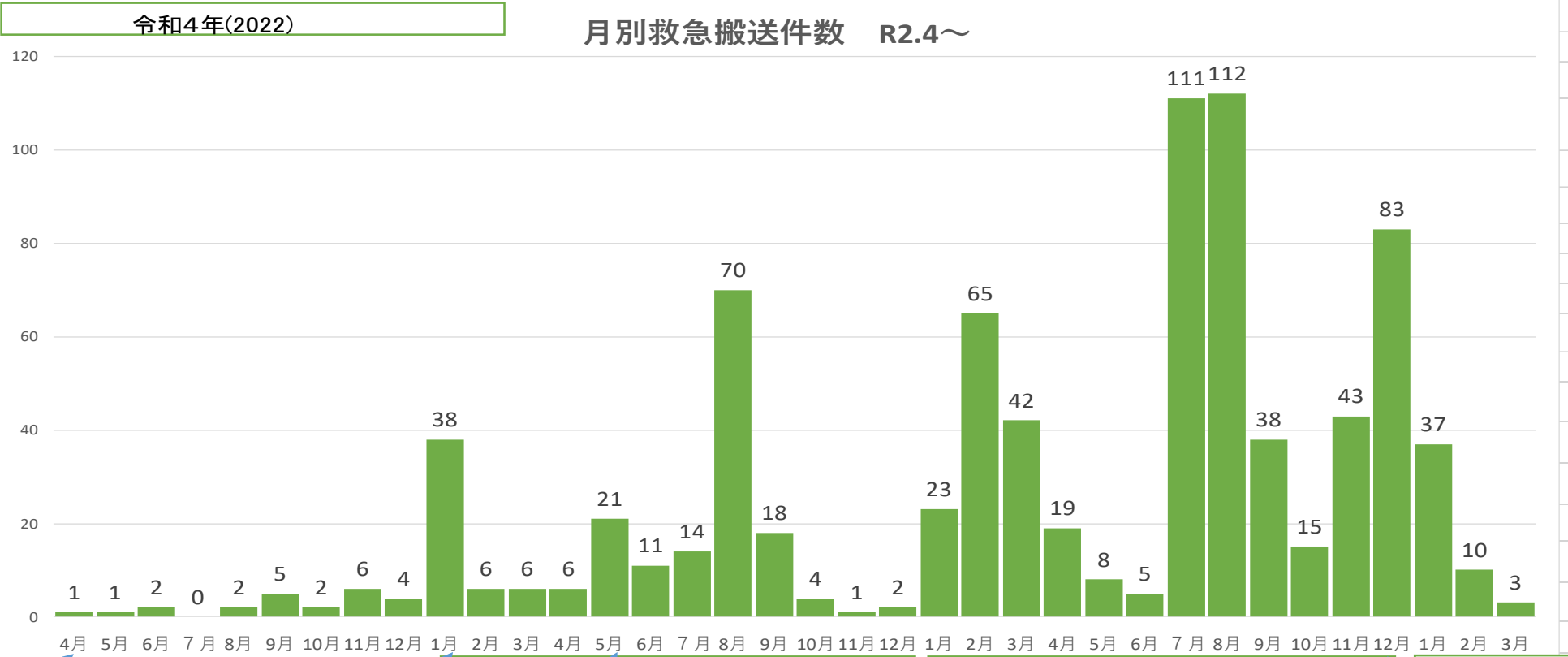
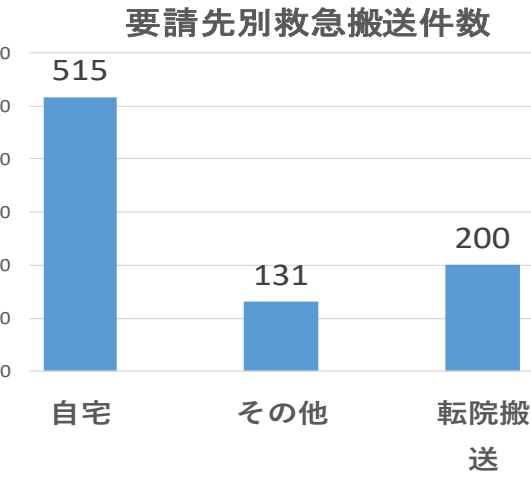
COVID－19陽性者 搬送状況

※確定及び疑い症例(濃厚接触者含まず)

	令和2年												合計	令和3年												合計
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
件数				1	1	2	0	2	5	2	6	4	23	38	6	6	6	21	11	14	70	18	4	1	2	197
														疑い:1	疑い:1	疑い:1		疑い:1	疑い:5	疑い:1	疑い:2	疑い:1	疑い:1			
	令和4年												合計	令和5年												合計
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
件数	23	65	42	19	8	5	111	112	38	15	43	83	564	37	10	3	12									62
	疑い:3	疑い:5	疑い:2	疑い:3	疑い:3		疑い:27	疑い:21	疑い:14	疑い:2	疑い:13	疑い:26		疑い:5	疑い:3	疑い:2	疑い:2									

総合計
846

60.9%	15.5%	23.6%	
自宅	その他	転院搬送	合計
515	131	200	846
自宅・施設療養者(内数)			0
239	38		277
46.4%	29.0%		



イ 救急車内の感染対策【消防本部管理課】

救急車内の患者室と呼ばれる車両後部にクリアシート（ビニール製）を活用し、簡易間仕切りと車内養生を行い、救急隊員の安全管理と二次感染防止（飛沫感染）対策を図りました。傷病者を医療機関へ搬送後はシートと感染防止衣等を廃棄し、隊員や救急車内の消毒、換気、新しいシートを張り替え、次の出動に備えました。

□ 整備内容

救急車6台（予備車を含む。）に飛沫防止のクリアシート（ビニール製）の仕切りを取り付け、救急隊員の精神的負担の軽減を図りました。



ウ 新型コロナウイルス感染症に係る防疫手当【消防本部管理課】

防疫手当は、当時のクルーズ船や政府チャーター機で対応した職員に対し、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための手当の特例として支給されました。

総務省自治行政局公務員部公務員課長より各都道府県総務部長に「新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例の運用及び業務体制の確保について」が通知されたことにより、消防本部では、感染症対策が長期化する救急隊員の精神的、肉体的疲労が大きいことから、令和2年4月1日から防疫手当を支給しました。また、新型コロナウイルス感染

者等の搬送後に実施する救急車内及び資機材の消毒作業を行った職員に防疫手当を支給しました。

□ 事業概要

新型コロナウイルス感染症の患者又は、その疑いのある者の身体に接触し、これらの者へ長時間に渡り接して行う業務	日額 4,000円
前号以外の業務（消毒手当を含む。）	日額 3,000円

※令和5年3月17日消防庁救急企画事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更」を受け、令和5年5月8日0時より廃止しました。

エ 感染防止資器材の整備【消防本部警防課】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、令和2年度に感染症傷病者の搬送用アイソレーター1台を導入し、予備の高規格救急自動車に常設して主に転院搬送に使用しています。



搬送用アイソレーター

さらに、令和3年度には、折り畳み式で救急自動車内に収納可能な簡易型搬送用アイソレーター（トランスバック）を導入し実働の各高規格救急自動車に積載し救急現場で状況に応じ使用しています。



簡易型搬送用アイソレーター
（トランスバック）

これらの搬送用アイソレーターは、呼気に含まれるウイルスや細菌を特殊なフィルターで集塵し、救急隊員の感染防止を図るものとなっています。また、新型の感染症対策用として備蓄していた消耗品等（感染防止衣及びマスク等）を新型コロナウイルス感染症救急事案等により使用したことで備蓄定数を満たしていないため、令和3年度から2か年計画で補填し、新型コロナウイルス感染症の継続や新たな感染症にも対応できるよう計画的に整備を進めています。

□ 整備内容

運 用 開 始	令和2年8月16日
使 用 回 数	令和6年3月1日現在まで184件
購 入 金 額	1,474,000円（うち、国補助金：737,000円）

◇簡易型搬送用アイソレーター（トランスバック）

運 用 開 始	令和4年1月17日
使 用 回 数	令和6年3月1日現在まで291件
購 入 金 額	購入金額：5台 1,567,500円 (1台 313,500円)

◇感染防止資器材備蓄用消耗品購入

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
主な購入品目 及 び 数 量	・感染防止衣(上)1,160着 ・感染防止衣(下) 920着 ・N95マスク 600枚	・感染防止衣(上)6,960着 ・感染防止衣(下)6,960着 ・N95マスク 2,000枚 ・感染防止用手袋 13,500双 ・メディスポシート 5本	・感染防止衣(上)5,700着 ・感染防止衣(下)5,260着 ・感染症患者搬送用バック 4式

(10) 災害対策

ア 避難所開設・運営ガイドライン【市長室危機管理課】

災害時の避難所開設・運営において、被災者及び避難所担当班員等の安全確保のため、感染拡大防止策の徹底を目的に「新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所開設・運営ガイドライン」を作成しました。このガイドラインに基づき、避難所担当班員を対象とした避難所開設・運営訓練を実施しました。

□ 実績

- ・避難所開設・運営ガイドライン 令和2年7月策定
- ・座学訓練 令和2年7月20日・21日、延べ約130名参加
- ・実地訓練 令和2年8月14日・25日、延べ約100名参加



イ 「災害時等における自治会館等の補助的避難所としての活用に関する覚書」 の締結【市長室危機管理課】

新型コロナ禍において、地震災害、風水害又はその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、40か所の自治会館等を補助的避難所として活用することに関し、海老名市自治会連絡協議会と覚書を締結しました。

(11) 学校教育

ア 小・中学校における感染予防【教育部教育総務課】

主な感染予防、拡大防止のための取組	・陽性者の発生した教室等を消毒液により清拭、空間には塩素ミストの噴霧により消毒を実施しました。 ・学校施設対応マニュアルを策定し、校内除菌作業の手順確認を図りました。 ・国の補助金を活用し、感染防止対策のための物品（マスク・体温計・除菌用品・フェイスガード等）を配布しました。 ・次亜塩素酸水の無償配布及び次亜塩素酸水生成器を18校に寄付金を活用して設置しました。 ※有馬小・中学校で1台
--------------------------	--

□ 実績（令和3年12月31日現在）

年度	補助事業名	補助額	交付決定	対象事業
令和2年度	感染症対策のためのマスク等購入支援事業（国の第1次補正）	1,802,000円	R2. 8. 5	感染症対策物品購入
	学校再開に伴う支援事業感染症対策・学習保障等に係る支援事業（国の第2次補正）	35,000,000円	R2. 8. 24	感染症対策物品購入、各学校へ50万円配当、ipad購入、歯鏡滅菌
	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（国の第3次補正） ※令和3年度へ繰越	14,000,000円	R3. 3. 8	感染症対策物品購入、各学校へ20万円から30万円配当、加湿機能付空気清浄機
令和3年度	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業	1,750,000円	R3. 11. 8	各学校へ10万円から14万円配当、抗菌コーティング工事（小学校支援級）

※補助率2分の1

イ 小・中学校における消毒作業【教育部教育総務課】

児童・生徒が新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合に、速やかに専門業者による消毒作業を実施し、学校運営に支障をきたすことがないよう対応しました。また、令和4年度以降は、専門業者による消毒ではなく、学校職員等による日常の消毒作業を行いながら学校を運営しました。

□ 実績

- ・令和2年度 6月1件
11月3件
- ・令和3年度 9月6件
- ・令和4年度 各校で適宜実施



ウ 全小・中学校休校までの経過【教育部教育総務課】

令和2年2月27日新型コロナウイルス感染症対策本部長の安倍首相から「全国の小中学校及び高等学校の休校について要請がある」との報道がされました。これを受け、学校の設置者である市長との協議のもと、令和2年3月2日から春休み前の3月25日までを臨時休業とすることを市としての方向性として確認し、学校の臨時休業等についての最終決定は教育委員会が行いました。

休校期間	会議名等	告示日
①令和2年3月2日から令和2年3月25日まで	令和2年2月臨時会議案可決	令和2年2月28日
②令和2年4月6日から令和2年4月17日まで	令和2年4月臨時会議案可決	令和2年4月3日
③令和2年4月18日から令和2年5月6日まで	海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項に基づき教育長が臨時に代理し指定しました。	令和2年4月8日
④令和2年5月7日から令和2年5月31日まで		令和2年5月5日

※③及び④について、令和2年5月臨時会にて、報告・承認されました。

○全小・中学校の臨時休業期間中の対応【教育部教育支援課】

令和2年3月2日からの臨時休校により、休業期間中における学校・児童・生徒への安全安心の確保、学びの保障のための取り組みを実施しました。

□ 実績（令和3年12月31日現在）

①新型コロナウイルス感染症に係る「臨時校長会」及び「市教委・学校対策会議」の開催

②小中学校の臨時休校措置

- ・令和2年3月2日から令和2年3月25日まで
- ・令和2年4月6日から令和2年5月31日まで

③小学校校庭開放事業

令和2年3月9日、12日、13日の午前10時から午前11時30分まで小学校校庭を開放し、延べ7,094人の在宅で生活する子どもたちの運動不足やストレスを解消し、リフレッシュを図りました。

④児童の居場所としての小学校の活用

令和2年4月8日から6月12日までの期間中の44日間に、自宅等で子どもだけで過ごすことが難しい1年生～4年生児童や特別支援級の児童

を在籍している小学校で受け入れ、延べ12,303人の児童に教員が見守りや学習支援等を行いました。

⑤家庭での規則正しい生活や学習習慣の定着などを応援すること目的に、教育委員会職員による子どもたちへのメッセージ動画を作成し、令和2年4月20日から配信、5月には教員等による学習応援動画を限定公開しました。

⑥家庭学習支援

既に中学校で導入していたオンライン自主学習教材を令和2年4月から小学校にも導入し、希望者への情報機器の貸出しと併せて家庭学習の支援を行いました。

⑦6月1日からの学校再開に向けて

- ・5月25日から登校日を設定
- ・6月1日から6月12日まで分散登校を実施

⑧保健室における新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを作成

⑨学びの保障

臨時休校期間中の学びを保障するため、夏季休業及び冬季休業の短縮、一部土曜日を稼業日としました。

エ ～未来を生きる～緊急総合パッケージの実施【教育部就学支援課】

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、家計が急変した世帯に対し、未来を担う児童生徒及び高校生のために、ライフステージに応じた緊急総合パッケージとして、スクールライフサポート制度の充実及び奨学金支給の拡充を実施しました。

□ 事業概要

対 象 者	・ 国民健康保険税減免対象者
	・ 給与所得者については、次の要件を満たす者 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、前年より10分の3以上の減収の者 ・ 生活保護基準に基づき算定した生活費の1.4倍以下であることが見込まれる者
認 定 方 法	・ 従来認定は、前年所得による認定
	・ 令和2年度に、新型コロナウイルスの影響により、所得が急変した世帯について制度の対象として追加し、令和3年度も事業継続

□ 未来を生きる緊急総合推進事業費 実績

・スクールライフサポート事業

[令和2年度] 小学校10名、中学校3名 計13名

[令和3年度] 小学校0名、中学校2名、計2名

[令和4年度] 小学校6名、中学校0名、計6名

・奨学金

[令和2年度] 制度適用者 26名

※未来を生きる緊急総合推進事業費は令和2年度のみのも事業であり、令和3、4年度のスクールライフサポート事業については、スクールライフサポート事業費から執行しました。

オ 学校給食の対応【教育部就学支援課】

小・中学校の給食提供について、小学校の臨時休業に伴う措置のほか、給食の安定供給のための取り組みに加え新型コロナ禍における保護者の負担軽減に関する措置を講じました。

□ 実績（令和5年5月19日現在）

令和元年度		・学校臨時休業中の給食停止によるフードロスの対応として、食材の有効活用を図りました。
		・臨時休業に伴い、小学校給食費について未喫食分一人あたり3,100円を返還しました。
令和2年度		・小学校臨時休業の延長に伴い、給食費の見直しを行い年額及び納期限の変更の措置を講じました。
	変更前	年間44,000円 185食の提供
	変更後	年間40,000円 170食の提供 ・学びの保障のための土曜稼業日について、給食の提供を行いました。 ・臨時休業に伴う中学校給食の発注減について、損失補償を行いました。
令和3年度		・4月に小学校給食費を改定 (年額44,000円から49,500円に変更)
		・新型コロナ禍であることを踏まえ、保護者負担分について激変緩和措置を講じた。 給食費年額49,500円 (保護者負担額45,850円＋公費負担額3,650円)
令和4年度		・令和3年度に引き続き、保護者負担分の激変緩和措置を講じた。 給食費年額49,500円 (保護者負担額47,700円＋公費負担額1,800円)

カ 海老名市立小中学校「学校の新しい生活様式」ガイドライン

【教育部教育支援課】

【教育部就学支援課】

臨時休校期間(令和2年3月2日から令和2年3月25日まで、令和2年4月6日から令和2年5月31日まで)の後、学校再開にあたり令和2年5月27日付け「海老名市立小中学校の学校再開ガイドライン」を策定しました。その後の学校教育活動について、「新型コロナウイルス感染症に係る市教委・学校対策会議」においての協議をもとに、共通理解が必要となる追加事項を整理し、『海老名市立小中学校「学校の新しい生活様式」ガイドライン』を作成し、「新型コロナウイルス感染症に係る市教委・学校対策会議」において定めた「地域の感染レベル」に基づいた学校での行動基準を定めました。

令和5年5月8日から新型コロナウイルスの感染症法上の分類が「二類」から「五類」に引き下げられたことに伴い、ガイドラインは廃止し、海老名市立小中学校においては、今後、コロナ禍で身についた基本的な保健衛生に係る取り組みを継続し、引き続き学校教育活動を行っていくこととし、全小中学校へ保健指導をするよう指示しました。

□ 実績（令和５年５月19日現在）

	策定・改訂日時	名称	地域の 感染レベル	備考
1	令和２年５月27日	海老名市立小中学校の学校再開ガイドライン		～5/31臨時休業6/1～12 分散登校
2	令和２年７月１日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル１	教育課程再編成
3	令和２年11月１日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル１	健康管理カード導入開始
4	令和２年12月１日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル２	11月中旬から感染者増加傾向
5	令和３年１月８日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル３	1/7 緊急事態宣言発出
6	令和３年４月１日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル２	4/1～リバウンド防止期間・4/16～まん延防止措置等重点措置対象
7	令和３年７月１日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル１	6/21まん延防止措置等重点措置解除
8	令和３年８月23日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル３	8/2 デルタ株感染拡大により緊急事態宣言発出
9	令和３年９月３日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル３	8/27 ２学期開始登校時検温
10	令和３年10月１日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル２	10/1 緊急事態宣言解除
11	令和３年10月16日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル１	感染者数減少続く
12	令和３年12月22日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル１	年末年始に向けて
13	令和４年１月20日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル２	オミクロン株感染拡大により1/21よりまん延防止措置等重点措置対象
14	令和４年２月24日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル２	～3/6 まん延防止措置等重点措置延長
15	令和４年３月22日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル２	3/22 まん延防止措置等重点措置解除
16	令和４年４月５日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル２	新入学の時期に向けて
17	令和４年５月18日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル２	レベル１に向けての更なる収束局面
18	令和４年６月７日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル１相当	学校生活における児童生徒のマスクの着用
19	令和４年８月19日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル１	２学期始業に向けて
20	令和４年９月８日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	レベル１	療養期間等の見直しについて
21	令和５年４月１日	「学校の新しい生活様式」ガイドライン	定めない	学校教育全般で活動制限なし、マスクの着用をしないことが基本

キ 新型コロナ禍におけるGIGAスクール構想【教育部教育支援課】

ICT機器整備については、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）に基づき、3クラスに1クラス分の端末整備として、地方財政措置が講じられ、これに基づき端末配備を進めてきました。

令和元年度において、新学習指導要領におけるプログラミング教育の充実を踏まえ、令和5年までに1人1台端末の整備を目指す方針が閣議決定され、GIGAスクール構想の実現を目指すこととなりました。

こうした中、令和2年3月の新型コロナウイルス感染症へ対策として小・中学校の一斉休校とされたことにより、1人1台端末の家庭学習への活用も期待されることとなりました。

令和2年4月には、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が、閣議決定され「令和5年までの児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、学校現場へのICT技術者の配置支援、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備を図るとともに、在宅での端末等を用いた問題演習による学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指す」ことが示されました。

これまでの情勢を受け、1人1台端末の整備及び新型コロナウイルス感染症の拡大状況を考慮し、ハイブリット型のオンライン授業が可能となるよう市教育委員会として取り組みを行いました。

□ 実績（令和4年3月31日現在）

	種別	2018年	2019年	2020年	2021年
小学校	i Pad(LTEモデル)	657台	1,110台	1,740台	1,763台
	i Pad(Wi-Fiモデル)			6台	5,228台
中学校	Chromebook			3,634台	3,660台
合計		657台	1,110台	5,380台	10,651台

※中学校のChromebookは2020年度に、小学校のiPadは2021年6月に確保済み。

○オンライン授業への対応

家庭における接続環境の調査を行い、国庫補助を活用して114台のWi-Fiルーターを購入し、令和4年1月から貸出を開始しました。また、授業配信用機材である端末やカメラを購入し、オンライン授業実施に向けた体制を整備しました。

ク 海老名市修学旅行における新型コロナウイルス感染防止対策補助金

【教育部教育支援課】

修学旅行に関する感染防止対策に要する割増経費相当額（交通費、宿泊費等の追加料金等）に対し、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、修学旅行を安全・安心に実施するため、令和３年度に補助金を新設しました。

補助金の上限額は、小学校児童一人あたり2,500円、中学校生徒一人あたり7,500円と設定し、学校長に対し交付しました。

□ 令和３年度実績

小学校名	人数	金額	中学校名	人数	金額
海老名小学校	134人	335,000円	海老名中学校	0人	0円
柏ヶ谷小学校	75人	187,500円	有馬中学校	171人	1,282,500円
有鹿小学校	113人	282,500円	海西中学校	0人	0円
有馬小学校	48人	120,000円	柏ヶ谷中学校	201人	1,507,500円
大谷小学校	95人	237,500円	大谷中学校	153人	1,147,500円
上星小学校	113人	282,500円	今泉中学校	215人	1,612,500円
中新田小学校	76人	190,000円	合計	740人	5,550,000円
門沢橋小学校	94人	235,000円			
東柏ヶ谷小学校	62人	155,000円			
社家小学校	66人	165,000円			
杉久保小学校	88人	220,000円			
今泉小学校	110人	209,800円			
杉本小学校	97人	242,500円			
合計	1,171人	2,862,300円			

□ 令和４年度実績

小学校名	人数	金額	中学校名	人数	金額
海老名小学校	159人	397,500円	海老名中学校	150人	1,125,000円
柏ヶ谷小学校	64人	160,000円	有馬中学校	200人	1,476,000円
有鹿小学校	92人	230,000円	海西中学校	161人	1,207,500円
有馬小学校	43人	107,500円	柏ヶ谷中学校	202人	1,515,000円
大谷小学校	84人	210,000円	大谷中学校	186人	1,395,000円
上星小学校	111人	277,500円	今泉中学校	199人	1,492,500円
中新田小学校	69人	172,500円	合計	1,098人	8,211,000円
門沢橋小学校	92人	230,000円			
東柏ヶ谷小学校	76人	190,000円			
社家小学校	81人	202,500円			
杉久保小学校	107人	267,500円			
今泉小学校	115人	287,500円			
杉本小学校	77人	192,500円			
合計	1,170人	2,925,000円			

ケ 修学旅行等実施検討会【教育部教育支援課】

新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、実施検討会を開催し、修学旅行・野外教育活動の実施可否判断を行いました。

□ 事業概要

中止決定の判断の原則	・学校と協議し、海老名市教育委員会が決定する。
	・実施日に対応して、学校ごとに決定する。 (市内一斉ではない)
	・2段階の判断日で協議し、決定する。
中止決定までの手順	・各校の判断日1日目及び判断日2日目に、海老名市教育委員会と学校が協議する。
	○野外教育活動の場合 ・市教委（教育長）から学校へ電話をして、協議する。
	○修学旅行の場合 ・校長または教頭がこどもセンターに来庁し、市教委（教育長）と協議する。
	・中止を決定した場合は、市教委から保護者宛文書を校支援メールで送信する。
	・学校は保護者宛文書を印刷して、児童生徒を通して保護者へ配付する。
留意点	・教育長に代わって、教育支援課長または就学支援課長と協議する場合がある。
	・状況により、判断日以外にも協議する場合がある。

コ 修学旅行等キャンセル料補助金交付【教育部教育支援課】

海老名市立小中学校が実施する修学旅行等が、新型コロナウイルス感染症拡大等災害の影響により中止、延期又は不参加とせざるを得なくなった場合に発生するキャンセル料について、児童生徒の保護者の経済的な負担の軽減を目的として補助金を交付しました。

□ 事業概要

対 象 者	修学旅行等に参加申し込みをしたが、災害等の影響により中止、延期、または不参加となった児童生徒の保護者
交 付 額	・中止、延期の場合はキャンセル料と同額 ・不参加の場合小学生の保護者10,000円、中学校3年生の保護者15,000円を上限としてキャンセル料と同額
	(令和3年度以降) 小学校6年生の保護者10,000円、中学校3年生の保護者15,000円を上限としてキャンセル料と同額

□ 令和2年度実績

学校名	人数	補助額
海老名小学校	1人	7,904円
海老名中学校	4人	37,200円
有馬中学校	1人	4,703円
大谷中学校	2人	11,918円
今泉中学校	2人	22,360円
合計	10人	84,085円

□ 令和3年度実績

学校名	人数	補助額
大谷小学校	4人	3,432円
有馬中学校	7人	54,720円
海西中学校	1人	7,210円
合計	12人	65,362円

□ 令和4年度実績

学校名	人数	補助額
海老名中学校	4人	53,904円
柏ヶ谷中学校	1人	15,000円
大谷中学校	2人	30,000円
今泉中学校	1人	11,189円
合計	8人	110,093円

サ 学童保育事業への支援【教育部学び支援課】

令和2年3月の市立小学校の臨時休校に端を発し、利用する保護者への支援として、学童保育事業を運営する事業者への新型コロナ禍における円滑な運営に支援を行いました。

□ 令和2年度実績

①学校休業に伴う学童支援単位へ支援
学校臨時休業期間中、すべての学童保育事業所が午前中から開設しました。 ・国庫補助を活用し、午前中からの開設に係る人件費等を支援 ・マスク・次亜塩素酸水等の感染拡大防止のための物品を配布 ・令和2年3月9日から学校臨時休業期間中における昼食を2社から提供 ・令和2年4月海老名市学童保育連絡協議会からの「緊急事態宣言発令に伴う学童保育の対応に関する要望書」を受け、①感染拡大と防ぐための措置、②条例及び補助金要綱の緩和、③緊急事態宣言下における学童保育所の財政面の支援について、要望を了とする回答を行いました。 ・学童保育所の安定的な運営のため緊急事態宣言発令中の利用自粛とともに真に利用を必要とする保護者への保育継続の通知を发出
②財政的支援
国庫補助を活用し、各支援単位における感染拡大防止のための空気清浄機等の備品整備を支援

□ 令和3年度実績

- ・国庫補助を活用し支援単位における感染症対策のための消耗品等の購入費、ICT化の推進に係る経費及び臨時休業となった学童保育クラブの保育料の返還に係る経費を支援
- ・学童保育事業の安定的な運営のため、海老名市学童保育連絡協議会との連携強化を図りました。
- ・学童保育クラブの支援員から陽性者が発生した際の対応を市教委で支援しました。
- ・運営に関するガイドラインを作成し、感染症対策の指針を示しました。

□ 令和4年度実績

- ・令和3年度に引き続き、国庫補助を活用し、支援単位における感染症対策のための消耗品等の購入費、ICT化の推進に係る経費を支援しました。
- ・新たに、非接触型水栓や抗菌仕様のトイレへの改修など、感染症対策のための施設改修に係る経費を支援しました。
- ・運営に関するガイドラインを作成し、感染症対策の指針を示しました。

□ 令和5年度実績

- ・令和3・4年度に引き続き、国庫補助を活用し、支援単位における感染症対策のための消耗品等の購入費、ICT化の推進に係る経費を支援しました。

シ 成人式の開催【教育部学び支援課】

令和3年1月11日（月）海老名市文化会館にて開催予定であった成人式について、新型コロナウイルス感染状況を鑑み延期を決定しました。その後、感染症対策の徹底と参加人数を軽減するための措置を取り、令和3年3月21日（日）海老名運動公園総合体育館にて開催しました。

開催要領は、新成人を2分割し、出身中学校ごとの2部制で実施するとともに、会場を海老名市文化会館から海老名運動公園総合体育館に変更しました。また、参加者にはあらかじめ使用するデバイスに厚生労働省や神奈川県のコロナ通知アプリ等の事前登録をお願いするとともに、会場ではマスクの着用、検温及び手指消毒を徹底し、さらに座席の間隔を前後左右1m以上空けるなどの対策をとりながら、実施しました。

なお、令和3年度は同様の対策を講じた上で、例年通り成人の日に海老名市文化会館で開催しました。令和4年度からは、成人年齢が引き下げられたことにより、名称を「海老名市二十歳の祝典」と改め、引き続き、マスクの着用、検温、手指消毒及び座席制限を行いながらの実施となりました。

令和5年度については、新型コロナウイルス感染症の五類移行に伴い、従前同様に開催することができました。



□ 実績

令和2年度 場所：海老名運動公園総合体育館

	学校名	人数	備考
第一部	海老名	127人	対象者数 1,318人
	柏ヶ谷	185人	
	今泉	133人	
	その他	10人	
第二部	有馬	138人	参加者数 873人
	海西	140人	
	大谷	136人	
	その他	4人	
		873人	参加率 約66%

令和3年度 場所：海老名市文化会館

	学校名	人数	備考
第一部	海老名	170人	対象者数 1,361人
	柏ヶ谷	198人	
	今泉	154人	
	その他	32人	
第二部	有馬	188人	参加者数 1,055人
	海西	140人	
	大谷	157人	
	その他	16人	
		1,055人	参加率 約77%

令和4年度 場所：海老名市文化会館

	学校名	人数	備考
第一部	海老名	153人	対象者数 1,343人
	柏ヶ谷	178人	
	今泉	179人	
	その他	38人	
第二部	有馬	165人	参加者数 1,032人
	海西	148人	
	大谷	159人	
	その他	12人	
		1,032人	参加率 約77%

令和5年度 場所：海老名市文化会館

	学校名	人数	備考
第一部	海老名	183人	対象者数 1,314人
	柏ヶ谷	187人	
	今泉	139人	
	その他	29人	
第二部	有馬	161人	参加者数 1,002人
	海西	138人	
	大谷	141人	
	その他	24人	
		1,002人	参加率 約76%

(12) 市 議 会

ア 議会運営【議会事務局】

(ア) 本会議

- ・令和２年３月定例会 一般質問を中止
- ・令和２年６月定例会 一般質問を１日に短縮
- ・令和４年３月定例会 代表質疑及び一般質問は、開議後に着席する議員を半数程度とし、座席の間隔を開けました。

(イ) 常任委員会

- ・令和２年３月定例会から令和３年９月定例会まで及び令和４年３月定例会は、第３委員会室での別室傍聴としました。
- ・令和４年３月定例会のまん延防止等重点措置の適用期間中に開かれた常任委員会は、委員の座席の間隔を開けて着席しました。

(ウ) 議会報告会

例年３会場で実施していた議会報告会を令和２年から令和４年までは、Y o u T u b e 配信での報告としました。

イ 海老名市議会災害対策会議【議会事務局】

令和２年３月２日、各派代表者会議の構成メンバーで「海老名市議会災害対策会議」を設置し、議会としての情報収集、情報提供を中心に行いました。なお、本対策会議結果については、タブレット配信及びメール通知により議員に情報提供することを令和２年４月８日に決定しました。

□ 開催実績 令和２年に計13回開催

- ① 3/ 2 ② 3/ 3 ③ 3/ 6 ④ 3/12 ⑤ 3/16 ⑥ 3/25 ⑦ 3/27
⑧ 4/ 3 ⑨ 4/ 8 ⑩ 4/10 ⑪ 4/22 ⑫ 4/30 ⑬ 5/28

- ・議長は、令和２年３月９日付けで市長に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止策に関する要望書を提出しました。

□ 要望事項

- ・小・中学校の「臨時休校」実施に伴う諸課題について
- ・高齢者・障がい者等移動困難者への支援策について

6 自宅療養者支援

(1) 自宅療養者支援チームの設置

令和3年1月28日付けで制定した「海老名市自宅療養者支援事業運営要綱」に基づき、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者及び濃厚接触者のうち近隣に生活を支援できる親族等

がない者が安心して自宅療養・自宅待機していただけるよう「自宅療養者支援チーム」を2月1日に設置しました。「自宅療養者支援チーム」は、市長室次長及び危機管理課職員（兼務職員を含む。）による21人体制で構成され、2月5日から支援を開始しました。また、支援体制をより強化するため、8月26日に30人体制としました。

本支援事業は、自宅療養期間における当該者の健康状態の確認等や生活に必要な食料・生活必需品等の購入、ごみ出しの代行等の生活支援を行うもので、健康確認の折に連絡不通の場合は、救急隊を派遣する体制を構築しました。



自宅療養者の減少等に伴い、自宅療養者支援チームは令和4年9月30日付で解散しましたが、危機管理課により、本支援事業は令和6年3月31日まで継続されました。

(2) 新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書

新型コロナウイルス感染症の自宅療養者の生活支援において、支援に必要な個人情報（自宅療養者の氏名、住所、連絡先、療養期間）を神奈川県から本市に提供されるよう標記覚書を令和3年4月22日付けで締結しました。

本覚書は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る生活支援事業を市町村が実施している本市、逗子市、愛川町及び清川村が同日付けで締結したもので、自宅療養者本人の同意を得た上で、連絡先や療養期間等の情報を神奈川県から受け取ることが可能となり、迅速かつ円滑な支援を実施するこ

とができるようになりました。

その後、感染症法上における新型コロナウイルス感染症の位置づけが五類に変更となったことに伴い、本覚書は令和5年5月7日をもって期間満了となりました。

(3) 購入代行に係る協力店舗との協定を締結

新型コロナウイルス感染症の流行下において、自宅療養者等に対する生活支援に関し必要な事項を「コロナ禍における自宅療養者等への生活支援に関する協定書」に決めました。

- ・令和3年2月3日付け締結 イオンリテール株式会社イオン海老名店
- ・令和3年2月3日付け締結 株式会社 仲屋商事

いずれの協定も、自宅療養者支援事業の終了に合わせ、令和6年3月31日をもって期間満了となりました。

(4) 神奈川県における自主療養制度について

令和4年1月28日から県では、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供するため、医師の診断を介さずセルフチェック等の結果により療養を開始する「自主療養」の仕組みを独自に導入しました。

これを受け、本市では、自主療養者には県から健康確認や食事の配送などが行われないことから、自宅療養者と同様に支援していく旨を同日付で発表。

その後、神奈川県は、希望する市町村に対し、自主療養者に関する情報を提供することを決定しました。これを受け、本市においても、自主療養者についても自宅療養者と同様、積極的に支援を行いたいことから神奈川県と調整し、令和4年3月4日付けで「新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に係る連携事業に関する覚書を変更する覚書」を締結しました。

(5) 支援実績（令和3年2月5日～令和6年3月31日まで）

年 月	自宅・自主療養者数	支援世帯	支援人数	健康確認	買い物	ゴミ出し	その他
令和3年2月	—	4世帯	9名	12回	14回	3回	
3月	—	1世帯	2名		1回		
4月	43名	5世帯	13名		3回	4回	
5月	116名	8世帯	24名		3回	10回	1回
6月	61名	4世帯	7名		1回	6回	
7月	135名	16世帯	53名		9回	17回	2回
8月	626名	34世帯	74名	85回	20回	17回	12回
9月	205名	15世帯	39名	8回	6回	21回	
10月	17名	2世帯	7名			6回	
11月	0名	0世帯	0名				
12月	7名	1世帯	1名		1回		
令和4年1月	772名	27世帯	70名	47回	13回	33回	
2月	2,907名	49世帯	138名	83回	36回	31回	2回
3月	1,951名	33世帯	88名	60回	20回	18回	1回
4月	1,117名	21世帯	58名	34回	15回	9回	
5月	991名	13世帯	37名	18回	10回	7回	
6月	394名	3世帯	9名	5回	2回		
7月	3,164名	51世帯	131名	42回	42回	23回	1回
8月	4,155名	59世帯	131名	70回	52回	15回	
9月	792名	6世帯	10名	4回	3回	6回	
10月	661名	6世帯	11名		4回	4回	
11月	1,894名	5世帯	6名		3回	3回	
12月	3,388名	12世帯	31名		11回	5回	
令和5年1月	2,230名	1世帯	1名		1回		
2月	472名	1世帯	1名	9回	1回		
3月	129名	1世帯	1名		2回		
4月	225名	0世帯	0名				
5月	43名	0世帯	0名				
6月	—	0世帯	0名				
7月	—	0世帯	0名				
8月	—	0世帯	0名				
9月	—	1世帯	1名	8回			
10月	—	0世帯	0名				
11月	—	0世帯	0名				
12月	—	0世帯	0名				
令和6年1月	—	0世帯	0名				
2月	—	0世帯	0名				
3月	—	0世帯	0名				
合計	26,495名	379世帯	953名	485回	273回	238回	19回

※令和5年5月の「自宅・自主療養者数」は、同年5月7日までの数値

※「その他」の代行支援の内訳は、郵便物を郵便局へ届ける（2回）、救急搬送（5回）、薬局から薬を届ける（12回）を実施

7 新型コロナウイルスワクチン接種

新型コロナウイルスワクチン接種は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第28条に規定される政府対策本部長（内閣総理大臣）が厚生労働大臣に臨時接種を講じるよう指示したことに基づき、予防接種法附則第7条に規定する臨時接種に関する特例により、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものとされています。

本市における新型コロナウイルスワクチン接種は、（一社）海老名市医師会、（一社）海老名市歯科医師会及び海老名市薬剤師会の協力のもと、本市で定める「海老名市新型コロナウイルスワクチン接種実施計画」に基づき実施しました。

国・県の取組

海老名市の取組

令和3年1月

1日
「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種準備チーム」を14人体制で設置

12日
県：医療危機対策本部感染症対策グループ内に
ワクチンチーム立ち上げ



令和3年2月

1日
「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種準備チーム」を9人増員し23人体制に

12日
国：全国知事会と日本医師会において新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る
委託契約（集合契約）を締結

15日
「新型コロナワクチン接種専用ダイヤル」開設（～令和5年12月28日）
ワクチン接種に係る一般的な相談、集団接種の予約受付、変更等の対応、接種履歴
データ入力作業を（株）エイジェックと委託契約を行い、開設した。

17日
国：医療従事者等の先行・優先接種を実施
令和3年7月23日までに約480万人に接種完了

17日
第1回集団接種会場運営シミュレーションを実施
えびな市民活動センター（ピナレッジ）にて、新型コロナウイルス感染症ワクチン準備チームを中心とした市職員により、被
接種者の受付・接種・経過観察完了までの流れを検証しました。



令和3年3月

1日
新型コロナウイルスワクチン接種に関する意向について市民アンケートを実施
令和3年3月15日までに16歳以上の市民を対象にアンケートを実施。計1,982人が回
答し、全体の97%が「接種したい」と回答した。

国・県取組

海老名市の取組

4日

第2回集団接種会場運営シミュレーションを実施

(一社)海老名市医師会と合同で、被接種者の受付・接種・経過観察完了までを実地シミュレーションにより検証しました。また、ブラインド型訓練として、被接種者がワクチン接種後にアナフィラキシー(即時型I型アレルギー反応)が発生し、急性ショック状態に陥った場合の対処要領及びプロトコルを検証する想定を含め、緊急時対応の流れ及び救急搬送の連携を確認しました。



19日

「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種準備チーム」に調整職員として12人増員し35人体制に

令和3年4月

2日

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社から新型コロナウイルスワクチン接種事業に携わる医療従事者等にドリンクチケットを寄贈

4日

国：住民接種用ワクチンが国から市町村に配送開始



12日

国：高齢者への優先接種開始

令和3年7月末時点で対象者約3,600万人の8割程度の高齢者が2回接種していることが見込まれたことから、希望する高齢者への2回接種という目標を概ね達成

15日

株式会社YAMABISHIが、無停電電源装置(UPS)を寄贈

マイナス75℃という超低温での保管が必須である新型コロナウイルスワクチンの保管用電源として活用した。



27日

「新型コロナウイルスワクチン接種対策本部」の設置

「海老名市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種準備チーム」を廃止し、本部長を副市長(保健福祉部所管)に置き、標記本部を設置

令和3年5月

10日

80歳以上の方へ接種券送付(約11,000件)

11日

市内個別医療機関で高齢者向けワクチン接種開始

14日

歯科医師向けの新型コロナウイルスワクチン接種の研修を実施

令和4年4月26日付け厚生労働省医政局医事課ほかから発出された「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」に基づき、研修の開催を(一社)海老名市医師会に依頼するとともに、(一社)海老名市歯科医師会に協力を要請

令和3年5月

国・県の取組

海老名市の取組

18日
75歳から79歳までの方へ接種券送付（7,010件）

24日
70歳から74歳までの方へ接種券送付（9,523件）

24日

国：自衛隊による大規模接種を開始

東京都千代田区大手町合同庁舎にて自衛隊による大規模集団接種を開始した。

26日

65歳以上向けの集団接種開始（～7/31）

えびな市民活動センター（ピナレッジ）、海老名運動公園総合体育館、北部公園体育館で集団接種を（一社）海老名市医師会による運営のもと、毎週水・木・土・日（祝日を除く。）の午後に、合計33,410回接種を実施した。

5月14日に接種に向けた研修を受けた歯科医師による
ワクチン接種を令和5年5月26日から実施しました。



集団接種会場の様子



【移動支援】

- ・高齢者接種において、集団接種会場まで路線バス、コミュニティバスを利用して 集団接種会場に来場した者に対して、初乗り運賃分のバス回数券を配布・接種者及び介助者等の付き添いの方1名の利用を対象とし、集団接種会場までの無料シャトルバスを7ルート運行
- ・一定の条件を満たす障がいをお持ちの方に対して、経済的な負担軽減とワクチン接種推奨のため、福祉タクシー券を配布



26日

高齢者施設の入所者、在宅療養をされている方に対し、（一社）一般社団法人海老名市医師会が巡回訪問を行いワクチン接種を実施

1回～3回目で9月8日までに25日間で581人に実施

28日

65歳から69歳までの方へ接種券送付（7,006件）

国・県の取組

海老名市の取組

31日

保育士・教員等への優先接種実施

集団接種において令和3年7月21日までに2,540人に接種実施

令和3年6月

7日

県：LINEによる「新型コロナウイルスワクチンキャンセル枠有効活用システム」運用開始

8日

救急救命士向けの新型コロナウイルスワクチン接種の研修を実施

厚生労働省において、救急救命士と臨床検査技師を一定の条件のもとワクチン接種の打ち手となることを認めたことから、海老名市及び県の救急救命士42名を対象に、開催を（一社）海老名市医師会に依頼し、座学及び実地研修を実施

17日

有限会社ハーモニックが蓄電システム（非常用電源システム）を寄贈
マイナス75℃という超低温での保管が必須である新型コロナワクチンの保管用電源として活用した。



30日

60歳以下の方へ接種券送付（約93,000件）

令和3年7月

1日

65歳以下も対象とした集団接種を開始（～11/20）
56,651回接種を実施



6月8日に接種に向けた研修を受けた救急救命士によるワクチン接種を令和5年7月1日から実施しました。

17日

県：県独自に福祉施設等従事者向けワクチン大規模接種会場を設置

26日

国：新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（ワクチンパスポート）発行開始

31日

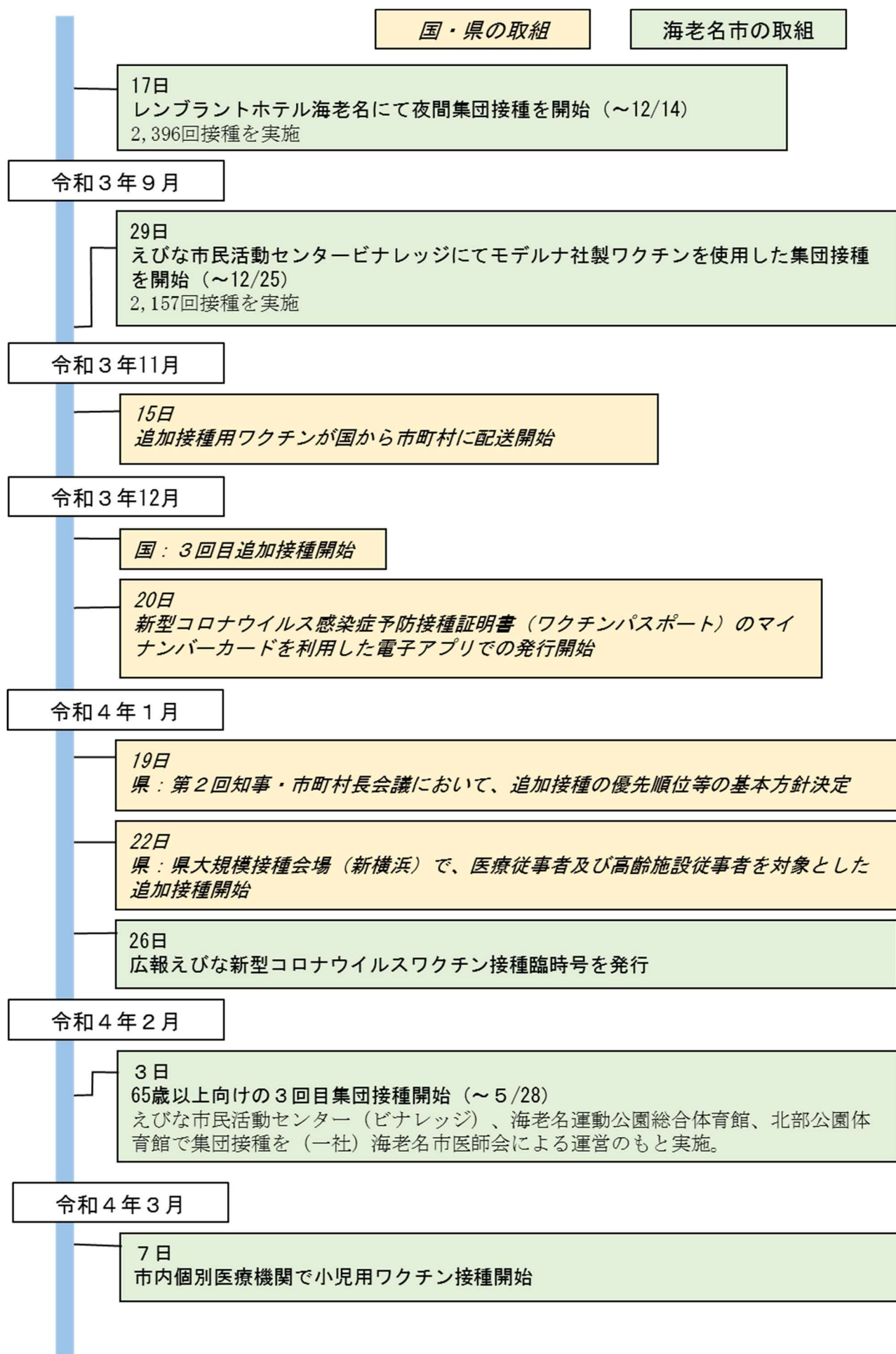
外国人が定期的に集まる海老名マスジド（モスク）を集団接種会場に位置づけ、（一社）海老名市医師会により接種を実施しました。



令和3年8月

5日

集団接種会場にて熱中症対策ブースを設置しポカリスエット及び啓発チラシを配布
令和3年7月28日付けで大塚製薬株式会社と健康増進に係る連携協定を締結し、熱中症対策の一環として寄付されたポカリスエット7,200本を集団接種会場で配布



国・県取組

海老名市の取組

11日

県：県西地域での追加接種を推進するため県大規模接種会場を足柄上合同庁舎（開成町）に開設し、接種開始（令和4年3月28日まで）

17日

小児集団接種を開始（1・2回目各6回）
えびな市民活動センター（ビナレッジ）にて、9歳～14歳（令和4年度新4年生～新6年生）を対象に集団接種を実施
同伴の兄弟等がいることを想定し、保育士による託児を実施

24日

65歳以下向けの3回目集団接種開始（～5/28）
えびな市民活動センター（ビナレッジ）、海老名運動公園総合体育館、北部公園体育館で集団接種を（一社）海老名市医師会により運営のもと実施

令和4年4月

6日

県：県大規模接種会場を新横浜から海老名へ移転

4日

駅間地区ビナガーデンズパーチ内に「海老名市新型コロナウイルスワクチンデスク」を開設
令和2年10月22日に締結した、小田急電鉄株式会社、出店する2者及び海老名市の間で締結した「健康増進事業等に係る連携と協力に関する協定」に基づき、市役所窓口、ワクチン接種専用ダイヤルで行っているワクチン接種に係る各種相談、接種券、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（ワクチンパスポート）の発行等の業務を行った。

12日

県：県大規模接種会場（海老名）で、企業・大学等の団体単位での接種を開始

12日

（医）ジャパンメディカルアライアンス カラダテラス海老名の協力のもと、ビナガーデンズパーチで労働者世代を対象とした夜間集団接種を開始（～6/24）

25日

国：60歳以上の方及び18歳以上で、基礎疾患がある方や重症化リスクが高い方に対する4回目接種が開始

令和4年6月

3日

県：県大規模接種会場（海老名）で、60歳以上の方及び18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方への4回目接種開始

国・県の取組

海老名市の取組

令和4年7月

6日
4回目接種用ワクチンが国から市町村へ配送開始

1日
県大規模接種会場（海老名）で予約なし接種開始

7日
65歳以上向けの4回目集団接種開始（～9/3）
えびな市民活動センター（ビナレッジ）、海老名運動公園総合体育館、北部公園体育館で集団接種を（一社）海老名市医師会により運営のもと実施。

22日
国：18歳以上の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する4回目接種が開始

22日
高齢者施設の入所者、在宅療養をされている方に対し、（一社）海老名市医師会が巡回訪問を行いワクチン接種を実施
4回目接種を中心に11月7日までに10日間で58人に実施

26日
国：新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（ワクチンパスポート）のマイナンバーカードを使用してのコンビニ端末での交付開始

31日
県：LINEによる「新型コロナウイルスワクチンキャンセル枠有効活用システム」運用終了

令和4年9月

19日
国：オミクロン株対応ワクチンが国から各市町村に配送開始

20日
国：令和4年秋開始接種開始

22日
県：神奈川県大規模接種会場（海老名）でオミクロン株対応ワクチン接種開始

22日
市内個別医療機関でオミクロン株対応ワクチン接種開始

27日
海老名市役所でエッセンシャルワーカー向け集団接種開始（～10/7）

30日
海老名市新型コロナウイルスワクチン接種対策本部解散

令和4年10月

15日
ビナレッジにてエッセンシャルワーカー向けオミクロン株対応ワクチン集団接種開始（～10/22）

21日
ビナレッジにてオミクロン株対応ワクチン夜間集団接種を開始（～11/18）

24日
国：乳幼児用ワクチンが国から市町村に配送開始

29日
ビナレッジにて65歳以下の市民向けオミクロン株対応ワクチン集団接種を開始（～11/12）

令和4年11月

12日
市内3会場で高齢者向けオミクロン株対応ワクチン集団接種を開始（～12/22）

31日
市内個別医療機関で小児用オミクロン株対応ワクチン接種開始

29日
高齢者施設の入所者、在宅療養をされている方に対し、（一社）海老名市医師会が巡回訪問を行いワクチン接種を実施
5回目接種を中心に2月24日までに8日間で38人に実施

令和5年3月

8日
国：小児用オミクロン株対応ワクチンが国から市町村へ配送開始

18日
市内個別医療機関で乳幼児用ワクチン接種開始

令和5年5月

7日
国：令和4年秋開始接種終了（小乳幼児を除く）

8日
国：令和5年春開始接種開始

13日
ビナレッジにて令和5年春開始接種エッセンシャルワーカー向け集団接種を開始（～5/19）

国・県の取組

海老名市の取組

令和5年5月

18日
ビナレッジにて令和5年春開始集団接種を開始（～6/7）

26日
海老名運動公園総合体育館にて令和5年春開始集団接種を開始（～5/31）

令和5年6月

2日
高齢者施設の入所者、在宅療養をされている方に対し、（一社）一般社団法人海老名市医師会が巡回訪問を行いワクチン接種を実施
令和5年春開始接種としてに7月14日までに5日間で26人に実施

3日
北部公園体育館にて令和5年春開始集団接種が開始（～6/8）

令和5年9月

19日
国：令和5年春開始接種終了

20日
国：令和5年秋開始接種開始

20日
海老名運動公園総合体育館にて令和5年秋開始集団接種開始（～9/24）

21日
ビナレッジにて令和5年秋開始集団接種開始（～10/13）

28日
北部公園体育館にて令和5年秋開始集団接種開始（～10/2）

29日
高齢者施設の入所者、在宅療養をされている方に対し、（一社）海老名市医師会が巡回訪問を行いワクチン接種を実施
令和5年秋開始接種としてに12月7日までに5日間で38人に実施

令和5年10月

12日
接種希望者が接種枠数を超えていたためビナレッジにて集団接種追加日程を設定（～11/2）

令和6年3月

31日
国：特例臨時接種及び令和5年秋開始接種終了

取組の詳細

(1) 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種準備チームの設置

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの供給が可能になった場合に、迅速かつ的確に市民に接種を実施することができるよう保健福祉部次長（健康・保健担当）を統括責任者とした「新型コロナウイルス感染症ワクチン接種準備チーム」を令和3年1月1日付けで設置し、14人の基本体制を構築しました。

準備体制を強化するため、令和3年2月1日に協力職員として9人を増員し、23人体制としました。

集団接種を実施するにあたりワクチン接種をより迅速かつ円滑に行うため、令和3年3月19日に集団接種会場調整職員として12人増員し、35人体制としました。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種対策本部の設置

令和3年4月27日付けで海老名市新型コロナウイルス感染症ワクチン接種準備チームを廃止し、本部長を副市長（保健福祉部所管）とした「新型コロナウイルスワクチン接種対策本部」を設置しました。

新型コロナウイルスワクチン接種対策本部組織図



(3) 接種の区分

ア 個別接種

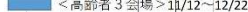
かかりつけ医、地域の診療所等身近な医療機関で接種を実施しました。

イ 集団接種

市内3か所の公共施設（北部公園体育館、えびな市民活動センター（ビナレッジ）、海老名運動公園総合体育館）に特設会場を設置して（一社）海老名市医師会により接種を実施しました。3回目以降は65歳以上の高齢者は集団接種の日程を事前に指定をしました。

また、働く世代にも接種機会を設けるため、レンブラントホテルやJMAの運営のもとビナガーデンズパーチでの夜間接種を実施しました。

【集団接種実施一覧】

	令和3年												令和4年												令和5年											
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月				
初回接種	 <高齢者3会場>5/26～7/31												 <一般3会場>7/1～11/20																							
	 <夜間（レンブラント）>8/17～12/14																																			
	 <モデルナ（ビナ）>8/17～12/14																																			
3回目接種													 <高齢者3会場>2/3～3/12																							
													 <一般3会場>3/17～5/28																							
													 <小児（ビナレッジ）>3/17～4/28																							
													 <夜間（バーチ）>4/12～6/24																							
4回目接種													 <高齢者3会場>7/7～9/3																							
秋開始接種																									 <エッセンシャル＋一般（ビナレッジ）>10/15～10/22											
																									 <一般（ビナレッジ）>10/29～11/12											
																									 <夜間（ビナレッジ）>10/21～11/18											
																									 <高齢者3会場>11/12～12/22											
春開始接種																									 <エッセンシャル（海老名市役所）>5/13～5/19											
																									 <ビナレッジ>5/18～6/7											
																									 <運動公園>5/26～5/31											
																									 <北部公園>6/3～6/8											
秋開始接種																									 <運動公園>9/20～9/24											
																									 <ビナレッジ>9/21～11/2											
																									 <北部公園>9/28～10/2											

ウ 海老名マスコ（モスク）での集団接種

集団接種会場の予約が日本語のみで、言葉の壁があり会場に行きづらい方等の言葉の壁を理由に接種が受けられない方のために、外国人が定期的集まる海老名マスコ（モスク）を集団接種会場に位置づけ、令和3年7月31日から（一社）海老名市医師会により接種を実施しました。

エ 巡回接種

高齢者施設の入所者、在宅療養をされている方に対し、（一社）海老名市医師会が巡回訪問を行い、接種を実施しました。

【巡回接種回数及び接種延べ人数】

令和3年							合計		
月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	回数	54回	
回数	1回	9回	9回	4回	2回	25回	人数	738人	
人数	4人	147人	215人	117人	98人	581人			
令和4年									
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	小計		
回数	2回	3回	2回	2回	4回	2回	15回		
人数	10人	19人	11人	12人	17人	5人	74人		
令和5年									
月	1月	2月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	小計
回数	3回	1回	4回	1回	1回	2回	1回	1回	14回
人数	18人	4人	23人	3人	5人	17人	6人	7人	83人

（4）移動支援等

ア バス回数券の配布

65歳以上の高齢者を対象に集団接種会場までの路線バス（相鉄・神奈中）、コミュニティバスを利用して集団接種会場に来院した者に対して、初乗り運賃分のバス回数券の配布を行いました。

イ シャトルバスの運行

被接種者及び介助者等の付き添い1名の利用を対象とし、7つのルートを設定してユタカトラベル、中日臨海バス、相鉄バス、神奈中バスの協力のもと集団接種会場までの無料シャトルバスを運行しました。

ウ 福祉タクシー利用券の配布

集団接種会場又は個別接種医療機関にて接種する一定の条件を満たす障がいをお持ちの方に対して、経済的な負担の軽減とワクチン接種推奨のために、福祉タクシー利用券を配布しました。

(5) 接種時期

ア 初回接種

令和3年2月～

- | | | | |
|---|-------|-----|--------------------|
| a | 接種券発送 | 高齢者 | 令和3年5月上旬から年齢別に順次発送 |
| | | 一般 | 令和3年6月下旬に発送 |
| b | 集団接種 | 高齢者 | 令和3年5月26日～7月31日 |
| | | 一般 | 令和3年7月1日～12月25日 |

イ 3回目接種

令和4年1月～

- | | | | |
|---|-------|------------------|-----------------------|
| a | 接種券発送 | 接種間隔が到達した人から順次発送 | |
| | | 医療従事者 | 令和3年12月から発送 |
| | | 高齢者 | 令和4年1月中旬に発送（事前指定分を含む） |
| b | 集団接種 | 高齢者 | 令和4年2月3日～3月12日 |
| | | 一般 | 令和4年3月17日～6月24日 |

ウ 4回目接種（高齢者のみ）

令和4年6月～

- | | | |
|---|-------|---------------|
| a | 接種券発送 | 令和4年5月から順次発送 |
| | | 事前指定分は6月中旬に発送 |
| b | 集団接種 | 令和4年7月7日～9月3日 |

エ 令和4年秋開始接種（5回目）

令和4年9月～

- | | | | |
|---|-------|-----|-------------------------|
| a | 接種券発送 | 一般 | 令和4年10月上旬から順次発送 |
| | | 高齢者 | 令和4年10月下旬から発送（事前指定分を含む） |
| b | 集団接種 | 一般 | 令和4年10月15日～12月22日 |
| | | 高齢者 | 令和4年11月22日～12月22日 |

オ 令和5年春開始接種（6回目）（高齢者のみ）

令和5年5月～

- | | | |
|---|-------|----------------|
| a | 接種券発行 | 令和5年4月末から順次発送 |
| b | 集団接種 | 令和5年5月18日～6月8日 |

カ 令和5年秋開始接種（7回目）

令和5年9月～

- | | | |
|---|-------|-----------------|
| a | 接種券発送 | 9月上旬から順次発送 |
| b | 集団接種 | 令和5年9月20日～11月2日 |

(6) 接種の優先順位

接種順位、具体的な範囲については、国の基準を基本としますが、高齢者接種以降の優先順位は、市独自の優先を含めて次のとおり実施しました。

順位	区 分	内 容
1	医療従事者等	(1) 新型コロナウイルス感染症患者に直接医療を提供する施設の医療従事者等 (2) 市内保育所等の従事者 ア 市内の保育園に勤務する保育士等及び市内の幼稚園に勤務する教諭等 イ 学童クラブ（放課後等デイサービスを含む。）の従事者
2	高齢者	令和3年度中（令和4年3月31日まで）に65歳に達する者
3	基礎疾患を有する者	(1) 令和3年度中に65歳に達しない者であって、以下の病気や状態により通院／入院しているもの ア 慢性の呼吸器の病気 イ 慢性の心臓病（高血圧を含む。） ウ 慢性の腎臓病 エ 慢性の肝臓病（肝硬変等） オ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病 カ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。） キ 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。） ク ステロイドなど免疫の機能を低下させる治療を受けている ケ 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患 コ 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等） サ 染色体異常 シ 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複した状態） ス 睡眠時無呼吸症候群 セ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合） (2) 基準（BMI 30以上）を満たす肥満の者
	高齢者施設等の従事者	高齢者等が入所、居住する社会福祉施設において、利用者に直接接する職員
	小・中学校教職員等	海老名市立小・中学校に勤務する教職員等
	神奈川県警察本部 海老名警察署員等	海老名警察署に勤務する警察署員等
	60歳～64歳の者	令和3年度中（令和4年3月31日まで）に60歳～64歳に達する者
	身体障害者手帳所持者	60歳未満の基礎疾患を有する方（内部障がい等を事由に身体障害者手帳を所持している方）を除く。
4	順位1～3以外の者	令和3年度中（令和4年3月31日まで）に50歳～59歳に達する者 令和3年度中（令和4年3月31日まで）に40歳～49歳に達する者 令和3年度中（令和4年3月31日まで）に12歳～39歳に達する者

※1(1)の医療従事者への接種については、都道府県を実施主体として実施しました。

※1(2)の市内保育所等の従事者への接種は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染者の発生により、保育所等が休園等の対応となり、当該保育所等に子ども達を預

けている医療従事者等が業務に従事することができなくなるおそれがあることから、市内医療機関からの対策要望を受け、神奈川県と協議し、院内保育同様に保育士等を医療従事者等に位置付けることは差し支えないとの見解から、優先順位に含め、接種を実施しました。

※3の小・中学校教職員等への接種は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う感染者の発生により、児童・生徒の感染による感染拡大を未然に防ぎ、学校教育に影響が及ばないよう市独自の優先順位とし、接種を実施しました。

※3の神奈川県警察本部海老名警察署員当への接種は、公共の安全や社会の秩序を守るため、新型コロナ禍においても職務を安心して遂行できるよう市独自の優先順位とし、接種を実施しました。

※3の身体障害者手帳所持者への接種は、日常生活に不自由を感じている肢体不自由等の身体障がい者も精神障がい者や知的障がい者等と同様に新型コロナウイルス感染症の感染リスクがあることから、市独自の優先順位とし、接種を実施しました。

(7) 接種率

新型コロナウイルスワクチン 【1回目】 接種状況（令和4年2月28日時点）

接種区分\年齢	総計	64歳以下	12～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	高齢者合計 (65歳以上)	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
個別接種※1	62,182	50,447	2,981	1,422	8,683	10,732	13,198	10,309	3,122	11,735	2,141	2,936	2,343	4,315
男	29,757	25,135	1,520	720	4,262	5,461	6,523	5,161	1,488	4,622	866	1,215	1,026	1,515
女	32,425	25,312	1,461	702	4,421	5,271	6,675	5,148	1,634	7,113	1,275	1,721	1,317	2,800
集団接種※2	47,610	26,441	2,741	776	2,983	3,697	5,436	7,480	3,328	21,169	4,586	6,220	4,516	5,847
男	24,827	14,366	1,394	425	1,646	2,002	3,031	4,096	1,772	10,461	2,425	3,056	2,223	2,757
女	22,783	12,075	1,347	351	1,337	1,695	2,405	3,384	1,556	10,708	2,161	3,164	2,293	3,090
合計	109,792	76,888	5,722	2,198	11,666	14,429	18,634	17,789	6,450	32,904	6,727	9,156	6,859	10,162
接種対象人数	122,087	88,422	7,544	2,654	13,930	16,960	21,937	18,595	6,802	33,665	7,658	9,455	7,308	9,244
接種率	89.9%	87.0%	75.8%	82.8%	83.7%	85.1%	84.9%	95.7%	94.8%	97.7%	87.8%	96.8%	93.9%	109.9%

※1 個別接種は、市内／市外の医療機関・施設、市外の集団接種会場での接種

※2 集団接種は、市内の集団接種会場（ビナレッジ、運動公園、北部公園、海老名マサジド、夜間接種）での接種

※3 接種対象人数は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳の人口数（12歳以上）。

新型コロナウイルスワクチン 【2回目】 接種状況（令和4年2月28日時点）

接種区分\年齢	総計	64歳以下	12～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	高齢者合計 (65歳以上)	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
個別接種※1	61,942	50,274	2,944	1,417	8,687	10,728	13,138	10,245	3,115	11,668	2,141	2,936	2,336	4,255
男	29,712	25,110	1,498	719	4,266	5,475	6,516	5,147	1,489	4,602	868	1,216	1,024	1,494
女	32,230	25,164	1,446	698	4,421	5,253	6,622	5,098	1,626	7,066	1,273	1,720	1,312	2,761
集団接種※2	47,363	26,254	2,690	767	2,904	3,653	5,422	7,490	3,328	21,109	4,577	6,208	4,506	5,818
男	24,623	14,202	1,366	419	1,595	1,966	3,007	4,082	1,767	10,421	2,418	3,049	2,216	2,738
女	22,740	12,052	1,324	348	1,309	1,687	2,415	3,408	1,561	10,688	2,159	3,159	2,290	3,080
合計	109,305	76,528	5,634	2,184	11,591	14,381	18,560	17,735	6,443	32,777	6,718	9,144	6,842	10,073
接種対象人数	122,087	88,422	7,544	2,654	13,930	16,960	21,937	18,595	6,802	33,665	7,658	9,455	7,308	9,244
接種率	89.5%	86.5%	74.7%	82.3%	83.2%	84.8%	84.6%	95.4%	94.7%	97.4%	87.7%	96.7%	93.6%	109.0%

※1 個別接種は、市内／市外の医療機関・施設、市外の集団接種会場での接種

※2 集団接種は、市内の集団接種会場（ビナレッジ、運動公園、北部公園、海老名マサジド、夜間接種）での接種

※3 接種対象人数は、令和3年1月1日現在の住民基本台帳の人口数（12歳以上）。

新型コロナウイルスワクチン 【3回目】 接種状況（令和4年10月24日時点）

接種区分\年齢	総計	64歳以下 合計	12～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	高齢者合計 (65歳以上)	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
個別接種※1	60,484	46,861	3,291	1,136	6,769	8,806	11,795	11,199	3,865	13,623	2,680	3,656	2,692	4,595
男	28,193	22,778	1,612	571	3,187	4,390	5,702	5,496	1,820	5,415	1,132	1,494	1,171	1,618
女	32,291	24,083	1,679	565	3,582	4,416	6,093	5,703	2,045	8,208	1,548	2,162	1,521	2,977
集団接種※2	31,711	13,738	90	292	1,432	2,055	3,217	4,457	2,195	17,973	3,847	5,264	3,952	4,910
男	16,605	7,546	45	144	758	1,086	1,781	2,514	1,218	9,059	2,061	2,667	1,964	2,367
女	15,106	6,192	45	148	674	969	1,436	1,943	977	8,914	1,786	2,597	1,988	2,543
合計	92,195	60,599	3,381	1,428	8,201	10,861	15,012	15,656	6,060	31,596	6,527	8,920	6,644	9,505
接種対象人数	123,071	89,091	7,524	2,601	14,138	16,985	21,300	19,620	6,923	33,980	7,210	9,634	7,090	10,046
接種率	74.9%	68.0%	44.9%	54.9%	58.0%	63.9%	70.5%	79.8%	87.5%	93.0%	90.5%	92.6%	93.7%	94.6%
2回目接種人数	110,297	77,429	5,919	2,207	11,813	14,527	18,673	17,833	6,457	32,868	6,731	9,167	6,854	10,116
2回目接種に 対する接種率	83.6%	78.3%	57.1%	64.7%	69.4%	74.8%	80.4%	87.8%	93.9%	96.1%	97.0%	97.3%	96.9%	94.0%

※1 個別接種は、市内／市外の医療機関・施設、市外の集団接種会場での接種

※2 集団接種は、市内の集団接種会場（ビナレッジ、運動公園、北部公園、ビナガーデンズ（ビーチ））での接種

※3 接種対象人数は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳の人口数（18歳以上）

<参考> 県内接種状況（令和4年10月23日時点）

	全体
接種者数	6,058,659
接種率	72.47%

新型コロナウイルスワクチン 【4回目】 接種状況（令和4年10月24日時点）

接種区分\年齢	総計	59歳以下 合計	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上 合計	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
個別接種※1	20,408	5,342	46	581	908	1,532	2,275	15,066	2,722	2,394	3,379	2,516	4,055
男	8,245	2,099	22	215	355	561	946	6,146	1,245	1,033	1,359	1,087	1,422
女	12,163	3,243	24	366	553	971	1,329	8,920	1,477	1,361	2,020	1,429	2,633
集団接種※2	19,805	1,507	17	124	211	405	750	18,298	1,823	3,552	4,896	3,657	4,370
男	10,087	705	10	58	89	172	376	9,382	996	1,905	2,503	1,836	2,142
女	9,718	802	7	66	122	233	374	8,916	827	1,647	2,393	1,821	2,228
合計	40,213	6,849	63	705	1,119	1,937	3,025	33,364	4,545	5,946	8,275	6,173	8,425
接種対象人数	115,547	74,644	2,601	14,138	16,985	21,300	19,620	40,903	6,923	7,210	9,634	7,090	10,046
接種率	34.8%	9.2%	2.4%	5.0%	6.6%	9.1%	15.4%	81.6%	65.7%	82.5%	85.9%	87.1%	83.9%
3回目接種人数	88,814	51,158	1,428	8,201	10,861	15,012	15,656	37,656	6,060	6,527	8,920	6,644	9,505
3回目接種に 対する接種率	45.3%	13.4%	4.4%	8.6%	10.3%	12.9%	19.3%	88.6%	75.0%	91.1%	92.8%	92.9%	88.6%

※1 個別接種は、市内／市外の医療機関・施設、市外の集団接種会場での接種

※2 集団接種は、市内の集団接種会場（ビナレッジ、運動公園、北部公園）での接種

※3 接種対象人数は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳の人口数（18歳以上）

<参考> 県内接種状況（令和4年10月23日時点）

	全体
接種者数（60歳以上）	2,120,391
接種率（60歳以上）	74.49%

新型コロナウイルスワクチン接種状況 【オミクロン合計】（令和5年9月22日時点：R4秋開始接種（5月7日までの接種））

接種区分\年齢	総計	59歳以下 合計	12～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上 合計	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
個別接種※1	39,206	27,673	1,834	618	3,265	4,493	6,772	7,755	2,936	11,533	2,234	3,142	2,357	3,800
男	18,059	13,471	860	325	1,567	2,224	3,246	3,823	1,426	4,588	962	1,306	1,008	1,312
女	21,147	14,202	974	293	1,698	2,269	3,526	3,932	1,510	6,945	1,272	1,836	1,349	2,488
集団接種※2	26,140	10,102	530	147	816	1,241	2,280	3,277	1,811	16,038	3,518	4,831	3,584	4,105
男	13,546	5,370	282	79	429	639	1,171	1,764	1,006	8,176	1,887	2,452	1,809	2,028
女	12,594	4,732	248	68	387	602	1,109	1,513	805	7,862	1,631	2,379	1,775	2,077
合計	65,346	37,775	2,364	765	4,081	5,734	9,052	11,032	4,747	27,571	5,752	7,973	5,941	7,905
接種対象人数	115,547	81,567	7,524	2,601	14,138	16,985	21,300	19,620	6,923	33,980	7,210	9,634	7,090	10,046
接種率	56.6%	46.3%	31.4%	29.4%	28.9%	33.8%	42.5%	56.2%	68.6%	81.1%	79.8%	82.8%	83.8%	78.7%
初回接種人数	110,508	77,615	5,952	2,213	11,872	14,558	18,708	17,850	6,462	32,893	6,737	9,172	6,857	10,127
初回接種に 対する接種率	59.1%	48.7%	39.7%	34.6%	34.4%	39.4%	48.4%	61.8%	73.5%	83.8%	85.4%	86.9%	86.6%	78.1%

※1 個別接種は、市内／市外の医療機関・施設、市外の集団接種会場での接種

※2 集団接種は、市内の集団接種会場（ビナレッジ、運動公園、北部公園、市役所）での接種

※3 接種対象人数は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳の人口数（18歳以上）

新型コロナウイルスワクチン接種状況 【R5春開始合計】

(令和5年9月22日時点：R5春開始接種(5/8～9/19の接種))

接種区分\年齢	総計	64歳以下 合計	12～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上 合計	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
個別接種※1	11,542	2,565	22	17	235	326	600	856	509	8,977	1,589	2,425	1,926	3,037
男	4,585	1,003	13	8	95	126	214	362	185	3,582	699	1,012	828	1,043
女	6,957	1,562	9	9	140	200	386	494	324	5,395	890	1,413	1,098	1,994
集団接種※2	14,821	977	5	8	67	97	223	384	193	13,844	3,028	4,210	3,175	3,431
男	7,610	459	2	3	31	47	88	182	106	7,151	1,646	2,152	1,636	1,717
女	7,211	518	3	5	36	50	135	202	87	6,693	1,382	2,058	1,539	1,714
合計	26,363	3,542	27	25	302	423	823	1,240	702	22,821	4,617	6,635	5,101	6,468
接種対象人数	115,547	81,567	7,524	2,601	14,138	16,985	21,300	19,620	6,923	33,980	7,210	9,634	7,090	10,046
接種率	22.8%	4.3%	0.4%	1.0%	2.1%	2.5%	3.9%	6.3%	10.1%	67.2%	64.0%	68.9%	71.9%	64.4%
初回接種人数	122,754	89,861	5,952	2,213	11,872	14,558	18,708	17,850	18,708	32,893	6,737	9,172	6,857	10,127
初回接種に 対する接種率	21.5%	3.9%	0.5%	1.1%	2.5%	2.9%	4.4%	6.9%	3.8%	69.4%	68.5%	72.3%	74.4%	63.9%

※1 個別接種は、市内／市外の医療機関・施設、市外の集団接種会場での接種

※2 集団接種は、市内の集団接種会場（ピナレツ、運動公園、北部公園、市役所）での接種

※3 接種対象人数は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳の人口数（18歳以上）

新型コロナウイルスワクチン接種状況 【R5秋開始合計】

(令和6年3月31日時点：R5秋開始接種(9/20～の接種))

接種区分\年齢	総計	64歳以下 合計	12～17歳	18～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上 合計	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上
個別接種※1	17,204	8,701	377	138	693	1,095	1,801	2,956	1,641	8,503	1,364	1,896	1,825	3,418
男	7,495	4,079	202	72	374	547	751	1,341	792	3,416	614	837	774	1,191
女	9,709	4,622	175	66	319	548	1,050	1,615	849	5,087	750	1,059	1,051	2,227
集団接種※2	17,362	3,716	107	40	156	342	672	1,453	946	13,646	2,480	3,745	3,371	4,050
男	8,813	1,851	50	25	77	158	314	754	473	6,962	1,317	1,937	1,706	2,002
女	8,549	1,865	57	15	79	184	358	699	473	6,684	1,163	1,808	1,665	2,048
合計	34,566	12,417	484	178	849	1,437	2,473	4,409	2,587	22,149	3,844	5,641	5,196	7,468
初回接種人数	111,221	76,485	5,024	2,199	11,556	14,034	17,881	18,948	6,843	34,736	6,404	8,447	7,637	12,248
初回接種に 対する接種率	31.1%	16.2%	9.6%	8.1%	7.3%	10.2%	13.8%	23.3%	37.8%	63.8%	60.0%	66.8%	68.0%	61.0%

※1 個別接種は、市内／市外の医療機関・施設、市外の集団接種会場での接種

※2 集団接種は、市内の集団接種会場（ピナレツ、運動公園、北部公園、市役所）での接種

※3 年齢は令和5年10月1日時点

8 寄附

令和2年3月から令和4年8月までの間に新型コロナウイルス感染症対策への支援として、財産の寄附が70件（55,358,388円相当）、現金の寄附が25件（31,703,200円）ありました。衛生用品等の物品は、主に社会福祉施設、市公共施設等で活用し、現金は、市の財源として受納しました。

申込者	寄附の内訳	相当額
株式会社メディカルガーデン 代表取締役社長 小林 弘忠	電解次亜塩素酸水生成器ハイジョキンⅡ（HJ-790）2台	1,095,600円
優成サービス株式会社 取締役会長 八木 正志	手作りマスク 100枚	0円
法和株式会社 代表取締役 杉山 宣志	サージカルマスク 550枚	36,300円
個人	手作りマスク 100枚	0円
株式会社ディスカバリープラス （コペルプラス海老名教室）	不織布マスク 2,000枚	132,000円
個人	手作りマスク 61枚	0円
個人	マスク 60枚	9,900円
個人	手作りマスク 99枚	0円
アツギ株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 工藤 洋志	サージカルマスク 4,000枚	264,000円
株式会社オウルテック 代表取締役 東海林 春男	サージカルマスク 300,000枚	19,800,000円
株式会社 ティーツー 代表取締役 富田 一男	フェイスシールド 300枚	240,000円
明治安田生命保険相互会社 神奈川本部	マスク 50枚、ハンドジェル 1本（500ml）、フェイスシールド 2枚	6,600円
台北駐日経済文化代表処 駐日代表 謝長廷 （仲介：日台高座友の会 会長 橋本吉宣）	マスク 5,000枚	330,000円
個人	ハンドジェル 300ml 200本	360,000円
個人	手作りマスク 15枚	0円
株式会社 厚木教材社 代表取締役 秋吉 勝洋	子供用マスク 7,200枚	427,680円
内宮商事 株式会社 代表取締役 内宮 則一（支配人 西尾光彦）	マスク 10,000枚	594,000円
城南信用金庫 支店長 徳永 直浩	スケッチブック 200冊、クレヨン 200個	93,400円
株式会社 栄屋製パン 代表取締役 梅田 高嗣	メロンパン 668個	110,220円
・中華民国僑務委員会 鄭 尊仁 ・世界華人工商婦女企管協会日本分会 錢 妙玲	防護服 50個、マスク 4,000枚	319,000円
個人	ペーパータオル 4箱（200枚入り×25個）	17,424円
個人	手作りマスク 18枚	0円
金庫屋	マスク 1箱（50枚入り）	2,700円
魚松	マスク 10箱（50枚入り）	27,000円
第一生命株式会社厚木支社	不織布マスク 1,000枚	35,000円
個人	N95マスク 8枚	16,000円
株式会社シンズ 代表取締役社長 徐 鑫（ジョ シン）	マスク 30,000枚	1,686,000円
明治安田生命保険相互会社町田支社	衛生マスク 50枚、不織布マスク 50枚、ハンドジェル 4本（500ml）、フェイスシールド 40枚	39,500円
株式会社 ENEOSウイング	マスク 600枚（12箱）	32,400円
個人	マスク 12枚、布巾 3枚	1,002円
リビングスタイル株式会社	マスク 9,000枚	315,000円
株式会社 t o i	飛沫感染対策卓上透明パーテーション 20個	60,000円
個人	飛沫感染対策卓上透明パーテーション 20個	60,000円
近代化学株式会社	アルコールハンドジェル 204本	367,200円
海老名市自治会連絡協議会 会長 柳下泰介	サージカルマスク 300枚	20,000円
法和株式会社 代表取締役 杉山 宣志	使い捨てプロテクトマスク 100枚	8,000円
相ブラ株式会社 代表取締役 酒井 寛	子ども用ポリエチレン手袋 12,000枚	118,800円
個人	マスク 50枚	1,750円

申込者	寄附の内訳	相当額
泉橋酒造株式会社 代表取締役社長 橋場雄一	高濃度エタノール製品 456本 (1本300ml)	401,280円
株式会社かどや 代表取締役 波多野 康広	足踏み式スプレースタンド 10台	300,000円
株式会社メディカルガーデン 代表取締役社長 小林 弘忠	プラスチックグローブM (100枚入り) 5箱 プラスチックグローブL (100枚入り) 5箱	15,000円
海老名エージェンシー合同会社 代表取締役 山本 准	・接触感染対策用除菌 (Dr. CLEAN+) 4ケース (64本) ・防災ベットフード及び保存水 500g・100袋、500ml・1200本	650,672円
個人	マスク 170枚	5,950円
公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 県央東支部	ウェットティッシュ 3,000個	120,000円
個人	手作りマスク 300枚	10,500円
優成サービス株式会社 代表取締役社長 八木 優	紫外線殺菌灯 3台	90,000円
国際ソロプチミスト海老名 会長 清水 直美	非接触型体温計 19台	135,850円
株式会社シンズ 代表取締役社長 徐 鑫 (ジョ シン)	マスク 200,000枚	7,040,000円
個人	防護服 81着、シューズカバー 30双、ゴム手袋 200枚	179,080円
個人	エタノール製剤 4ℓ×2本	9,900円
株式会社YAMABISHI CEO 蓮池 一憲	長時間バックアップ対応無停電電源装置 1台	2,090,000円
海老名ロータリークラブ 会長 松井 亮作	クリアファイル 12,000枚	461,780円
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 ペンディング神奈川中央支店 支店長 狩野定夫	ドリンクチケット 2,000枚	300,000円
海老名ロータリークラブ 会長 見方雅教	図書除菌機 1台	852,000円
近代化学株式会社	アルコールハンドジェル (500ml) 756本	680,400円
ジャコムトレーディング株式会社 メドテックス インターナショナル株式会社	不織布マスク 100,000枚	1,265,000円
法和株式会社 代表取締役 杉山 宜志	えび〜にゃ元気反射チャーム 2,000個	400,000円
株式会社かどや 代表取締役 波多野 康広	足踏み式スプレーボトルスタンド 20台	600,000円
有限会社 ハーモニック 代表取締役 藤原 かおり	蓄電システム 1個	398,000円
株式会社 きらり	抗菌抗ウィルスコーティング 458㎡	302,500円
株式会社慶洋エンジニアリング 代表取締役 山本 浩 株式会社エクシード 代表取締役 市田 賢司	不織布マスク 240,000枚	7,200,000円
リコージャパン株式会社 神奈川支社 LA第二営業部 部長 谷村 純二	ダンボール授乳室・更衣室 3台	117,000円
株式会社 PONO 代表取締役 岩崎 康弘	リサイクル手洗い用液体石けん 19箱、液体石けん用ボトル 114本	171,000円
近代化学株式会社	アルコールハンドジェル (500ml) 780本	702,000円
株式会社仲屋商事 代表取締役 若林 将孔	アルコールハンドジェル (300ml) 450本	148,500円
株式会社かどや 代表取締役 波多野 康広	シリンジ監査トレー 3台	300,000円
海老名エージェンシー合同会社 代表取締役 山本 准	N95マスク 3,000枚	924,000円
株式会社きらり	抗菌抗ウィルスコーティング 458㎡	302,500円
株式会社バイオニア・システム 代表取締役 猪野 雅則	マスク 1,000枚	63,000円
株式会社東亜産業 代表取締役 深井 昭匡	新型コロナウイルス抗原検査スティックTM 3,120個	2,496,000円
個人	現金	10,000,000円
個人	現金	100,000円
個人	現金	200,000円
法人	現金	300,000円
個人	現金	10,000,000円
個人	現金	100,000円
個人	現金	100,000円
個人	現金	100,000円
個人	現金	500,000円
個人	現金	10,000円
個人	現金	200,000円
個人	現金	10,000円
個人	現金	50,000円

申込者	寄附の内訳	相当額
海老名市職員管理職会	現金	8,840,000円
法人	現金	416,200円
個人	現金	10,000円
個人	現金	10,000円
個人	現金	50,000円
海老名市職員管理職会（その2）	現金	350,000円
海老名市職員管理職会（その3）	現金	105,000円
英会話サークル「J & J」	現金	5,000円
個人	現金	20,000円
法人	現金	100,000円
海老名市地域婦人団体連絡協議会会長 紅野弘子	現金	50,000円
中央労働金庫座間支店推進幹事会	現金	87,000円

編集歴

	作成日・更新日	記載期間	編集内容
第1回	令和4年3月18日	令和元年12月から 令和3年12月31日まで	作成
第2回	令和4年8月30日	令和元年12月から 令和4年3月31日まで	・ワクチン追加接種（3回目）について追記 ・実績の更新 ・その他所要の改訂
第3回	令和5年8月31日	令和元年12月から 令和5年5月19日まで	・ワクチン追加接種（4回目）について追記 ・実績の更新 ・その他所要の改訂
第4回	令和6年11月1日	令和元年12月から 令和6年9月30日まで	・ワクチン接種について全面更新 ・実績の更新 ・その他所要の改訂

新型コロナウイルス感染症業務白書

作成 令和6年11月1日

市長室 危機管理課

〒243-0492

海老名市勝瀬 175 番地の 1

電 話 046-235-4790

ファクス 046-231-2343